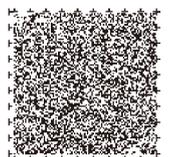


令和7年度

福岡県男女共同参画白書



福 岡 県



福岡県男女共同参画白書の刊行にあたって



人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、自然災害の激甚化・頻発化など、私たちを取り巻く状況が大きく変化する中、活力ある地域社会を築き、福岡県が飛躍・発展していくためには、ジェンダー平等・男女共同参画の実現が不可欠です。

しかしながら、世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数(2025年)において、日本の順位は148カ国中118位と世界の中でも大きく遅れをとっています。さらに、本県が昨年度実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」では、改善傾向ながらも依然として根強い「固定的性別役割分担意識」がみられ、ジェンダー平等社会の実現は道半ばの状況です。

県では、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」地域社会を目指し、ジェンダー平等の社会づくりを県政の重要事項の一つと位置付けています。「第5次福岡県男女共同参画計画」では、「男女がともに活躍できる社会の実現」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の3つの柱のもと、経済分野におけるジェンダー・ギャップの解消、DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援、性別役割分担意識の解消など、さまざまな課題に対応する施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

また、令和8年4月に県庁の大規模な組織再編を実行し、その中で「人材育成・活躍推進部」を設置することとしています。福岡県の未来を切り拓き、担っていくのは人です。この部では、こども・若者の育成に加え、性別に関わらずさまざまな「人」の活躍推進とその活躍を支える環境整備などに取り組んでまいります。

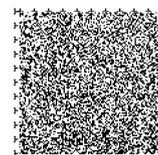
ジェンダー平等・男女共同参画を実現していくためには、県だけではなく、県民や団体・企業、市町村の皆さまが課題を共有し、解決に向けてともに取り組んでいく必要があります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

本書は、福岡県男女共同参画推進条例に基づく年次報告として公表するものであり、本県の男女共同参画に関する現状や施策の概要、市町村の状況などをまとめています。

本書を多くの皆さまにご活用いただき、ジェンダー平等・男女共同参画が進むことを期待しています。

令和8年3月

福岡県知事 **服部 誠太郎**



目 次

第1部 福岡県における男女共同参画の現状

1	人口の変化	2
2	女性の就労をめぐる状況	4
3	仕事と生活の両立の実態	11
4	地域における男女共同参画の状況	15
5	県民の意識	25
6	ひとり親世帯の状況	28
7	女性等に対する暴力の状況	29
8	健康	32

第2部 福岡県男女共同参画計画

1	第5次福岡県男女共同参画計画 施策体系（令和3年度～令和7年度）	34
2	第5次福岡県男女共同参画計画の成果指標・令和6年度実績	35
3	第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）	37
	柱1 男女がともに活躍できる社会の実現	37
	柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	42
	柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	47

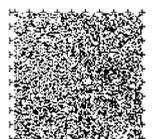
第3部 市町村における男女共同参画の推進状況

1	推進体制等	50
2	男女共同参画に関する計画の策定状況	53
3	女性の登用状況	55
4	政治分野の推進状況	60

第4部 資料編

1	参考資料	65
---	------	----

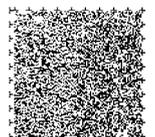
※年号の標記について、令和7年4月時点のデータは、「令和7」、「令7」、「R7」としています。



第1部

福岡県における男女共同参画の現状

- 1 人口の変化
- 2 女性の就労をめぐる状況
- 3 仕事と生活の両立の実態
- 4 地域における男女共同参画の状況
- 5 県民の意識
- 6 ひとり親世帯の状況
- 7 女性等に対する暴力の状況
- 8 健康



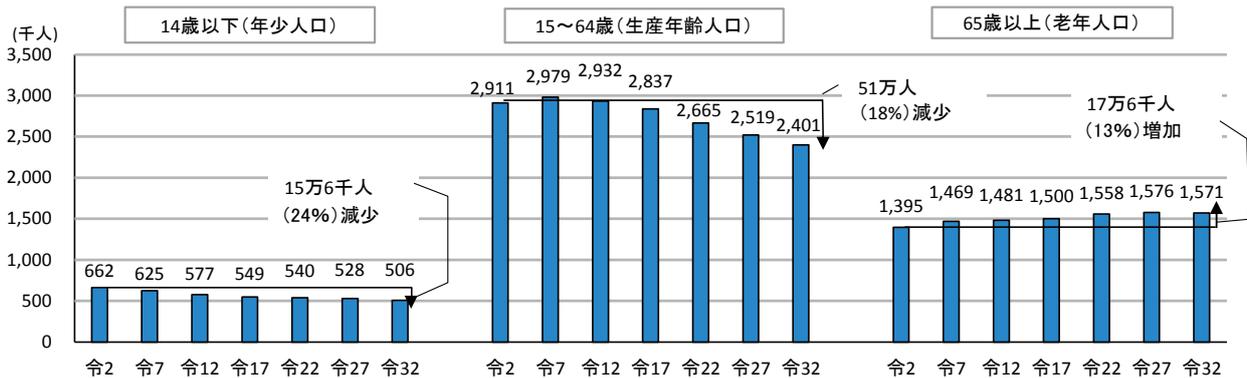
第1部 福岡県における男女共同参画の現状

1 人口の変化

(1) 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加しており、令和2(2020)年は513万人を超えましたが、今後、減少に向かうと見込まれています。少子高齢化に伴い、年少人口、生産年齢人口の割合が低下し、老年人口が増加するなど人口構造も変化し、経済力の低下や地域の担い手不足をもたらすことが懸念されています。

《図表1-1 年齢区分別将来人口(福岡県)》

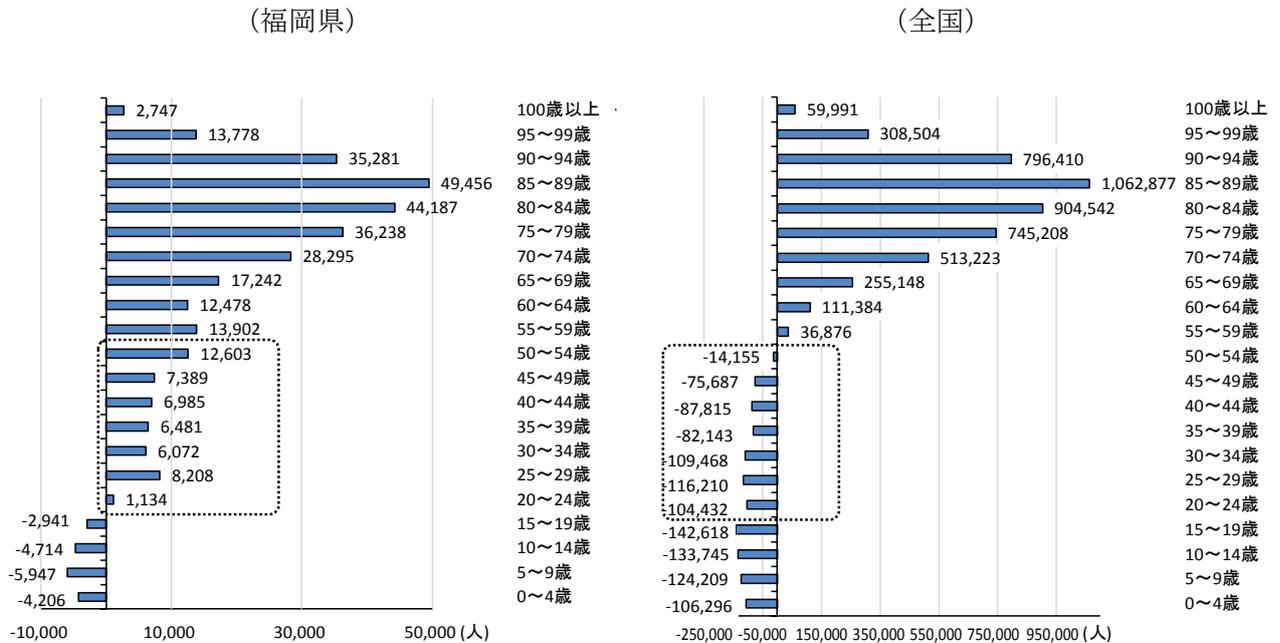


備考: 令和2年までは総務省「国勢調査」(令和2年)、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(令和5年)より作成

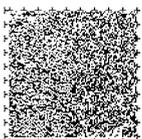
(2) 人口の女性比率

人口を男女で比較した場合、20代~50代前半の男女比について、全国では女性の割合が少ないが、福岡県では20代から女性の割合が男性を上回っていることが特徴となっています。

《図表1-2 人口構成:女性-男性》



備考: 総務省「国勢調査」(令和2年)



(3) 家族形態の変化

増加が続く核家族世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあるものの、「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」は増加しています。

一方、夫婦と子ども及び夫婦の親など、「その他の親族と一緒にの世帯」は減少しており、令和2(2020)年は、35年前の昭和60(1985)年の5割程度となっています。

また、「単独世帯」が増加しており、令和2(2020)年は、昭和60(1985)年の約3倍となっています。そのうち、65歳以上のひとり暮らしの女性は、昭和60(1985)年の約4倍に、ひとり暮らしの男性は、約9倍に増加しています。

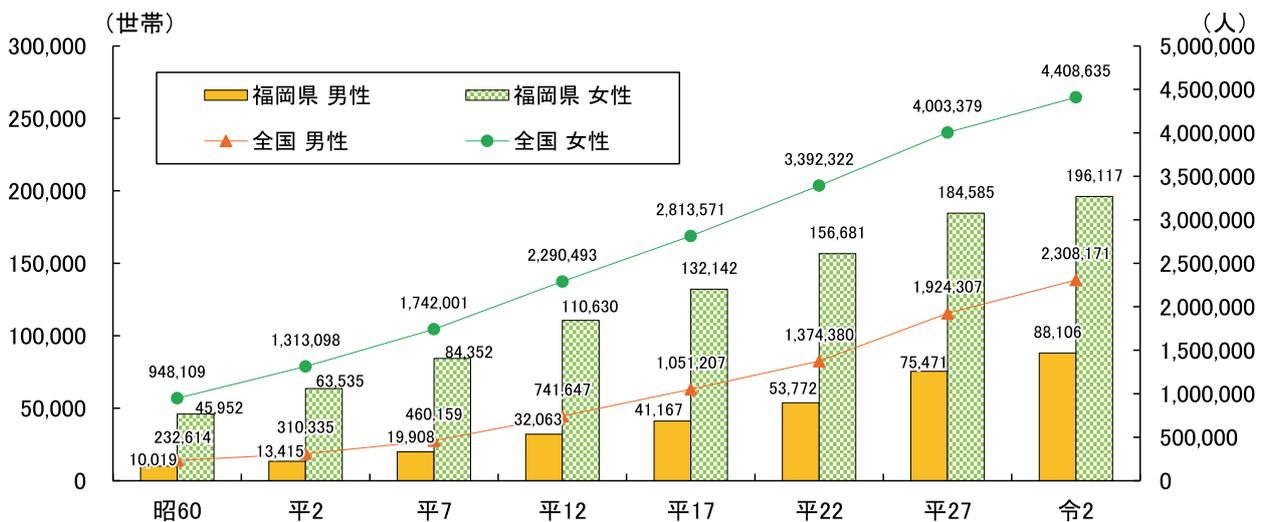
《図表1-3 家族類型別の世帯数(福岡県)》

(世帯、人)

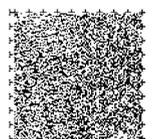
	核家族世帯	核家族世帯の内訳				その他の親族と一緒にの世帯	非親族世帯	単独世帯
		うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども			
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和2年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」

《図表1-4 高齢単独世帯数(福岡県・全国)》



備考：総務省「国勢調査」



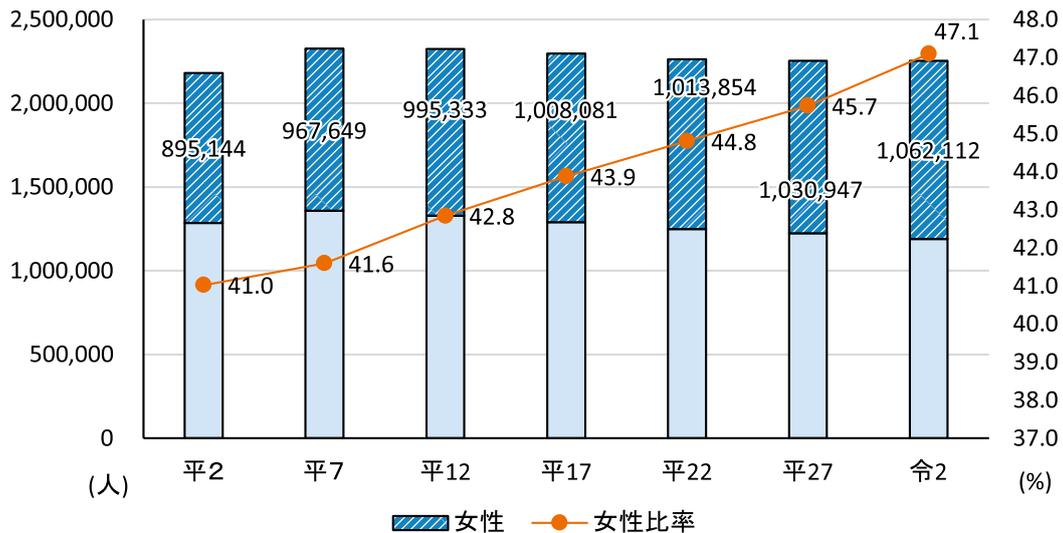
2 女性の就労をめぐる状況

(1) 女性の就業状況

女性の就業者数は増加しており、就業者に占める女性の割合も増加しています。しかし、女性の20代の労働力率に比べ、30代の労働力率は下がっており、出産・育児による離職が影響しているものと思われます。しかし、このいわゆる「M字カーブ」の底は年々浅くなってきています。

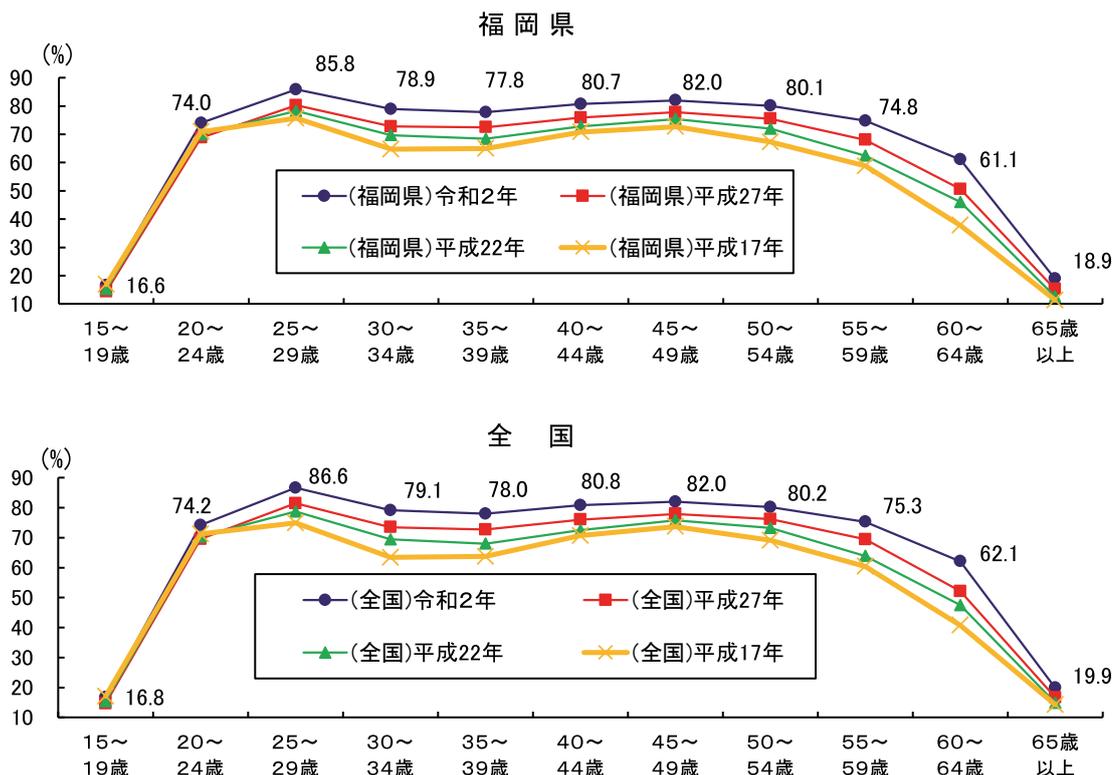
県内の25歳～44歳の就業を希望する女性66,200人のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約3万5千人に上っており、働きたい子育て中の女性が潜在的に数多くいることを示しています。

《図表2-1 女性の就業者数・就業者に占める女性割合（福岡県）》

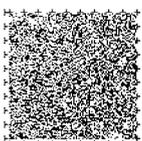


備考：総務省「国勢調査」

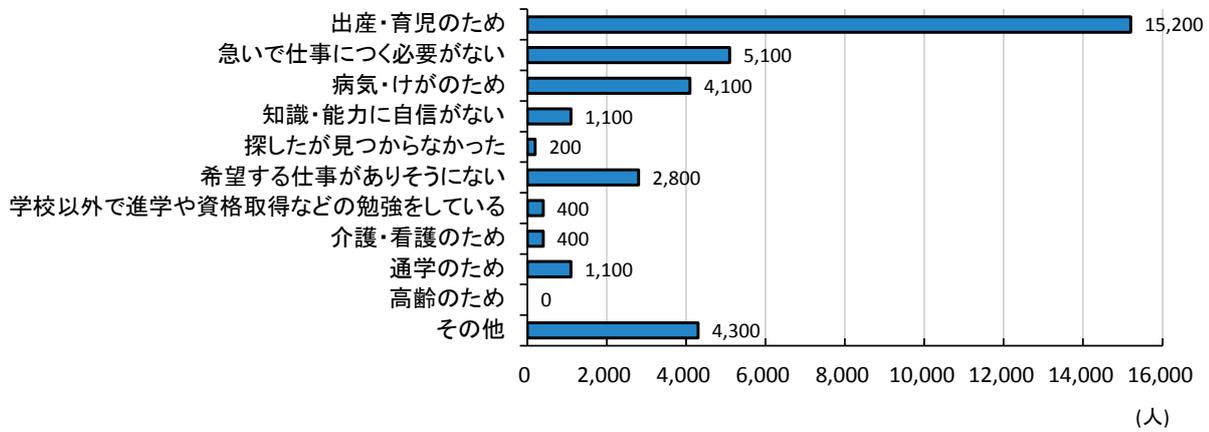
《図表2-2 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）》



備考：総務省「国勢調査」

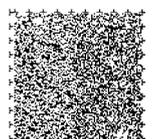


《図表2-3 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）》



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は66,200人

備考：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

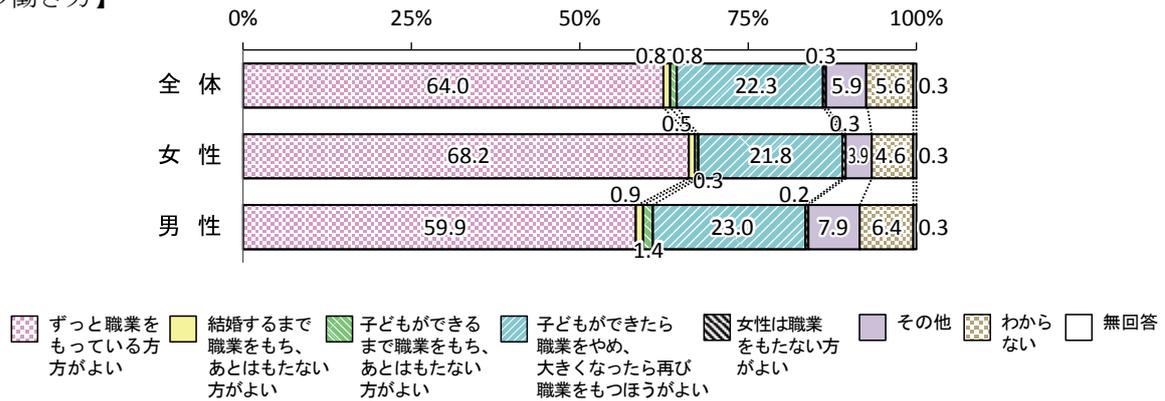


(2) 女性の理想の働き方と現実の就業

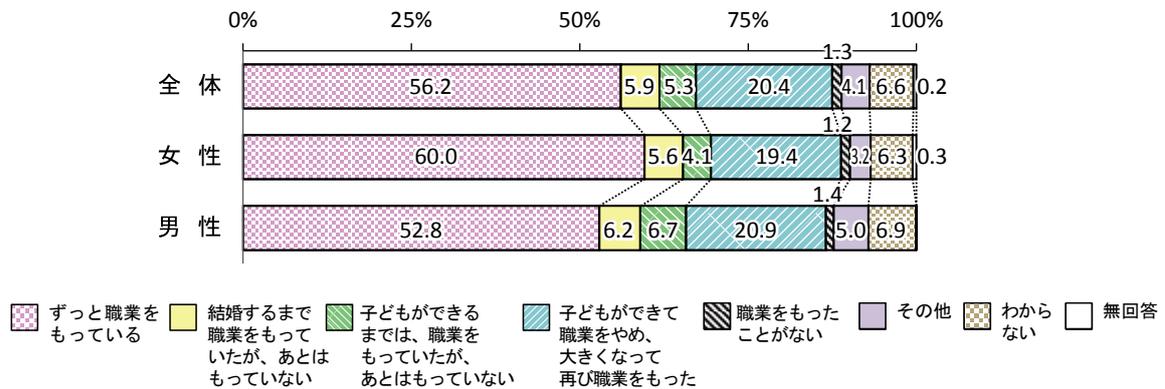
令和6(2024)年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」によると、女性が職業をもつことについて、「女性もずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は、女性において7割、男性においても6割程度となっています。一方で、「結婚するまで、もしくは、子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい」と考える女性の割合は0.8%ですが、実際には9.7%の女性が結婚又は出産後に職業をもっておらず、就業継続を希望していてもそれを実現できていないのが現状です。

〈図表2-4 女性が職業をもつことについての意識(福岡県)〉

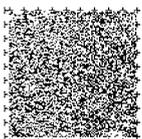
【理想の働き方】



【現実の働き方】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)



(3) 女性が働き続けるために必要なこと

女性が働き続けるために必要なことについて尋ねたところ、男女ともに、「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」、「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」、「賃金の男女格差の解消」が上位3つを占めています。

《図表2-5 女性が働き続けるために必要なこと ※上位3つ（福岡県）》

順位	女性 (回答割合)	男性 (回答割合)
1	「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」 (45.1%)	「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」 (43.2%)
2	「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」 (44.3%)	「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」 (40.1%)
3	「賃金の男女格差の解消」 (36.5%)	「賃金の男女格差の解消」 (33.5%)

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

(4) 起業家に占める女性の割合

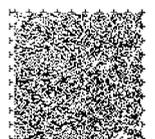
福岡県では、起業家に占める女性の割合は増加していますが、その割合は2割程度にとどまっています。

《図表2-6 起業家に占める女性の割合（福岡県・全国）》

	平成29年	令和4年
福岡県	19.5%	20.6%
全国	19.3%	22.3%

備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

起業家は「自営業主」のうち「起業者」及び「会社などの役員」のうち「起業者」

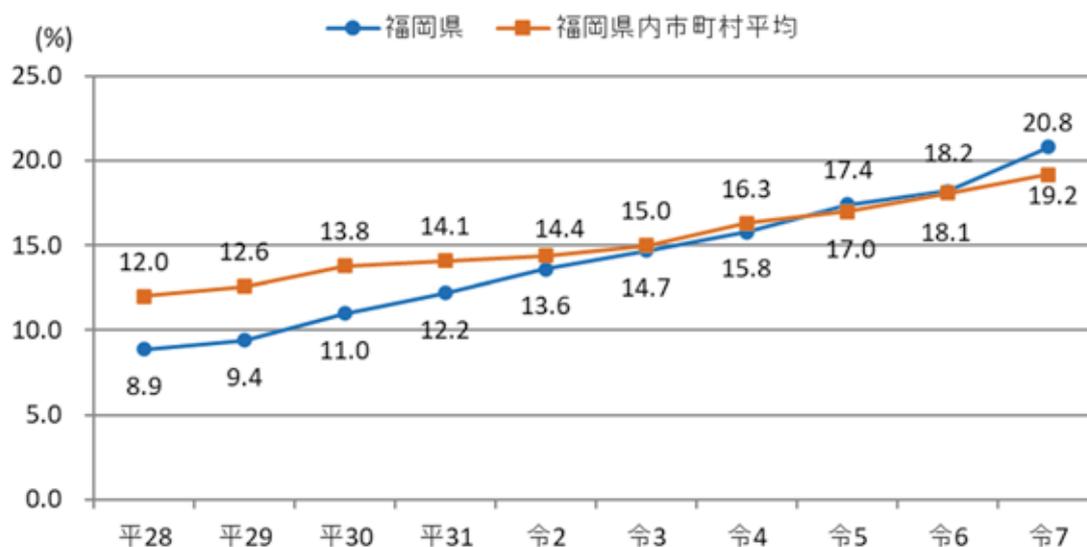


(5) 管理職に占める女性の割合

県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。福岡県における女性公務員の管理職登用の割合は、令和7(2025)年4月で20.8%、県内市町村における同割合は19.2%となっています。

県・市町村・県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4(2022)年に17.9%まで上昇しましたが、いまだ低い状況にあります。

《図表2-7 女性公務員の管理職登用の状況(福岡県)》



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値

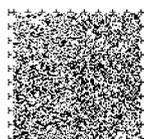
(注) 市町村の管理職登用の状況については、課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

《図表2-8 県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合(福岡県)》

	福岡県
平成29年	17.3%
令和4年	17.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

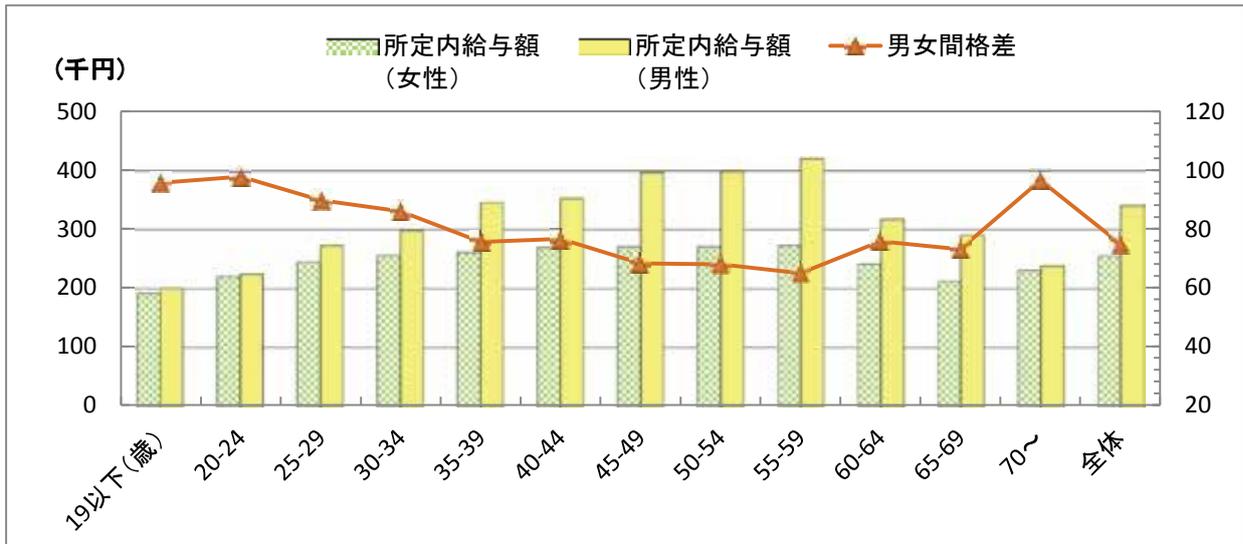


(6) 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（令和6（2024）年）は、女性255,400円、男性341,000円となっています。年齢階級別でみると、男性の所定内給与額は50代後半まで年齢が上がるにつれ増加していますが、女性の所定内給与額は、30代後半から50代後半まではほぼ横ばいとなっており、平均で約27万円となっています。

また、男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は74.9となっています。20代後半から90を切り、年齢が上がるにつれて格差は拡大し、50代後半では64.9となります。

〈図表2-9 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）〉

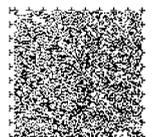


(単位：千円)

令和6年（福岡県）	所定内給与額 (女性)	所定内給与額 (男性)	男女間格差
19以下(歳)	192.0	200.7	95.7
20-24	220.3	225.3	97.8
25-29	245.1	273.1	89.7
30-34	256.3	297.9	86.0
35-39	261.6	346.2	75.6
40-44	269.7	352.5	76.5
45-49	271.0	397.1	68.2
50-54	270.9	398.8	67.9
55-59	272.9	420.7	64.9
60-64	240.9	317.7	75.8
65-69	212.2	290.8	73.0
70~	230.3	238.5	96.6
全体	255.4	341.0	74.9

※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

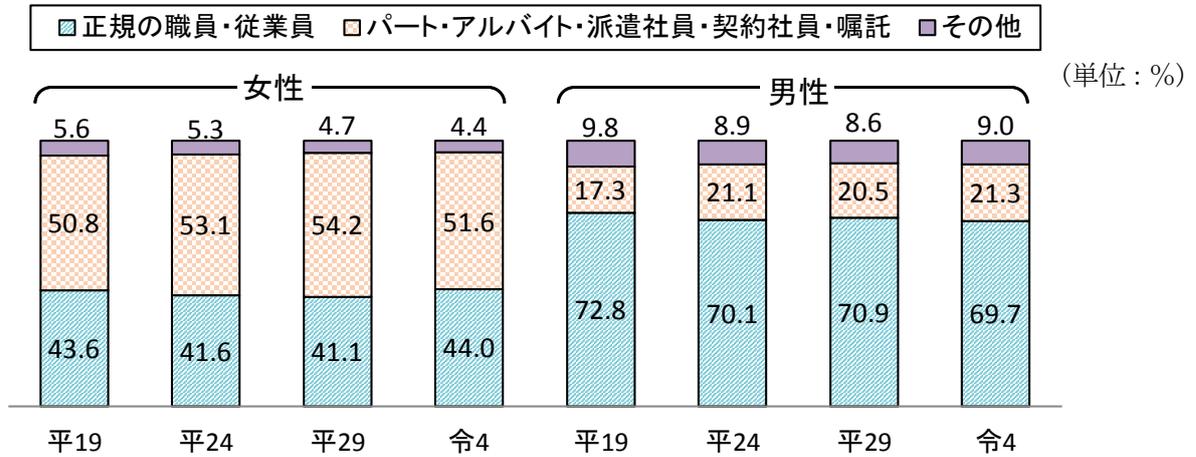
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）



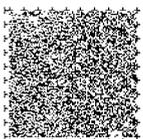
(7) 雇用者に占める非正規雇用者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、女性の非正規雇用率が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

《図表2-10 男女の雇用形態（福岡県）》



備考:総務省「就業構造基本調査」

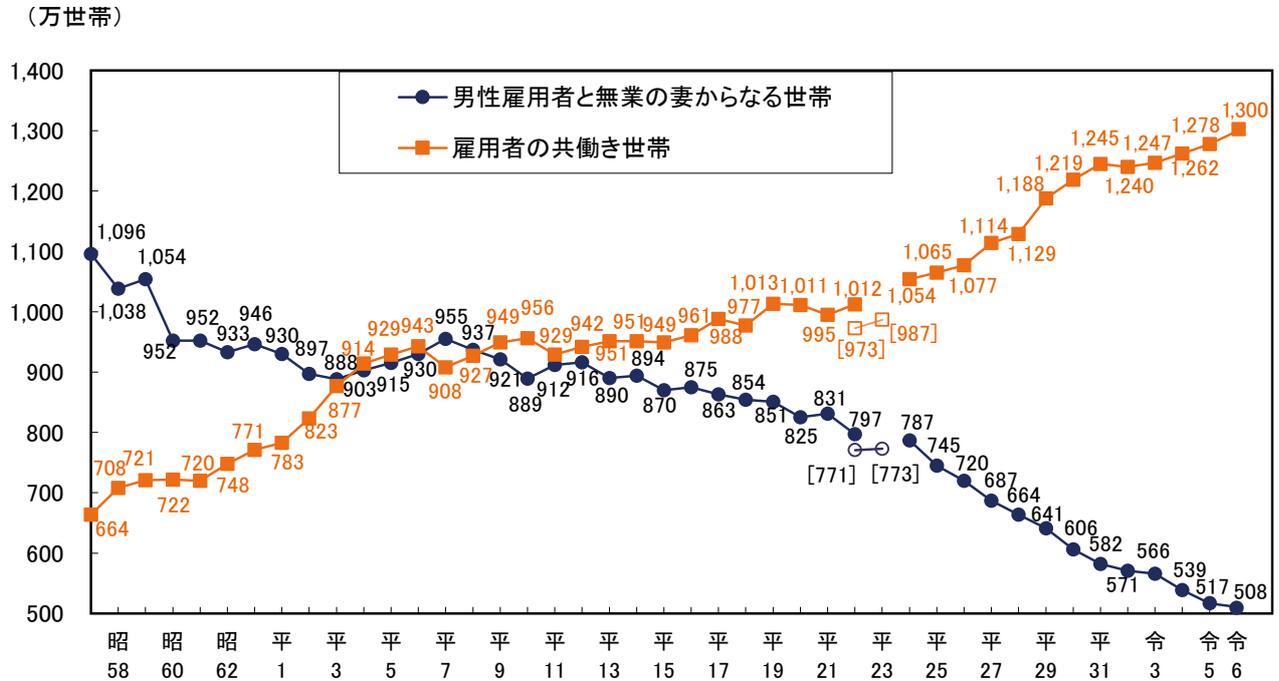


3 仕事と生活の両立の実態

(1) 共働き世帯の推移

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は全国的に増加しており、令和6(2024)年には1,300万世帯と過去最高となりました。一方、雇用者の夫と無業の妻からなる片働き世帯は減少しており、令和6(2024)年は508万世帯となっています。

《図表3-1 共働き等世帯数(全国)》



1. 昭和58年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び平成23年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

備考：総務省統計局「労働力調査」

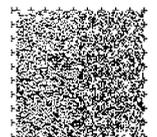
(2) 男女の労働時間

男女別の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数200日以上の雇用者のうち週間就業時間が60時間以上の者の割合(以下「長時間労働者の割合」という)は、男性が8.8%、女性が3.6%といずれも全国平均を上回っています。

《図表3-2 男女別長時間労働者の割合(福岡県・全国)》

	女性	男性
福岡県	3.6%	8.8%
全国	2.8%	7.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」(令和4年)



(3) 家事や育児など家庭内の役割分担

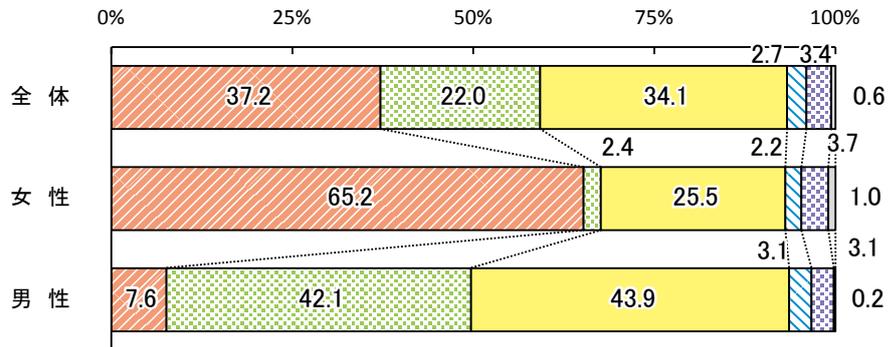
「炊事・掃除・洗濯などの家事」を主に行うのは、女性では「自分」とする人の割合が約6.5割に対し、男性では「パートナー」とする人の割合が約4割となっています。

「育児・子どものしつけ」や「親の介護」についても、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

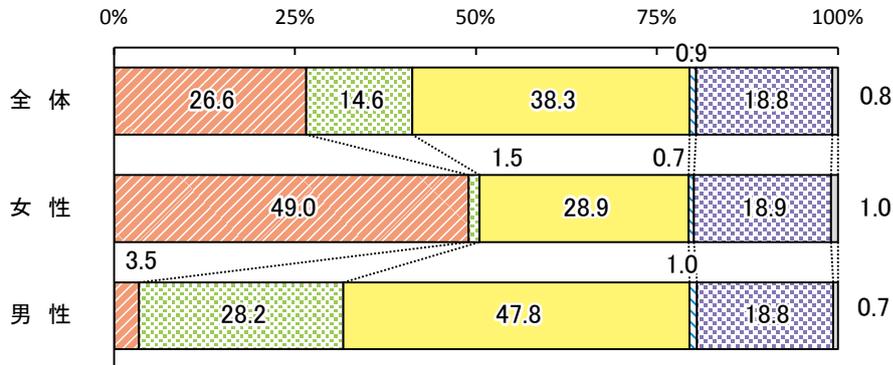
また、福岡県内の夫婦の生活時間を比較した場合、夫の家事関連時間は、夫婦と子どもの世帯で一日に1時間2分、共働き世帯で51分であるのに対し、妻は、夫婦と子どもの世帯で一日に5時間38分、共働き世帯で5時間13分と夫と妻の間で大きな開きがあります。

《図表3-3 家庭内の役割分担の状況（福岡県）》

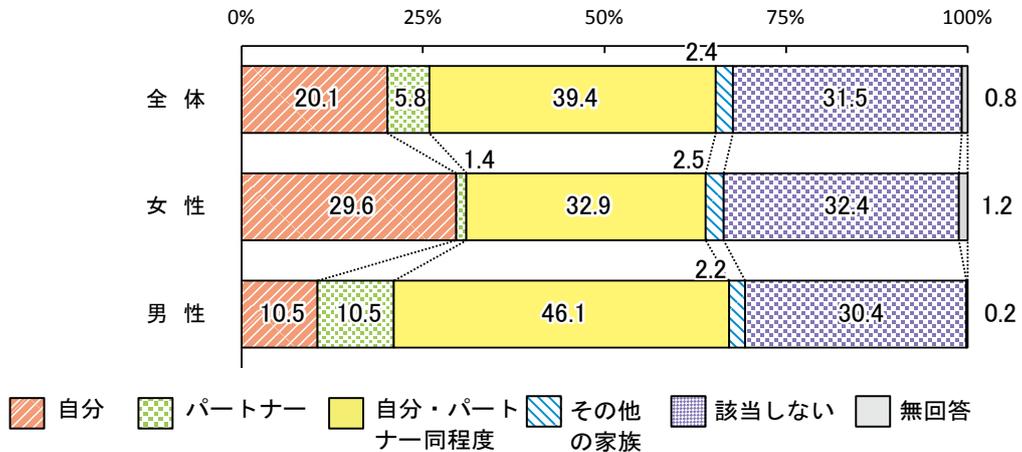
【炊事・掃除・洗濯などの家事】



【育児・子どものしつけ】

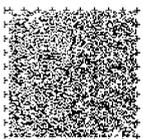


【親の介護】

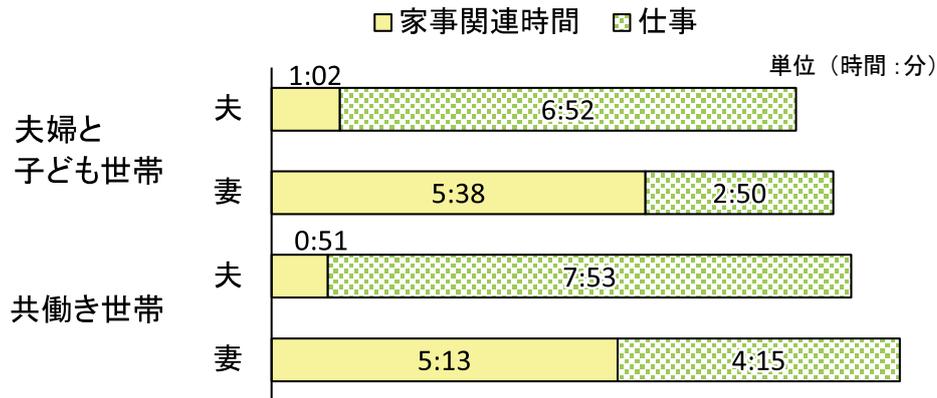


自分
 パートナー
 自分・パートナー同程度
 その他の家族
 該当しない
 無回答

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



《図表3-4 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）》



家事関連時間……「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間
 夫婦と子ども世帯 …夫婦の有業は問わず子どものいる世帯
 共働き世帯 ……子どもの有無を問わず夫婦とも有業の世帯
 備考：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

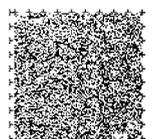
（4）男女別育児休業、介護休業制度の利用状況

県内事業所における育児休業の取得率は、女性は95.7%、男性は54.6%となっており、男性の育児休業取得率は大きく上昇しているものの、女性に比べると依然として低い状況です。

《図表3-5 男女別育児休業取得率（福岡県）》

	女性	男性
平成28年	94.6%	3.7%
令和5年	95.7%	54.6%

備考：福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

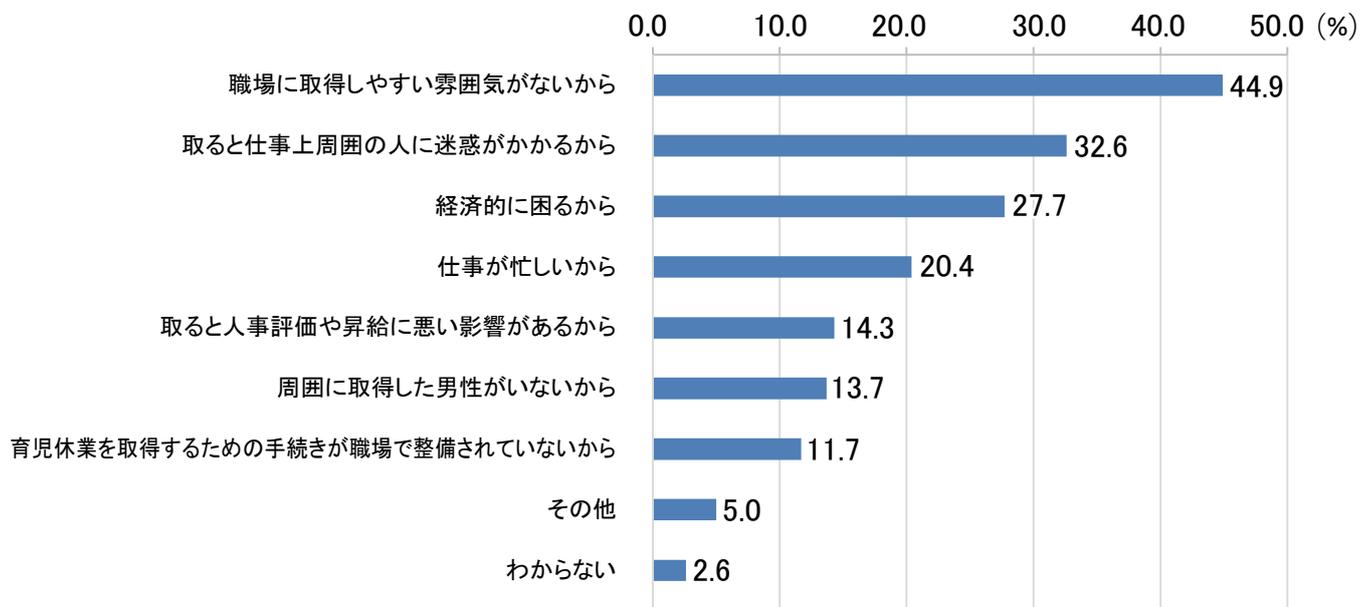


(5) 育児休業、介護休業についての意識

男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、「職場に取得しやすい雰囲気がないから」が44.9%と最も多くなっています。

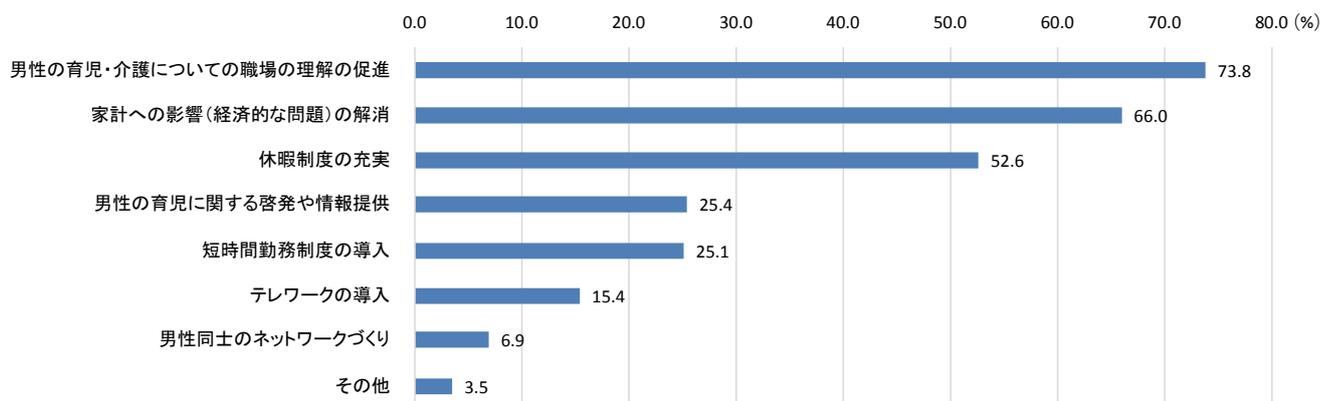
また、男女がともに育児・介護を担うために必要なこととして、「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」が73.8%と最も多くなっています。

《図表3-6 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県）》

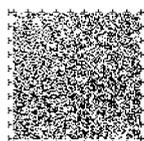


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《図表3-7 男女がともに仕事・介護を担うために必要なこと（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

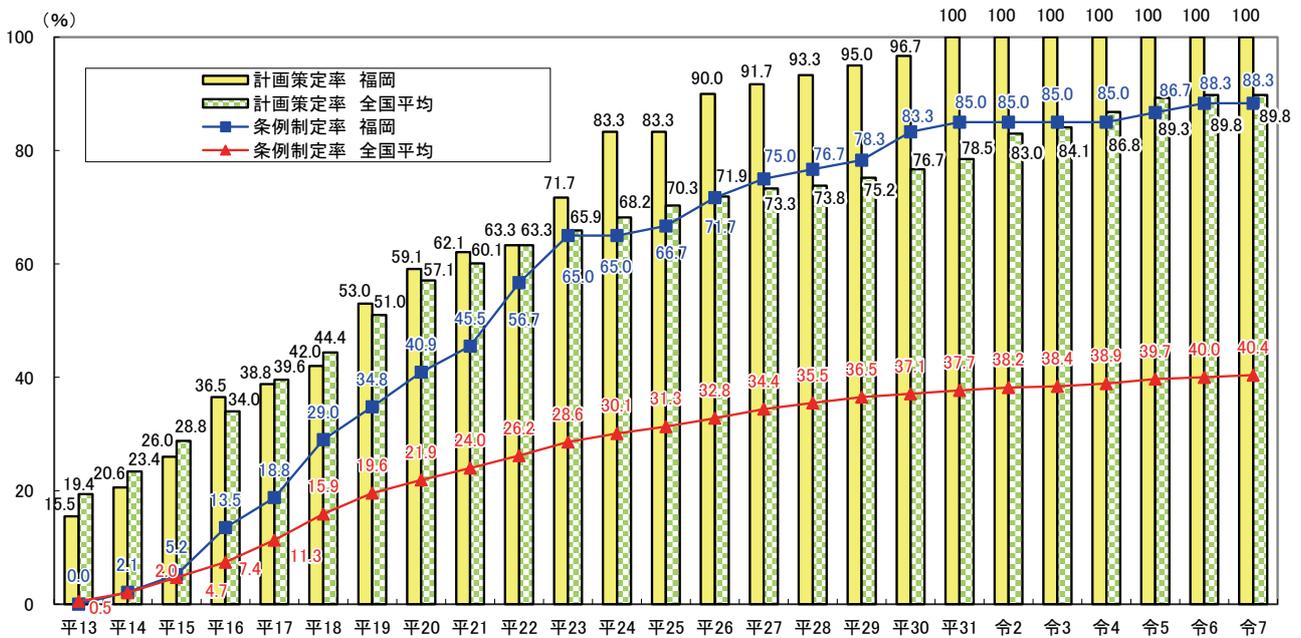


4 地域における男女共同参画の状況

(1) 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定の状況

男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、県内60市町村中53市町村となっています。また、男女共同参画に関する計画は県内全市町村が策定しています。(いずれも令和7(2025)年4月1日現在)

《図表4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率(福岡県・全国)》

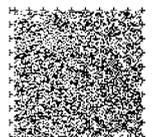
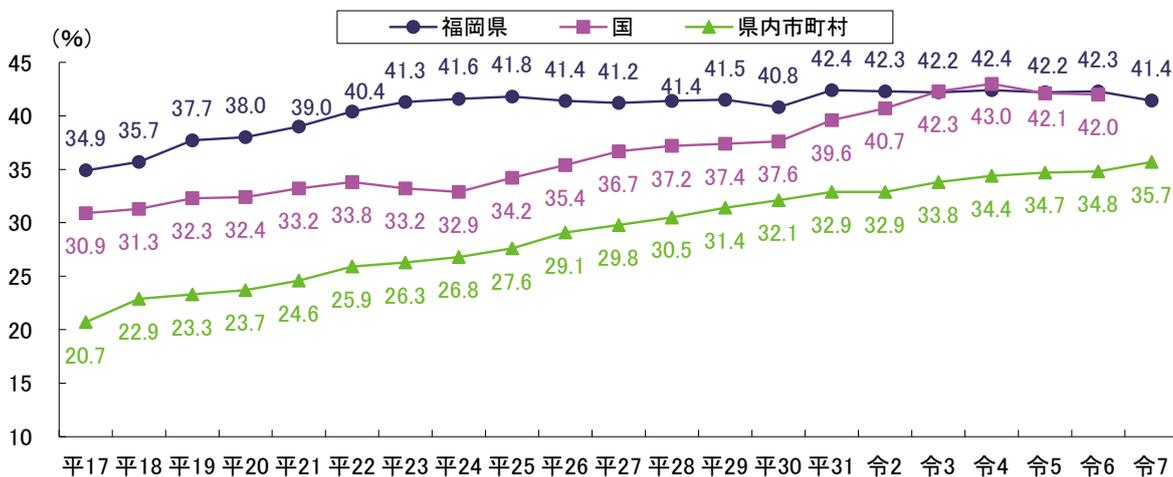


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

(2) 審議会等に占める女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、令和7(2025)年4月1日現在で41.4%と平成22(2010)年から16年連続で40%以上を維持しています。また、県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成28(2016)年以降10年連続で30%以上を維持しています。

《図表4-2 審議会等における女性委員比率(福岡県・全国)》



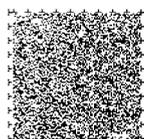
令和6年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率(%)
福岡県	90	90	1,282	531	41.4
県内市町村	1,752	1,613	20,366	7,267	35.7
市(政令市含む)	1,086	1,038	13,637	5,132	37.6
町村	666	575	6,729	2,135	31.7

(注) 福岡県・・・登用目標設定の対象である審議会等
 国・・・国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等
 県内市町村・・・地方自治法第202条の3に基づく審議会等

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和7年度)、福岡県調べ」

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは北九州市(48.4%)であり、久留米市(45.7%)、古賀市(44.8%)と続いています。

比率が高い市町村と低い市町村では、最大で34.6ポイントの開きがあります。



《図表4-3 市町村の審議会等における女性委員の登用状況》

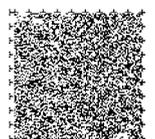
(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
1 北九州市	65	65	1,324	641	48.4
2 久留米市	77	77	1,084	495	45.7
3 古賀市	25	25	232	104	44.8
4 大野城市	33	33	332	145	43.7
5 嘉麻市	50	49	559	234	41.9
6 糸田町	24	23	231	95	41.1
7 筑前町	32	29	425	171	40.2
8 福津市	58	57	653	261	40.0
9 筑後市	26	25	276	108	39.1
10 飯塚市	75	75	851	329	38.7
11 宗像市	42	42	429	163	38.0
12 志免町	25	24	305	116	38.0
13 うきは市	33	33	397	150	37.8
14 福岡市	72	72	1,525	571	37.4
15 小郡市	31	30	345	129	37.4
16 築上町	45	42	436	162	37.2
17 大木町	14	14	146	54	37.0
18 粕屋町	27	22	255	94	36.9
19 筑紫野市	33	33	334	122	36.5
20 朝倉市	31	28	342	124	36.3
21 岡垣町	29	29	295	107	36.3
22 遠賀町	37	36	322	117	36.3
23 大牟田市	49	44	502	180	35.9
24 久山町	6	5	99	35	35.4
25 中間市	28	25	368	130	35.3
26 八女市	10	10	161	56	34.8
27 みやま市	20	19	202	70	34.7
28 小竹町	24	24	223	77	34.5
29 那珂川市	38	37	422	144	34.1
30 水巻町	33	27	422	144	34.1
31 直方市	35	31	414	137	33.1
32 糸島市	41	40	497	163	32.8
33 福智町	21	19	207	67	32.4
34 広川町	13	9	108	34	31.5
35 吉富町	23	21	239	75	31.4
36 行橋市	12	9	112	35	31.3
37 太宰府市	32	31	307	96	31.3
38 豊前市	24	20	236	73	30.9
39 田川市	36	34	353	108	30.6
40 荏田町	30	27	349	106	30.4
41 みやこ町	28	24	259	75	29.0
42 篠栗町	20	17	195	56	28.7
43 芦屋町	36	33	327	92	28.1
44 大刀洗町	13	11	136	38	27.9
45 春日市	26	24	271	75	27.7
46 宇美町	22	17	203	56	27.6
47 大川市	10	8	136	37	27.2
48 新宮町	16	10	218	58	26.6
49 柳川市	55	48	798	210	26.3
50 桂川町	17	15	181	46	25.4
51 川崎町	12	10	95	24	25.3
52 鞍手町	32	25	311	78	25.1
53 宮若市	19	14	175	42	24.0
54 添田町	31	24	234	54	23.1
55 香春町	23	16	213	49	23.0
56 須恵町	12	9	106	22	20.8
57 上毛町	14	10	124	24	19.4
58 大任町	7	3	65	9	13.8
59 赤村	0	0	0	0	0.0
60 東峰村	-	-	-	-	-
計	1,752	1,613	20,366	7,267	35.7

※ 令和7年4月1日現在（ただし、北九州市は令和7年6月1日、福岡市は令和7年8月1日、春日市は令和7年8月31日、福津市は令和7年3月31日、吉富町は令和7年9月1日、上毛町は令和7年5月1日現在の数値）

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域で設置している審議会等は含んでいない。

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）及び福岡県調べ

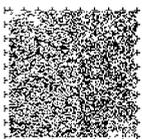


〈図表4-4 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況〉
令和7年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：53 市町村で制定（27 市 24 町 2 村）
 男女共同参画に関する計画：60 市町村で策定（29 市 29 町 2 村）
 男女共同参画・女性のための総合的な施設：18 市町で整備（17 市 1 町）



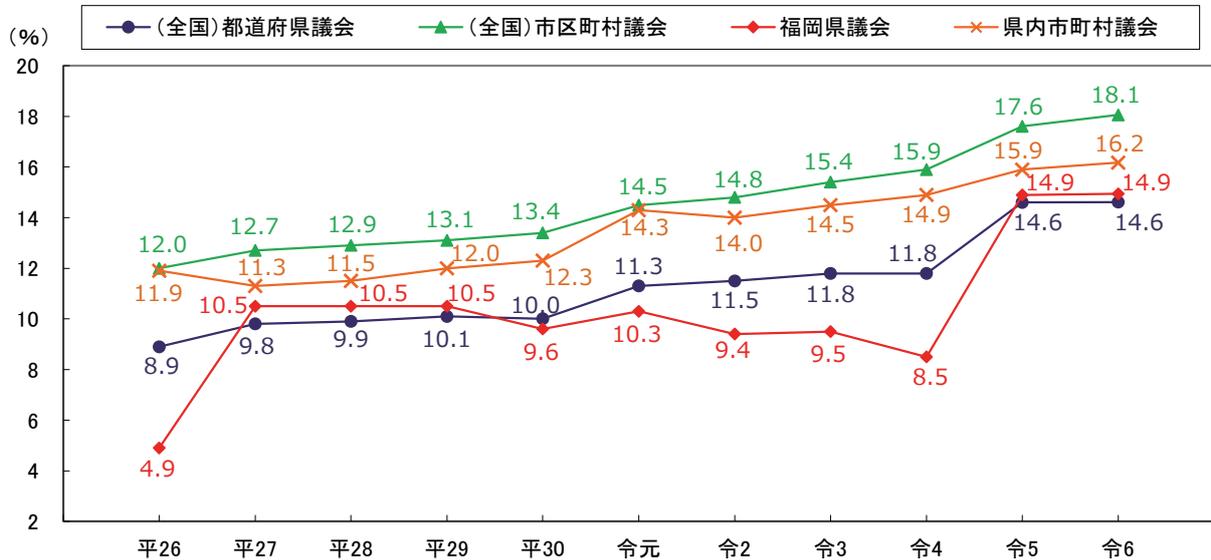
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



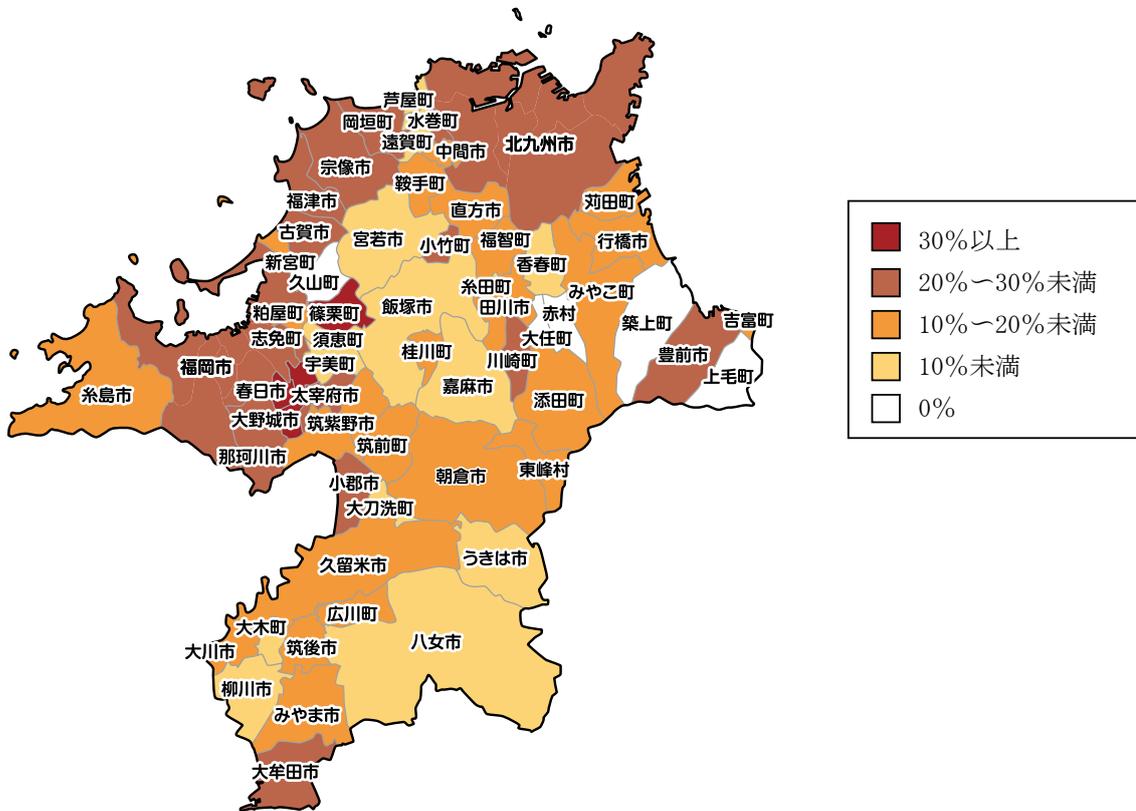
(3) 地方議会議員に占める女性の割合

福岡県議会議員に占める女性の割合は、令和6(2024)年12月現在で14.9%となっています。県内の市町村議会議員に占める女性の平均比率は、令和6(2024)年12月現在で16.2%となっており、前年度より増加しています。

《図表4-5 地方議会議員に占める女性の割合(全国・福岡県)》

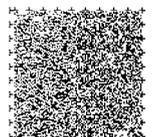


備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(令和6年12月31日現在)



備考：総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調、割合は総務省資料より作成

(令和6年12月31日現在)



市町村ごとに見ると、市町村議会議員に占める女性の割合が、30%以上の市町村が4市町、20%以上30%未満の市町村が14市町、10%以上20%未満の市町村が23市町村、10%未満の市町村が14市町、1人もいない市町村が5市町村となっています。

福岡県議会議員選挙における候補者に占める女性の割合は、令和5(2023)年時点で15.1%、当選者の割合は14.9%となっています。また、福岡県議会における両立支援の状況について、議員本人の出産や育児、家族の介護等については欠席事由として明記されています。

市町村の状況については、「第3部 市町村における男女共同参画の推進状況」の「4 政治分野の推進状況」に掲載しています。

《図表4-7 福岡県議会議員選挙における候補者及び当選者の状況》

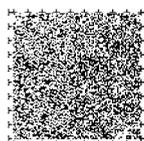
	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合
		男性	女性		男性	女性	
平成27年	86	117	14	10.7%	77	9	10.5%
平成31年	87	111	12	9.8%	78	9	10.3%
令和5年	87	107	19	15.1%	74	13	14.9%

備考：福岡県選挙管理委員会調べ

《図表4-8 福岡県議会における両立支援の状況》

欠席事由	議員本人の出産	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	休業期間	労働基準法第65条に定める産前産後休業期間と同等
	報酬の減額規定	あり
	配偶者の出産	明記した規定がある
	育児	明記した規定がある
	家族の看護	明記した規定がある
	家族の介護	明記した規定がある
	疾病	明記した規定がある
	その他	明記した規定がある (公務及び配偶者の出産補助その他やむを得ない事由)
男女共同参画に関する研修状況等	議会におけるハラスメント防止に関する取組	行っている
	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)	行っておらず、今後取組む予定もない
議会内設備	保育施設	なし
	授乳室	授乳等に必要の場所の設置または提供がされている(臨時のものも含む)

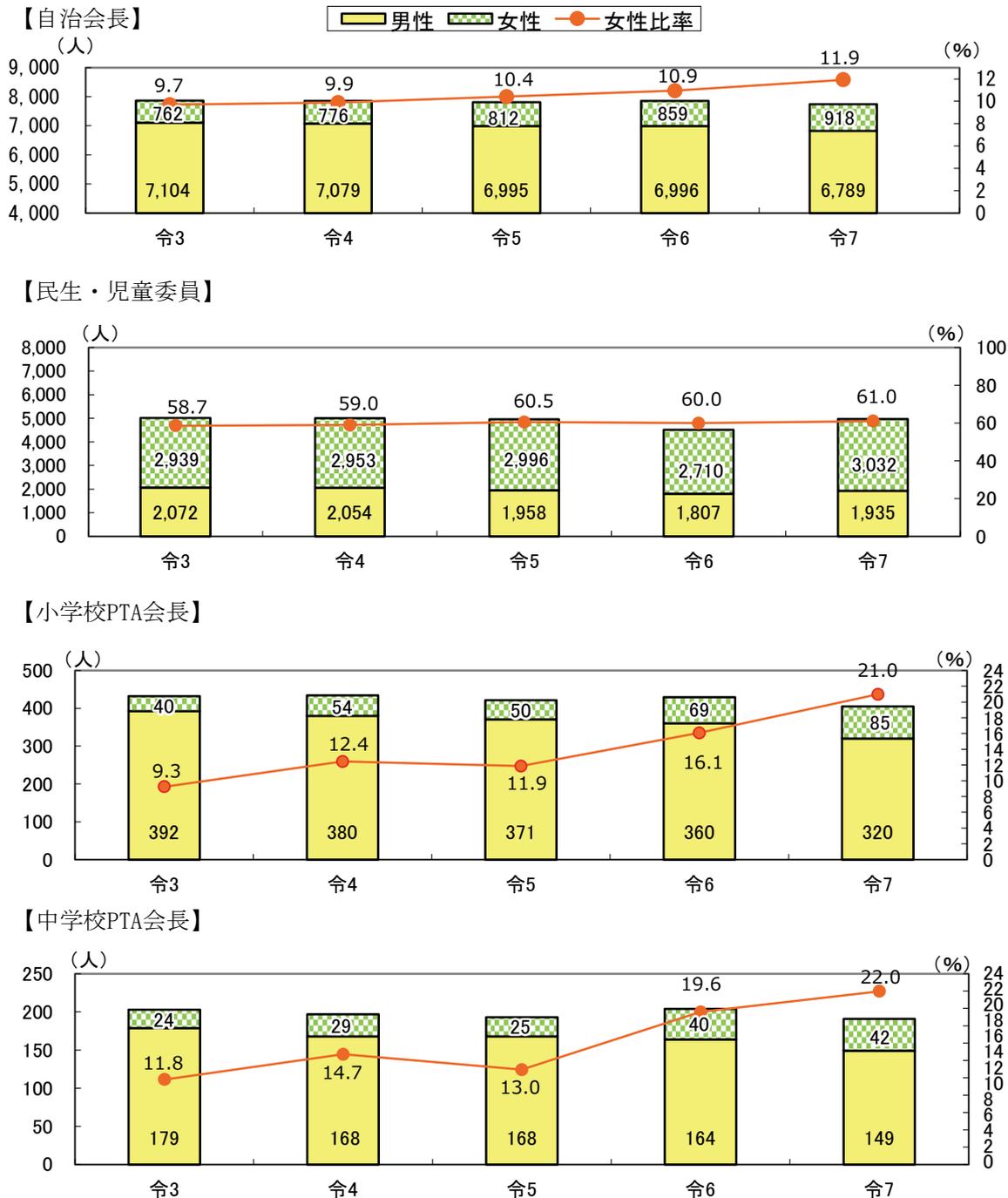
備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和7年度)より福岡県男女共同参画推進課作成



(4) 地域における女性の参画

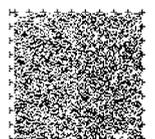
自治会長における女性の割合は前年から1.0ポイント増加し、11.9%となりました。また、民生・児童委員における女性の割合は前年から1.0ポイント、小学校PTA会長における女性の割合は、4.9ポイント、中学校PTA会長における女性の割合は、2.4ポイント、それぞれ増加しています。

《図表4-9 地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）》



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。
義務教育学校、小中一貫校については中学校PTA会長に含む。

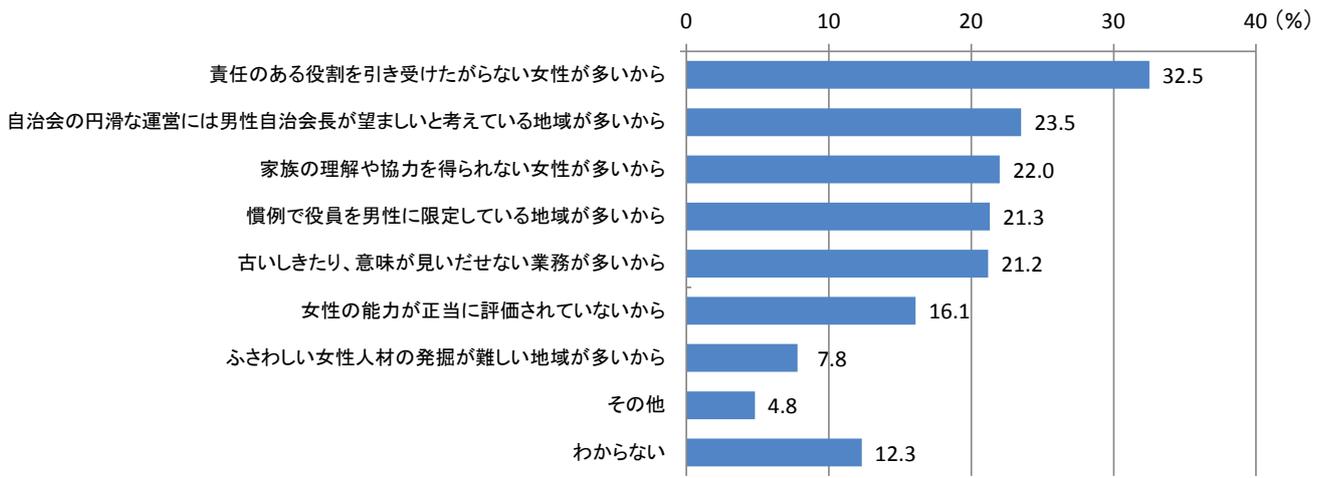
備考：自治会長は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）より福岡県男女共同参画推進課作成、その他は福岡県男女共同参画推進課調べ



自治会の役員に女性が少ない理由として「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」(32.5%)が最も高く、次いで「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」(23.5%)、「家族の理解や協力を得られない女性が多いから」(22.0%)、「慣例で役員を男性に限定している地域が多いから」(21.3%)の順になっています。

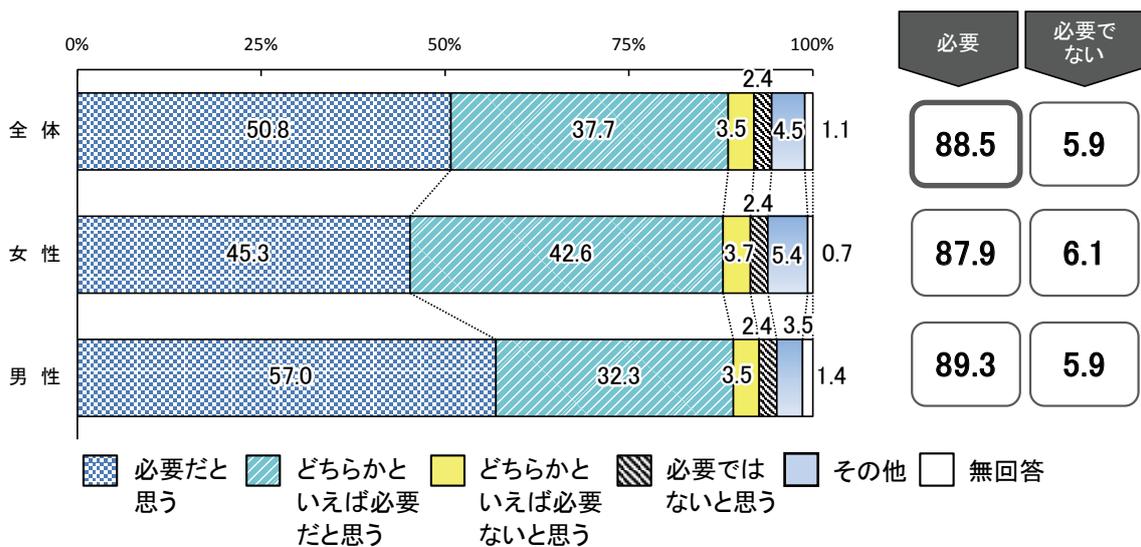
一方、自治会の役員など意思決定の場へ積極的に女性が参加することについては、88.5%の人が「必要」としています。

《図表4-10 自治会役員に女性が少ない理由(福岡県)》

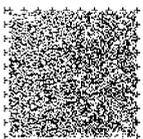


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)

《図表4-11 地域の意思決定の場に女性が積極的に参加することについて(福岡県)》

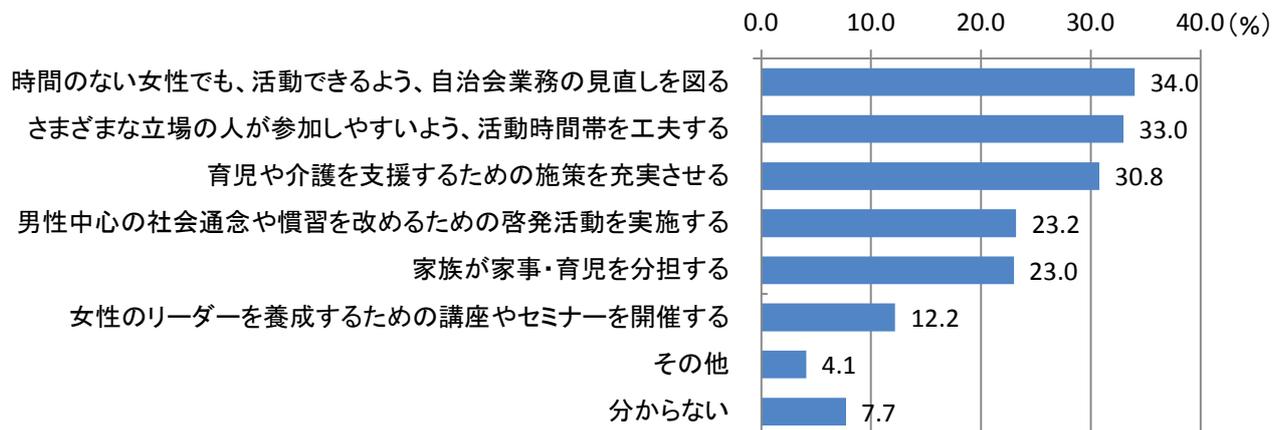


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)

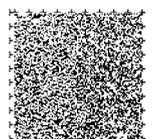


また、地域活動において女性リーダーを増やすために必要なこととして、「時間のない女性でも、活動できるよう、自治会業務の見直しを図る」が34.0%と最も高く、次いで「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が33.0%、「育児や介護を支援するための施策を充実させる」が30.8%となっています。

《図表4-12 地域の女性リーダーを増やすために必要なこと（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



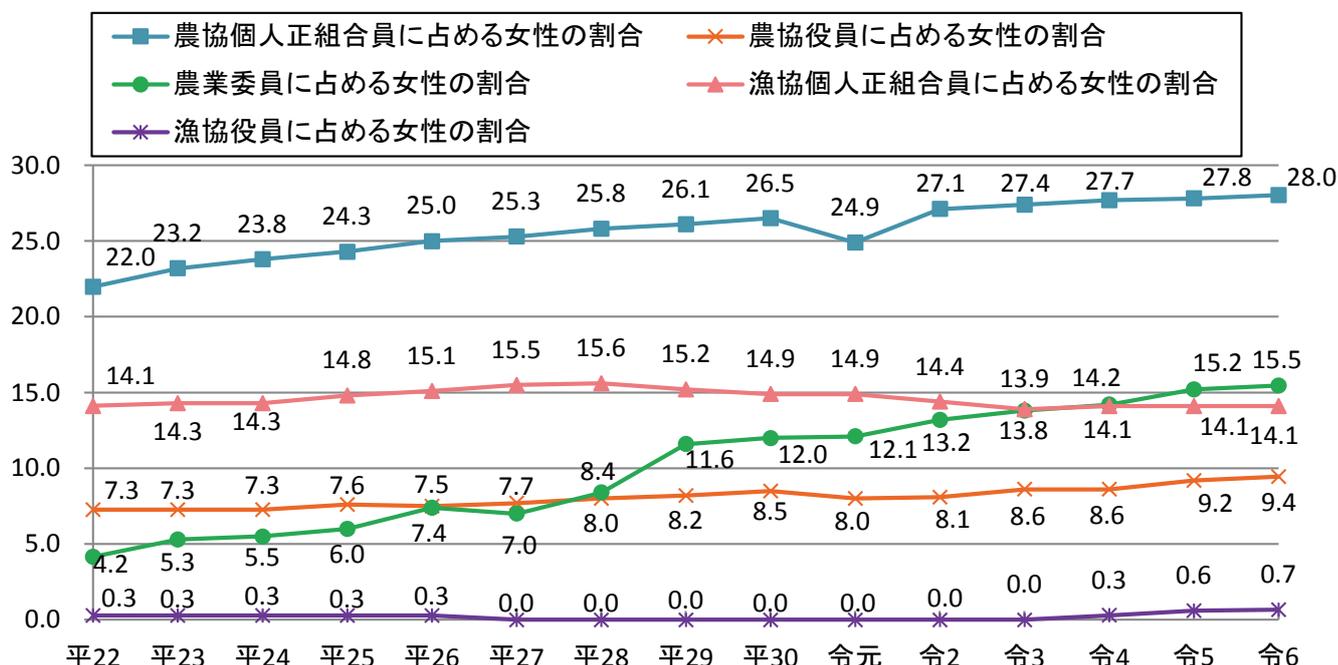
(5) 農業、漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は増加傾向にあり、28.0%が女性(令和6(2024)年度末時点)となっています。また、農業委員に占める女性の割合及び農協役員に占める女性の割合も上昇傾向にあります。

一方、漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、平成28(2016)年をピークに減少傾向にあります。また、漁協の役員に占める女性の割合は伸び悩んでいます。

家族経営協定の締結数は令和6(2024)年度は2,339件で、減少傾向にあります。加工品の開発などを行う女性農林漁業者の起業数は増加しており、女性の経営参画が進んできています。

《図表4-13 農協・漁協等における女性の参画状況(福岡県)》

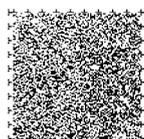


備考：農業委員：各年10月1日現在(農林水産省経営局調べ)
 農 協：各事業年度末(3月末現在)(福岡県農林水産部団体指導課調べ)
 漁 協：各事業年度末(3月末現在)(福岡県農林水産部漁業管理課調べ)

《図表4-14 家族経営協定の締結数、女性農林漁業者による起業数(福岡県)》

	令2	令3	令4	令5	令6
家族経営協定の締結数	2,690	2,616	2,622	2,329	2,339
女性農林漁業者による起業数	344	343	357	360	379

備考：福岡県農林水産部経営技術支援課調べ



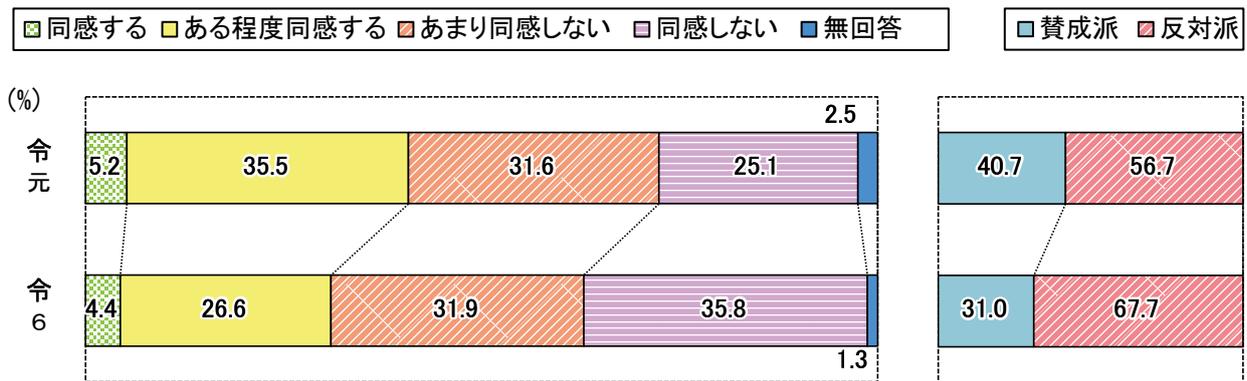
5 県民の意識

(1) 固定的性別役割分担意識について

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」と考える人を合わせた『反対派』の割合が7割弱を占め、「同感する」「ある程度同感する」と考える人を合わせた『賛成派』の割合を上回り、固定的な性別役割分担の考え方を容認しない人が前回調査と比較し11.0ポイント増えています。

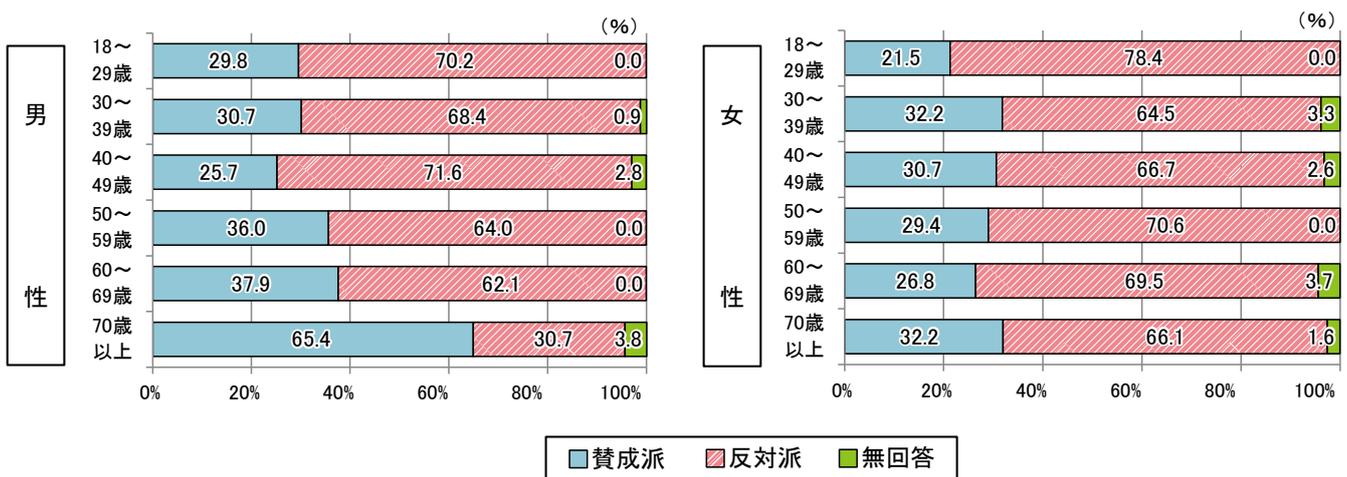
年代別で見ると、女性は、全ての世代において、『反対派』が半数を上回っており、男性は、70歳以上を除く世代では『反対派』が各世代で過半数を占めています。

《図表5-1 性別役割分担意識〔全体〕（福岡県）》



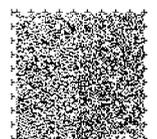
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度、令和6年度）

《図表5-2 性別役割分担意識〔性別・年代別〕（福岡県）》



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計100%にならないことがあります。

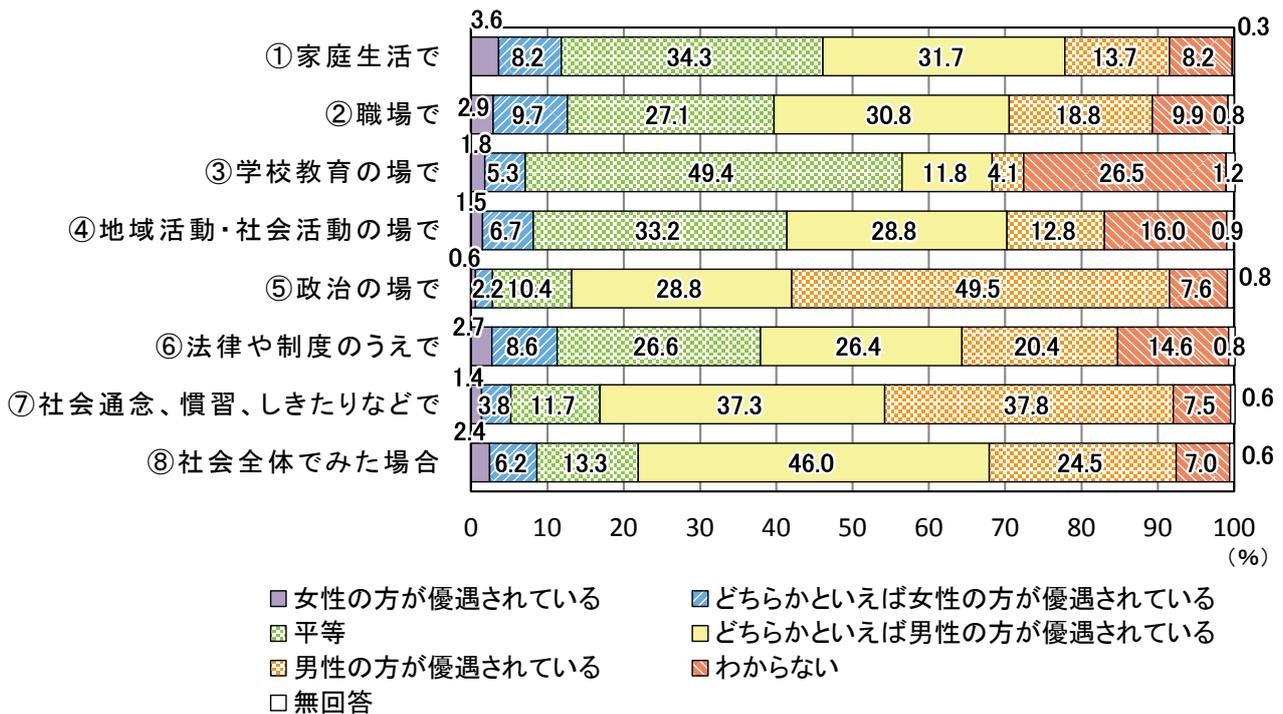
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



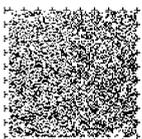
(2) 男女の地位の平等感について

男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」と考える人を合わせた『男性優遇』が、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」においては7割を超えており、依然として男性が優遇されていると感じる状況にあることがうかがえます。一方、「学校教育の場」では唯一「平等」が約5割となっています。

《図表5-3 男女の地位の平等感（福岡県）》

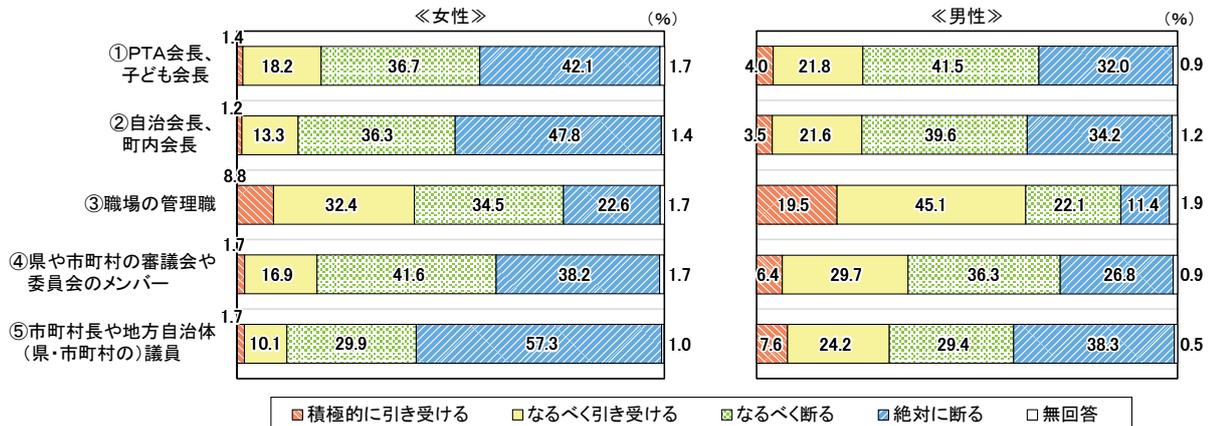


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



(3) 役職・公職への就任について

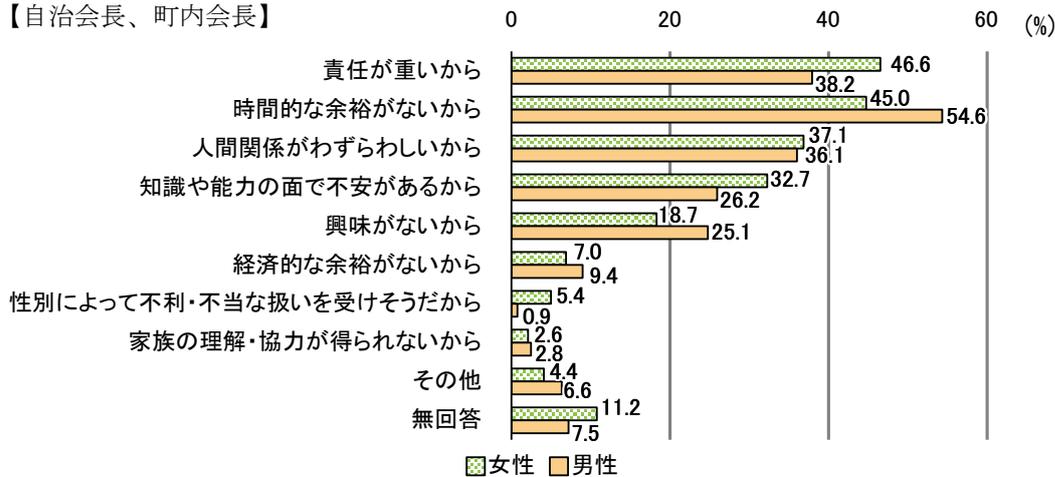
役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が「断る」と回答する人の割合が高くなっています。「自治会長、町内会長」への就任を断る理由として、男女ともに「責任が重いから」、「時間的な余裕がないから」、「人間関係がわずらわしいから」をあげる人が多く、「職場の管理職」への就任を断る理由は、上記に加え、「知識・能力の面で不安があるから」をあげる人が多くなっています。



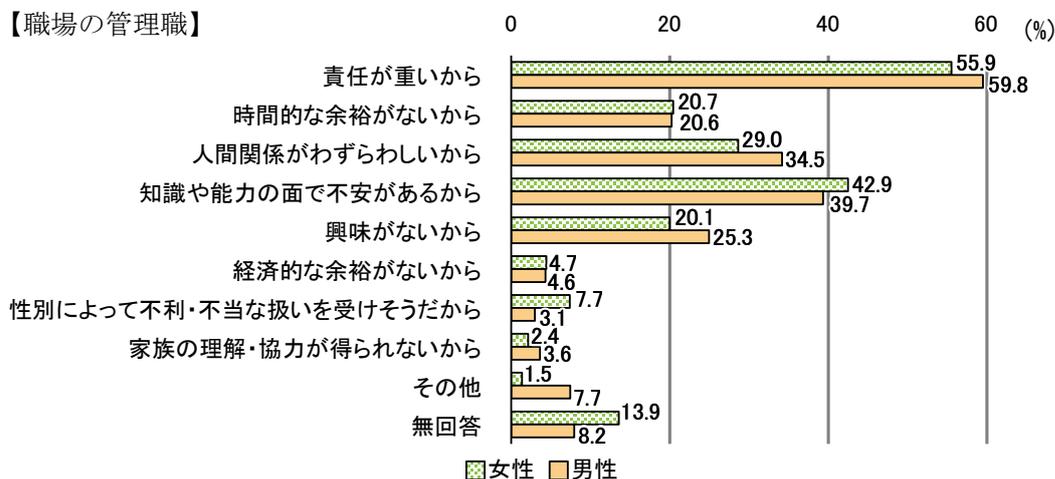
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《図表5-5 役職・公職への就任を断る理由（福岡県）》

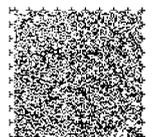
【自治会長、町内会長】



【職場の管理職】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

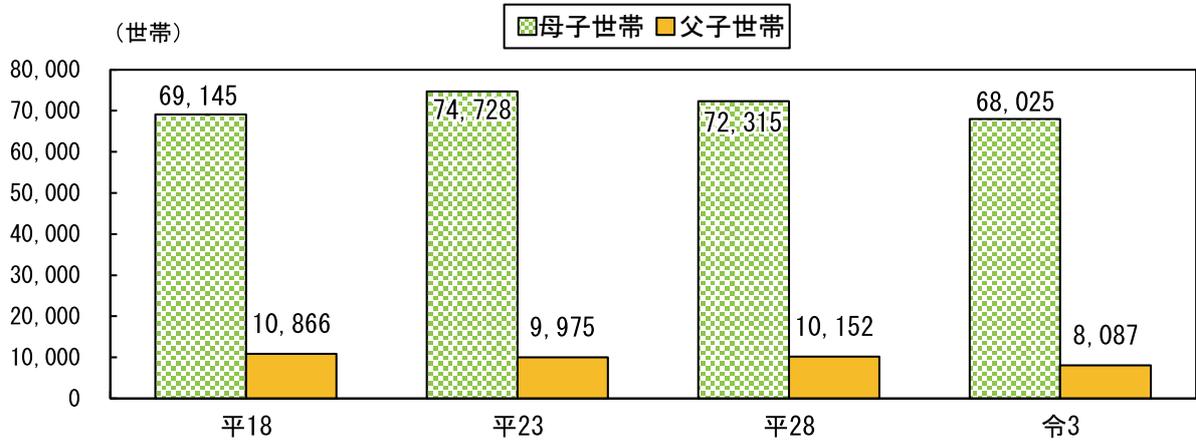


6 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯等の世帯数

令和3(2021)年11月1日現在における母子世帯の世帯数は、68,025世帯、父子世帯の世帯数は8,087世帯で、平成28(2016)年に比べ、どちらも減少しています。

《図表6-1 ひとり親世帯の世帯数(福岡県)》



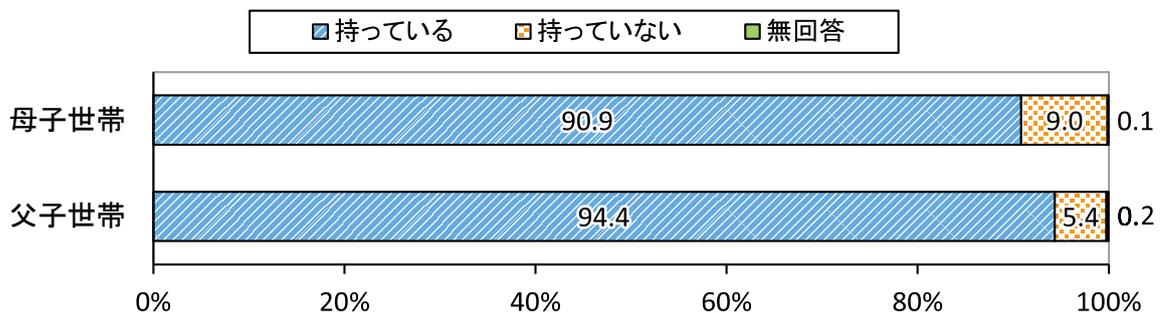
※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数(政令・中核市含む。)

備考: 福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(2) 母子世帯の母親・父子世帯の父親就労の状況

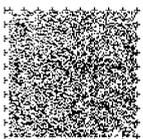
母子世帯の母親の90.9%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は276万円となっています。一方、父子世帯の仕事を持っている父親は72.6%が正社員・正職員で、平均年間税込収入は469万円となっており、母子世帯の約1.7倍以上となっています。

《図表6-2 母子世帯の母親、父子世帯の父親の仕事の有無(福岡県)》

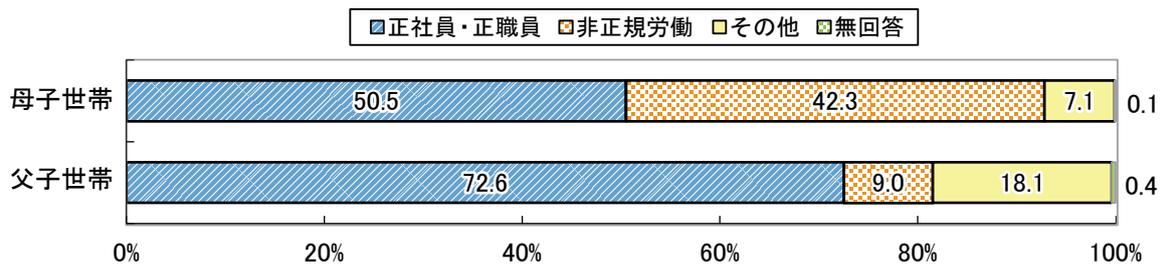


※政令・中核市除く

備考: 福岡県「ひとり親世帯等実態調査」(令和3年度)



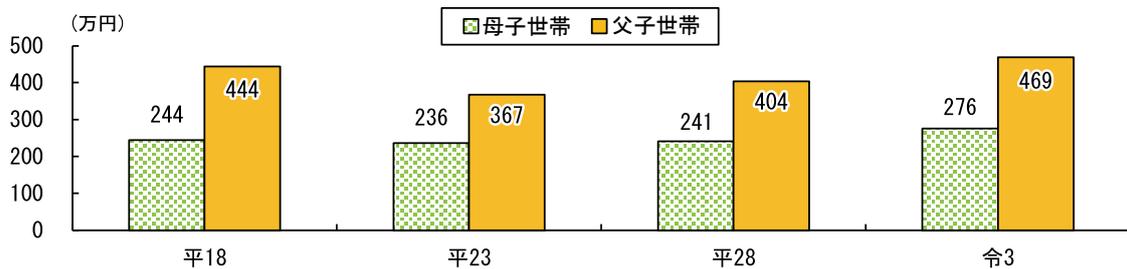
《図表6-3 母子世帯の母親、父子世帯の父親の就労形態（福岡県）》



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

《図表6-4 母子世帯、父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）》



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

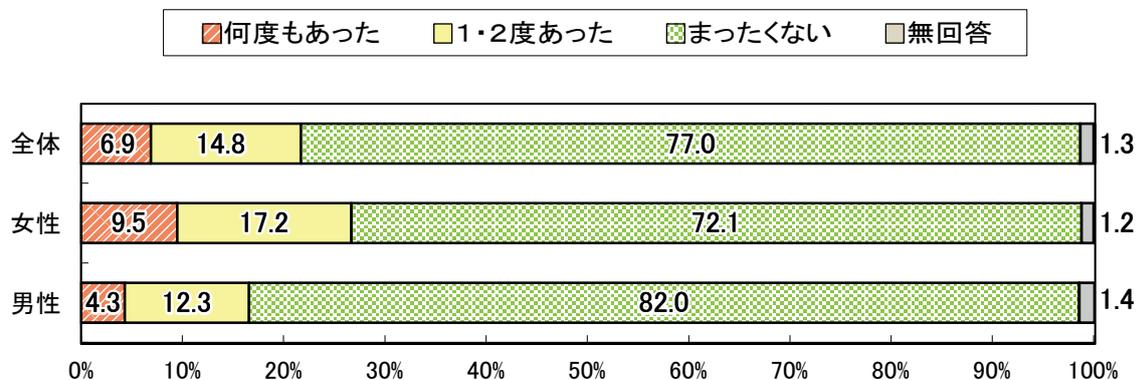
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

7 女性等に対する暴力の状況

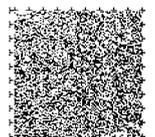
(1) 配偶者や交際相手からの暴力被害の経験

配偶者や交際相手から身体的、精神的、性的暴力のいずれかの暴力を一度でも受けたことのある人の割合は、県内では女性が26.7%、男性が16.6%となっています。また、被害を受けた人のうち、暴力を受けたことについて、相談しなかった女性は58.2%、男性は74.0%となっており、被害を受けても誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多くいることがうかがえます。

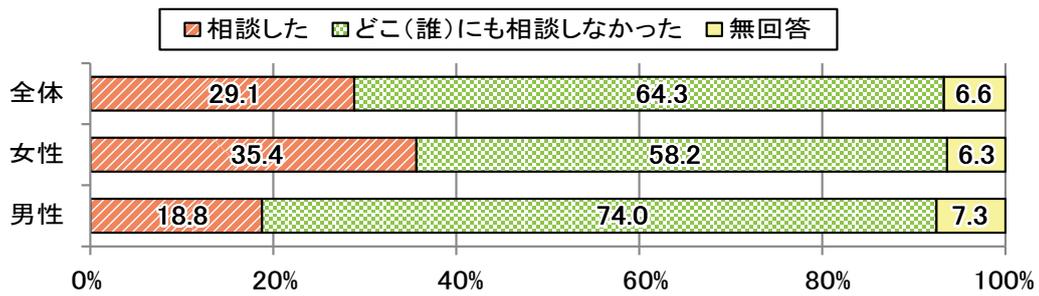
《図表7-1 DV（配偶者や交際相手からの暴力）被害の経験（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

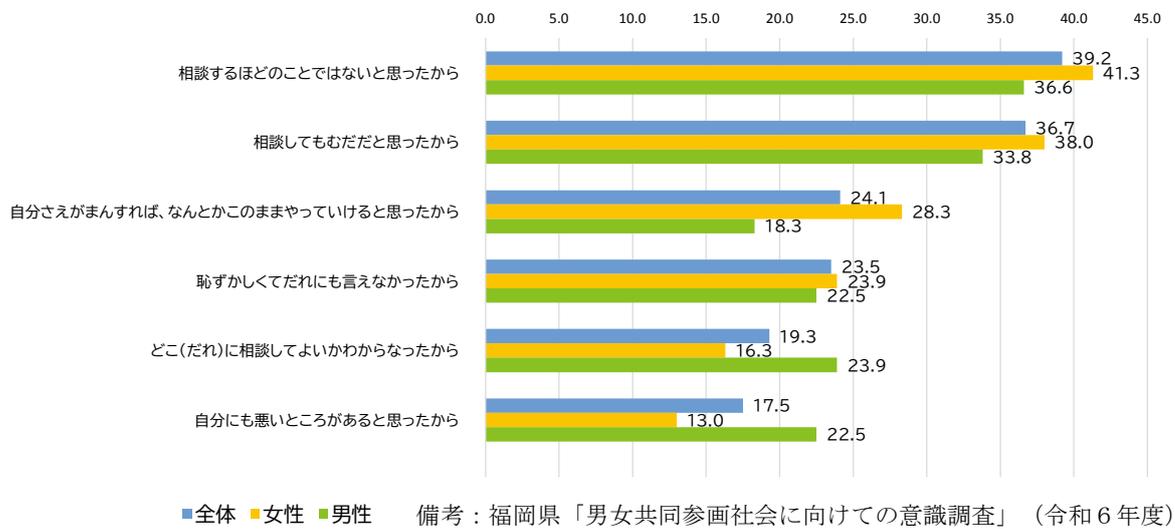


《図表7-2 DVについての相談の有無（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《図表7-3 DVについての相談をしなかった理由（福岡県）（上位6位）》

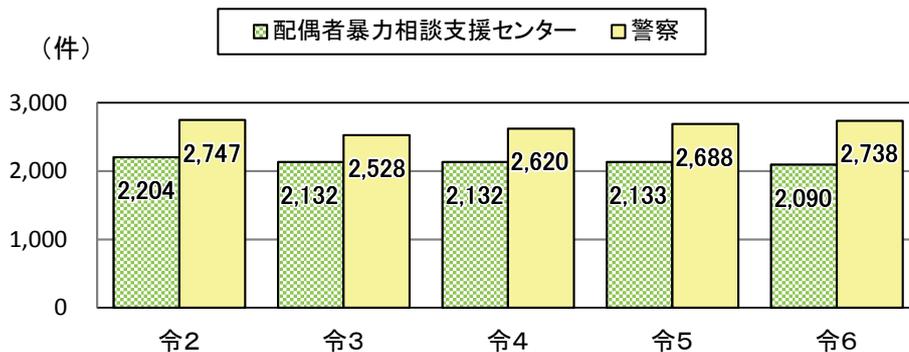


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

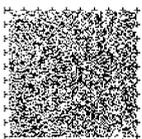
(2) 配偶者からの暴力についての相談件数

福岡県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和6(2024)年度は、2,090件で令和5(2023)年度と比較して43件減少しています。県内の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は令和6(2024)年は2,738件で前年から50件増加しました。

《図表7-4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数^{※1}及び警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数^{※2}（福岡県）》



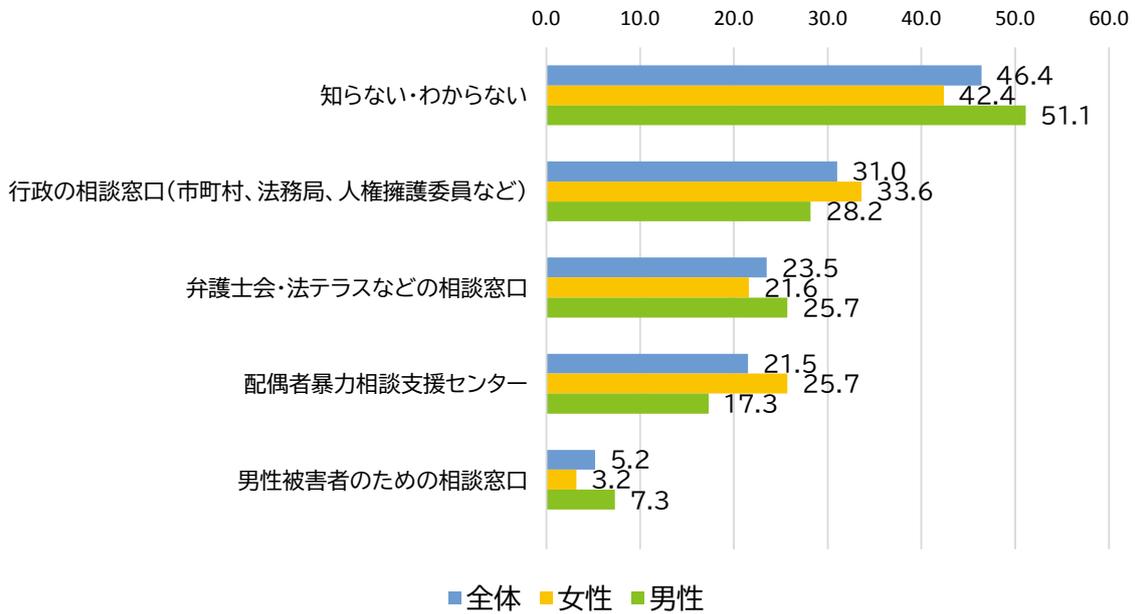
備考：※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ
 ※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）



(3) DVについての相談窓口の認知

配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口を「知らない・わからない」と回答した人の割合は46.4%となっています。

《図表7-5 DVについての相談窓口の認知（福岡県）（上位5位）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

(4) 性犯罪認知件数の推移

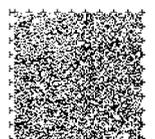
福岡県警察における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の令和6（2024）年の認知件数は、482件と前年から増加しており、依然として高水準で推移しています。

《図表7-6 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）》

	令2	令3	令4	令5	令6
認知件数(件)	228	251	281	362	482
人口10万人当たりの全国順位	8位	7位	8位	10位	11位

※刑法改正に伴い、令和5年7月から強制性交等罪が不同意性交等罪、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更となっています。

備考：福岡県警察調べ

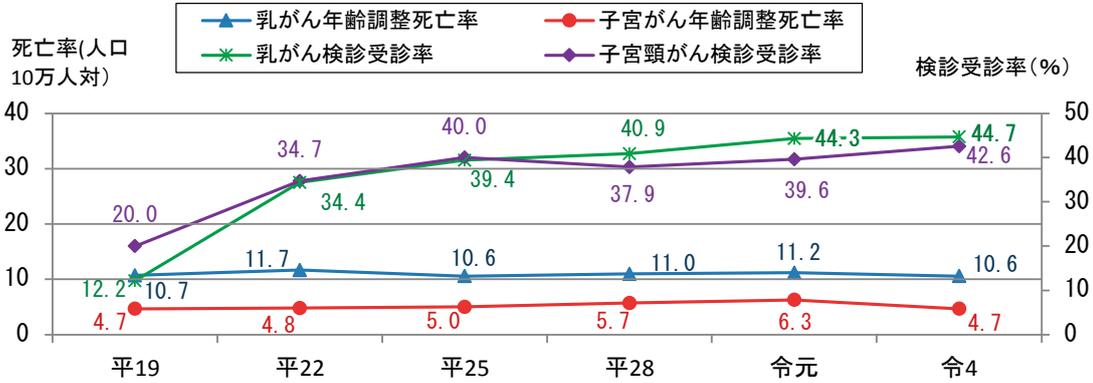


8 健康

(1) 乳がん、子宮がん死亡率と検診受診率の推移

女性特有のがんである乳がん及び子宮がんの75歳未満年齢調整死亡率は、近年ほぼ横ばいとなっています。「国民生活基礎調査」における乳がん及び子宮頸がんの検診受診率は、平成25(2013)年に40%まで上昇しましたが、それ以降はおおむね横ばいで推移しています。

《図表8-1 乳がん、子宮がんの年齢調整死亡率、検診受診率の推移（福岡県）》

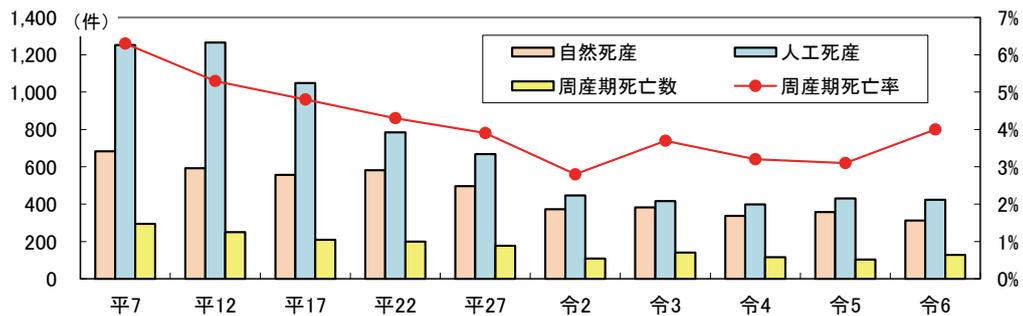


- ※ 図表上、平成19年度以前の受診率は、乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
 - ※ 平成22年度以降の受診率は、乳がん40～69歳、子宮頸がんは20～69歳で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数 - 2年連続の受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
- 備考：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

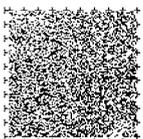
県内の自然死産数及び人工死産数は、令和6(2024)年は前年に比べ減少し、周産期死亡数及び周産期死亡率は増加しています。自然死産数は過去最少の数値になっています。

《図表8-2 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）》



	平7	平12	平17	平22	平27	令2	令3	令4	令5	令6
自然死産	683	593	556	582	496	373	382	337	357	312
人工死産	1,252	1,265	1,049	784	668	447	417	399	430	423
周産期死亡数	295	251	209	200	177	109	140	116	104	128
周産期死亡率	6.3	5.3	4.8	4.3	3.9	2.8	3.7	3.2	3.1	4.0

- ※ 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたもの
 - ※ 周産期死亡率：出産1,000件に対する周産期死亡件数の率
- 備考：厚生労働省「人口動態統計」



第2部

福岡県男女共同参画計画

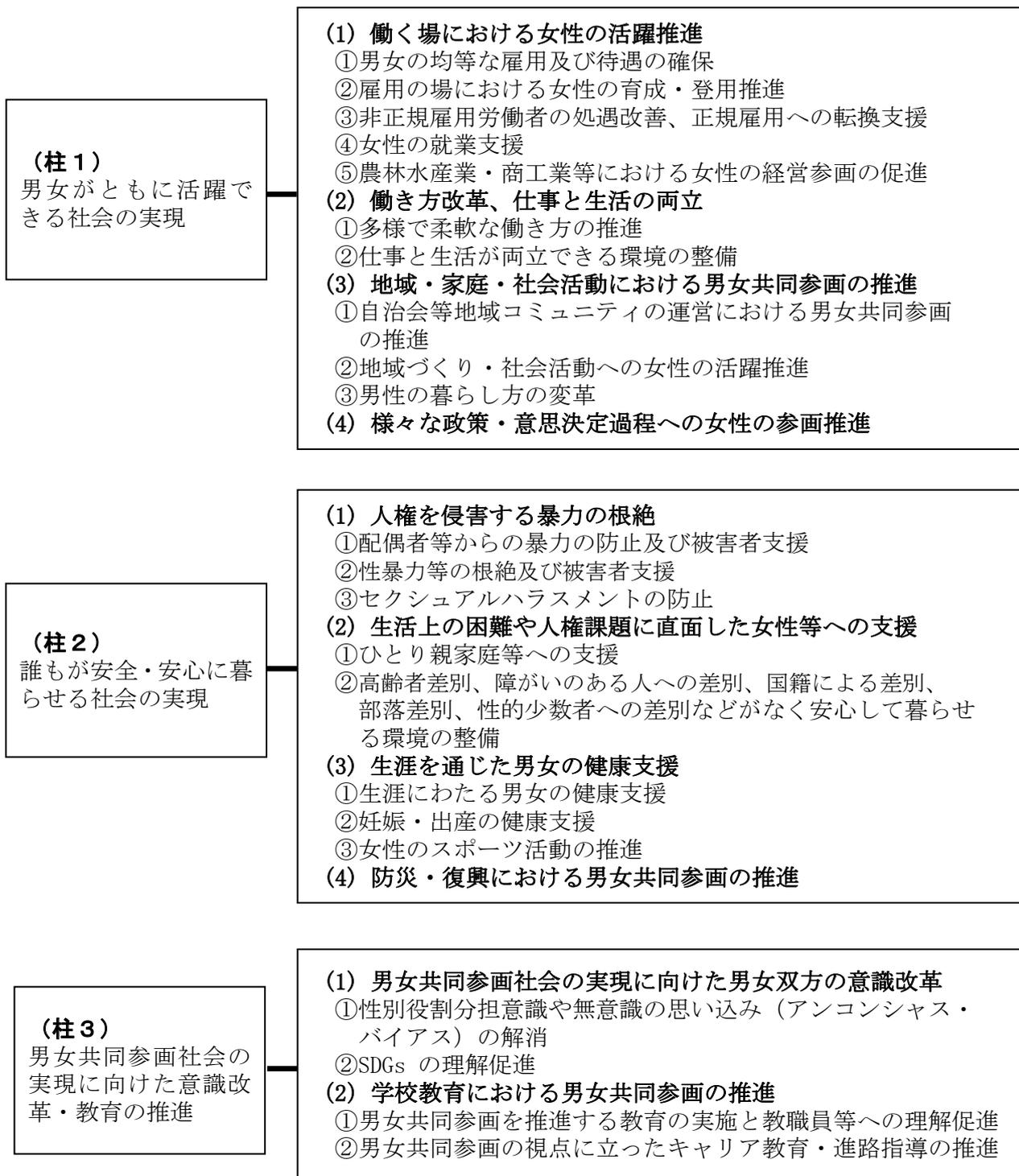
- 1 第5次福岡県男女共同参画計画 施策体系（令和3年度～令和7年度）
- 2 第5次福岡県男女共同参画計画の成果指標・令和6年度実績
- 3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

1 第5次福岡県男女共同参画計画 施策体系

目指す姿

- 性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会
- 男女がともに個性と能力を發揮できる豊かで活力ある社会
- 新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会

施策の方針



2 第5次福岡県男女共同参画計画の成果指標・令和6年度実績

柱	指標	目標値 (目標年度)	計画策定時 状況	令和6年度 実績値	
1	25～44歳の女性就業率	82% (R7年度)	74.3% (H29年度)	80.6% (R4実績値)	
1	事業所管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	23% (R4年度)	17.3% (H29年度)	17.9% (R4実績値)	
1	県の管理職等に 占める女性の割合	(知事部局等) 課長相当職以上 課長補佐相当職	20% 30% (R7年度)	15.5% 20.6% (R2年度)	21.0% 31.0%
		(教育庁) 課長相当職以上 課長補佐相当職	20% 30% (R7年度)	14.7% 26.6% (R2年度)	24.9% 34.5%
1	全警察官に占める女性警察官の割合	10% (R5年度)	8.3% (R2年度)	10.5%	
1	ママと女性の就業支援センターによる就職者数	5,000人 (R3～7年度累計)	3,932人 (H27～R元年度累計)	827人	
1	女性農林漁業者新規起業数	20件/年 (R7年度)	127件 (H27～R元年度累計)	30件/年	
1	子育て応援宣言企業の登録数	8,000社 (R3年度)	7,179社 (R元年度)	8,773社	
1	子育て応援宣言企業の男性従業員の育児休業取得率	30% (R7年度)	14.5% (R2年度)	59.1%	
1	保育所待機児童数	0人 (R7年度)	1,189人 (R2年度)	57人	
1	病児保育実施施設数	125か所 (R6年度)	115か所 (R元年度)	279か所	

柱	指標	目標値 (目標年度)	計画策定時 状況	令和6年度 実績値
1	自治会長における女性の割合	13% (R7年度)	9.6% (R2年度)	10.9%
1	市町村審議会等委員に占める女性の割合	40% (R7年度)	32.9% (R2年度)	34.8%
1	女性農業委員数	120人 (R7年度)	99人 (R元年度)	125人
1	県審議会等委員に占める女性の割合	42%以上 (R7年度)	42.3% (R2年度)	42.4%
2	DV相談窓口についての周知度	90% (R7年度)	74.7% (R元年度)	49.8%
2	デートDVに対する認識度 【若年層(18~29歳)】	75.0% (R7年度)	50.0% (R元年度)	38.4%
2	DV被害者支援に関する庁内連絡会議を 設置した市町村の数	60団体 (R7年度)	43団体 (R元年度)	57団体
2	がん検診受診率	子宮頸がん 乳がん 胃がん 肺がん 大腸がん 50%以上 (R7年度)	39.6% 44.3% 40.5% 44.5% 38.5% (R元年度)	42.6% 44.7% 40.4% 44.4% 42.1% (R4実績値)
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方 (性別役割分担)に賛成しない人の割合	65% (R7年度)	56.7% (R元年度)	67.7%
3	家事を自分・パートナー同程度に 行っていると回答する男性の割合	40% (R7年度)	29.1% (R元年度)	43.9%

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
柱1 男女がともに活躍できる社会の実現				
(1)働く場における女性の活躍推進				
①男女の均等な雇用及び待遇の確保				
働く女性のハンドブックの作成・周知	1(1)③	・男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関する深い法制度等についてわかりやすく解説した「働く女性ハンドブック」を作成し、県ホームページに掲載	R6年度で事業廃止	労働局労働政策課
労働講座の実施	1(1)③	勤労者を対象とした労働教育講座と事業主等を対象とした労働経営セミナーを県内4地域において会場とオンラインのハイブリッド型で計8回実施。また、講座終了後に県HPに講座・セミナーの動画を掲載。207名(うち会場68名、オンライン139名)参加		労働局労働政策課
労働相談の実施	1(1)③ 2(1)③	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談の実施(R6年度労働相談件数6,451件)		労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	1(1)③ 2(1)③ 2(2)②	・心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる悩みに関する総合相談(電話・面接)、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施 総合相談(電話:6,399件、面接:12件、メール:101件) 専門相談(面接相談:300件) ・女性問題にかかわる相談員研修会の実施(女性相談支援センターと合同で実施)		男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	2(1)③	・セクシュアル・ハラスメント防止の研修を各種研修等で実施(5~11月) ・所属研修費用の提供(5月) ・リーフレットの配布による周知徹底(11月)		内部統制室 人事課
職員に対するハラスメント防止対策	2(1)③	・セクシュアル・ハラスメントに関し、通知等による啓発・周知		教育庁総務企画課
職員に対するハラスメント防止対策	2(1)③	・セクシュアル・ハラスメントに関し、通知等による啓発・周知		教育庁教職員課
職員に対するハラスメント防止対策	2(1)③	・幹部会議等での指示により、職員の意識改革及びハラスメント防止に関する教養の実施 ・ハラスメント認知事案の全件報告及び相談システムの周知徹底 ・ハラスメント防止講演会を開催(開催日:R6.5.29、参加者:約300名、Web会議システムで同時配信) ・執務資料の発出		警察本部 警務課
②雇用の場における女性の育成・登用推進				
企業等への専門家派遣	1(2)①	企業等に対して、社会保険労務士等の専門家を派遣し、女性活躍の取組を支援。(派遣回数延べ93回)		女性活躍推進課
女性活躍推進のための官民連携基盤強化		「福岡県女性の活躍応援協議会」を開催し、各構成団体が自ら目標を定め、女性が活躍できる環境整備等の取組を推進。		女性活躍推進課
競争入札参加資格審査における「女性の活躍推進」加算制度		・入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目に「女性の活躍推進」を設け、女性従業員の登用を進める事業所を支援。(女性の活躍推進評価書を提出した企業数 258社(累計・令和7年4月))		女性活躍推進課
企業、経済団体、関係行政機関等と連携した取組の推進		・市町村や経済団体等と連携し、「子育て応援宣言企業」の登録拡大を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進		労働局労働政策課
公立大学法人福岡女子大学における女性リーダー養成事業		・公立大学法人福岡女子大学において、企業の上級管理職等にあつて、さらに上位の階層を目指す女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修プログラムを実施(宿泊研修:令和6年10月31日~11月2日、フォローアップ研修:令和7年2月1日、受講者:24名(定員20名))		私学振興・青少年育成局青少年政策課
女性医師キャリア形成支援事業	1(2)①	・女性医師のネットワーク構築を目的とした交流会の開催及びキャリア教育のためのガイドブック作成により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図る(ガイドブック配布:150部)		医療指導課(医師・看護職員確保対策室)
女性職員の積極的登用・育成		・女性職員が事業部門など多様な職務経験を積むことができる積極的な配置を行うよう所属長に指導 ・各種研修への女性職員の派遣を積極的に実施 ・役員職員としての能力を有している女性職員を積極的に登用(県の管理職等に占める女性の割合(R6.4.1)課長相当職以上:21.0%、課長補佐相当職:31.0%、ライン係長相当職:37.3%)		人事課
女性職員の積極的登用・育成		・管理職などの役付職員として登用 ・各種研修への参加促進 ・管理職員等の女性職員活躍に関する意識改革のための取組 係長以上の職員のうち女性職員の割合:35.2%(R6.4.1)		教育庁総務企画課
女性教職員の積極的登用・育成		・管理職(校長・副校長及び教頭)として登用 ・管理職員等の女性職員活用に関する意識改革のための取組促進 ・各種研修への参加促進 管理職(校長、副校長及び教頭)のうち女性の割合20.4%(R6.4.1)		教育庁教職員課
女性警察官の採用・登用の拡大 女性警察官・職員の育成と効果的な配置の促進		・女性警察官募集用PR動画・SNS広告の配信 ・学生等を対象とした業務説明会やオンライン説明会の開催 ・様々な部門で活躍する女性警察官を採用パンフレットやホームページで紹介 ・男女の別なく能力・適性等に応じた配置拡大を進め、ほぼすべての分野に女性警察官を配置 ・警察署における女性専用施設の整備 ・警察官採用者に占める女性の割合 31.6%		警察本部 警務課 教養課
女性職員のキャリア形成支援の取組の推進		・女性警察職員のキャリアプランセミナーを開催し、女性職員の意識改革等を推進(開催日:R6.11.14、参加者:約750名、Web会議システムでも同時配信) ・実務能力向上を目的とした研修会の実施(開催日:R7.2.20、参加者約15名、Web会議システム) ・女性警察職員の活躍を紹介する記事を部内機関誌に掲載		警察本部 警務課
女性職員等の意識改革のための取組の推進		・女性の活躍を推進するため、特別研修「女性活躍推進」を実施(受講者数:40名)		人事課
副市町村長・人事担当課長会議等での助言		副市町村長・人事担当課長会議において、女性登用の推進について助言している。		市町村振興局行政支援課
市町村女性職員の登用状況調査・公表		・内閣府が実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、市町村の状況を調査(令和6年度福岡県男女共同参画計画白書掲載) 県内市町村における課長相当職以上の女性の在職状況(R6.4.1 18.2%(うち一般行政職18.5%))		男女共同参画推進課
市町村条例・計画策定状況の調査・公表		・内閣府が実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況の調査」において、市町村の男女共同参画に関する条例、計画の策定状況を調査し、策定・更新状況を公表(条例制定市町村:53市町村、計画策定市町村:60市町村)		男女共同参画推進課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
行政職員のための男女共同参画セミナー		県内市町村等の職員を対象に、男女共同参画社会づくりに先導的に取り組む人材の養成を図るためのセミナーを対面及びオンラインで実施。(4回、参加人数567人)		男女共同参画推進課
自治体事業主行動計画策定状況調査・公表		・内閣府が実施する調査において、市町村の女性活躍推進法に基づく推進計画の策定及び協議会の設置状況、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について調査・取りまとめを実施		女性活躍推進課
女性活躍のための企業人材育成事業		管理職層の女性人材を厚くするため、必要なスキルとマインドを学ぶことを目的とした階層別の総合的な研修(課長相当、係長相当、若手)を実施するとともに、経営層や人事担当者向けの研修を実施。(階層別研修修了者数 85人、経営層等向け研修参加企業数 23社)		女性活躍推進課
女性の起業促進事業		・起業したい女性や創業から間もない女性に対し、オンラインの無料相談及び先輩起業家との交流の場を提供する「Bloom福岡」において、女性の起業を支援。(相談対応数延べ 36件、先輩起業家等との勉強会、交流会参加者数延べ 58人)		女性活躍推進課
女性活躍に向けた社会のマインドチェンジ促進事業		・若者(大学生)による、女性活躍に取り組む経営者への「メッセージ動画」や、女性活躍・D&Iに取り組む県内企業(3社)取材動画を制作し、「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」で発信。 ・アンコンジャス・バイアスやその影響によるリスクについて、経営者の気付きを促すチェックリストを作成し、同サイトで公開。		女性活躍推進課
女子中高生のためのキャリアデザイン応援事業		女子中高生などの若者が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルによるトークイベント等を開催。(参加者数 153人)		女性活躍推進課
建設業魅力発信事業		・建設業における女性活躍を推進するため、建設現場で活躍する女性にフォーカスを当てたPR動画配信や女性向けセミナーを実施		建設都市部建築指導課 県土整備部県土整備企画課
社内から福岡を元気に！福岡BOARD倶楽部事業			企業から推薦された次世代女性リーダーと地場企業の経営層が交流・研鑽し、次世代女性リーダーの人脈形成及び企業経営層の意識改革を図るフォーラムを開設することにより、企業経営に深く関わる社内取締役への女性登用を促進します。	女性活躍推進課
働く女性の健康を守る事業費			女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を促進します。	女性活躍推進課
福岡県地域公共交通運転手確保事業			職場環境整備に対する支援や、働きやすい職場環境の情報発信に対する支援を行い女性運転手の採用を目指す。	交通政策課
③非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援				
働く女性のハンドブックの作成・周知	1(1)①	・男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法や両立支援制度など女性労働者に関係の深い法制度等についてわかりやすく解説した「働く女性ハンドブック」を作成し、県ホームページに掲載		労働局労働政策課
労働講座の実施	1(1)①	勤労者を対象とした労働教育講座と事業主等を対象とした労働経営セミナーを県内4地域において会場とオンラインのハイブリッド型で計8回実施。また、講座終了後に県HPに講座・セミナーの動画を掲載。207名(うち会場68名、オンライン139名)参加		労働局労働政策課
労働相談の実施	1(1)① 2(1)③	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談の実施(R6年度労働相談件数6,451件)		労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	1(1)① 2(1)③ 2(2)②	・心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる悩みに関する総合相談(電話・面接)、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施 総合相談(電話:6,399件、面接:12件、メール:101件) 専門相談(面接相談:300件) ・女性問題にかかわる相談員研修会の実施(女性相談支援センターと合同で実施)		男女共同参画推進課
中小企業雇用環境改善支援センター		・中小企業における人材確保・定着を支援するため、「正規雇用促進企業支援センター」を改組し、新たに「中小企業雇用環境改善センター」を設置。 ・県内中小企業を対象とした経営者や人事労務担当者向けセミナーや社会保険労務士等の資格を持つ専門家によるアドバイスを実施(R6支援企業数:939社)		労働局労働政策課
経済分野におけるジェンダーギャップ解消事業		・女性管理職率が低い又は女性就業者が少ない等の観点から選定した3分野(バス・タクシードライバー、スポーツ、農業)を対象に、官民連携の「女性活躍推進イノベーションワークショップ」を開催し、県の施策に反映。 ・研修を修了した女性と企業の交流会や、キャリアコーチによる就業支援等を実施。(就業者数 累計59人) ・研修を修了した女性を雇用し、ITを活用した職場環境づくりに取り組む企業に対し、就業環境の整備等を支援。(支援企業数4社) ・県内の働く女性が、所属する企業等の垣根を越えて、様々な分野で活躍するロールモデルと出会い、交流できる場「福岡キャリア・カフェ」を開催。(会員登録者数 1,107人)		女性活躍推進課
④女性の就業支援				
ママと女性の就業支援センター事業	2(1)① 2(2)①	・ママと女性の就業支援センターにおいて、子育て中の女性、非正規・求職中の女性に対するきめ細かな就職支援を実施。出張相談窓口(県内19カ所)により、地域密着型の就職支援を実施 ・県内4地区において合同会社説明会を開催(参加者:202人、参加企業:89社) ・ママと女性の就業支援センターによる就業者数:827人(R6) ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施。 ・子育てなど時間的制約のある求職者が利用しやすいよう、「ママと女性の就業支援センター」にSNS相談窓口を開設 ・就職面接時の託児経費を助成し、就職活動を支援 ・子育て中のひとり親女性等に対し、オンラインによるIT研修と就労のあっせんが一体となったプログラムを実施	・出張相談はR7年度は県内18カ所を実施 ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施はR6年度で終了	労働局就業支援課
子育て中の方の就職に向けた職業訓練		対象訓練コース数 70コース 入校者 1,385人		労働局職業能力開発課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
福岡県保育士・保育所支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ・増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、センターにコーディネーターを配置し、保育士有資格者を対象とした保育所等への就職相談・あっせん業務、求職・求人登録業務を実施(就職決定数:92件) ・希望者には保育所の体験実習を実施(実習参加者数:15名) ・求職登録、求人登録、登録情報の閲覧・検索、研修情報掲載・配信機能を持つシステムを使用し職業紹介するとともに、求職登録者へ情報発信を行うことで今後の再就職へつなげる。 ・最新の保育士の就業環境や復職の際に利用できる支援制度、復職保育士のインタビュー等を掲載した「潜在保育士復職応援リーフレット・動画」をハローワークや市町村窓口等に配架した。 ・保育士資格保有者がセンターに届出、登録をすることで、就職の支援や保育に関する情報提供を実施(R6新規登録者数:72名) ・保育人材のための相談窓口を設置し、一人で悩むことなく働き続けることができるよう支援することで離職を防止し、保育人材不足の解消を図る。(相談件数:228件) 		子育て支援課
福岡県ナースセンター事業		福岡県ナースセンターにおいて、無料職業紹介や再就業移動相談会を実施するとともに、復職支援研修を開催。(研修参加者215名、復職者112名)		医療指導課(医師・看護職員確保対策室)
女性起業家の育成支援		県内女性起業家5名がCIC Tokyoにて、ピッチイベントへの登壇とネットワーキングを実施。参加者約90名(現地50名、オンライン40名)		スタートアップ推進課
中小企業融資制度の活用		新規創業する個人又は会社(創業後1年未満を含む)に対する低利融資を実施し、円滑な資金調達を支援(実績:325件、1,337,992千円)		中小企業振興課
⑤農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進				
家族経営協定締結の推進		関係機関・団体と連携し、家族経営協定の必要性を啓発及び個別経営指導の機会を活用して締結を推進した(R6年度家族経営協定数(累計):2,339件)		経営技術支援課
女性農林漁業者の活躍促進対策		<ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成塾の開催、起業計画を策定するための専門家による指導の実施 ・商品改良のための試作品製造やパッケージデザイン開発支援の実施 ・業務用機器整備支援の実施 (R6年度 新規女性起業家数:30件)		経営技術支援課
漁協女性部協議会育成助成		漁協女性部研修会を実施(3回実施、34人参加)		水産局水産振興課
農村女性リーダーの育成と活動支援	1(3)②	女性農村アドバイザーを認定し、研修を実施(R6年度認定累計数:847名)		経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	1(3)②	<ul style="list-style-type: none"> ・女性部が行う後継者等の育成や地域活性化のための取組を支援 (R6年度実績:8,868千円) ・部員研修会4回 ・幹部研修会2回 他4件		中小企業振興課
女性認定農業者育成事業		<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者になるための知識の習得や、経営改善計画の作成支援を行う経営改善計画検討会を実施。(39回、のべ226人) ・新たな生産品目を立ち上げ、その責任者を目指す女性農業者に対して、必要な資材等の導入支援を実施。(R6年度支援者:3人) 		経営技術支援課
農林漁業女性ベンチャーの育成		<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大を目指す女性農林漁業者を対象に、応援企業を募るベンチャーマーケットを開催し、マッチングした企業との取引に向け必要な商品開発・改良や機器に係る経費を補助(R6年度支援者:4事業主体) ・ベンチャーマーケットに向けて、中小企業診断士等による事業計画書の策定支援を実施 		経営技術支援課
未来を担う女性農業者活躍推進費			女性農業者が能力を発揮しやすい環境をつくるため、農業技術などを学ぶ研修や、固定的な性別役割分担意識解消に向けたワークショップを実施する。	経営技術支援課
(2)働き方改革、仕事と生活の両立				
①多様で柔軟な働き方の推進				
子育て応援宣言企業の推進	1(3)③	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録を拡大 ・「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を実施。表彰5社、うち1社を男性の育児参加促進企業として表彰 ・九州・山形の経済界・自治体が一体となったワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施 ・登録企業数:8,773社(R6) ・宣言企業における女性従業員の育児休業取得率:95.9%(R5) ・男性の育児休業取得促進のための先進的な取組を情報番組等を通じて紹介 		労働局労働政策課
介護応援宣言企業の推進	1(3)③	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録を拡大 ・登録企業数:2,794社(R6) 		労働局労働政策課
企業等への専門家派遣	1(1)②	企業等に対して、社会保険労務士等の専門家を派遣し、女性活躍の取組を支援。(派遣回数延べ93回)		女性活躍推進課
女性医師確保支援事業		短時間勤務や当直免除等を利用する女性医師の代替医師にかかる経費を一部補助し、女性医師の就労環境改善を促進(短時間勤務等導入促進事業の利用者数:10名)		医療指導課(医師・看護職員確保対策室)
女性医師キャリア形成支援事業	1(1)②	女性医師のネットワーク構築を目的とした交流会の開催及びキャリア教育のためのガイドブック作成により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図る(ガイドブック配布:150部)		医療指導課(医師・看護職員確保対策室)
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	1(3)③	働き方改革に関する制度の導入促進を目的としてセミナーを開催し、働き方改革の実践までを支援。(R6参加者数:72人) 「よかばい・かえるばい企業」への新規登録拡大とともに、取組内容に陥路がある企業については、適切な支援機関やメニューを紹介する等、働き方改革の実践へつなげるフォローアップを実施。(登録企業数1,643社)		労働局労働政策課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
男性職員の育児休業等取得促進		・各種研修での説明及びリーフレットの配付による育児休業等制度の周知、所属研修用資料の提供を実施(令和6年度男性の育児休業等取得率:77.1%) ・育児休業等の取得による育児参加を推進するため、子どもが生まれた職員を対象に、知事メッセージを送付		人事課
男性教員・男性職員の育児休業等取得促進		・リーフレットによる育児休業等制度の周知を実施(R6年度育児休業取得率:55.3%)		教育庁総務企画課 教育庁教職員課
男性警察官・男性職員の育児休業取得促進		・幹部会議等での指示により、幹部職員の意識改革を推進 ・幹部職員による子の出生が見込まれる男性職員に対する面談の実施により、休暇等を取得しやすい職場環境を整備 ・男性職員向けの子育てハンドブックを活用し、休暇制度等の周知を図るとともに休暇等取得への不安や抵抗感を解消 ・配偶者が妊娠中の男性職員等に対して、育児参加の在り方や育児に係る休暇制度等について周知する研修会を実施(開催日:R6.5.29、参加者:約250名、Web会議システムでも同時配信) ・上司が出産補助休暇、父親育児休暇及び育児休業の取得状況等を確認できるパパ休暇管理システムを運用 ・執務資料の発出 ・育児休業取得率:49.0%(前年比+22.7pt)※暫定値 ・出産補助休暇取得率:99.2%(前年比-0.3pt)※暫定値 ・父親育児休暇取得率:95.4%(前年比+1.5pt)※暫定値		警察本部 警務課
多様で柔軟な働き方の推進		・育児休業や柔軟な働き方制度の導入のメリットをはじめ、国の助成金制度に関するオンラインセミナーを5回開催。(R6参加企業数:216社) ・柔軟な働き方制度導入に係る就業規則等の改訂に関する助言を行う社会保険労務士を派遣(R6派遣企業数:35社)		労働局労働政策課
若手経営者による女性活躍推進ワークショップ事業			女性が活躍できる企業経営を中小企業に広げていくため、企業経営者等で組織する団体に所属する若手男性経営者を主な対象とするワークショップを開催し、所属団体や行政への提案につなげるとともに、自社での実践を促進します。	女性活躍推進課
男性の育児休業取得の促進			男性の育児休業取得に向けた中小企業の行動計画策定に対して助成するとともに、育児休業の制度運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。	労働局 労働政策課
男性の育児休業取得の促進			積極的な育児参加を応援するためパパ向け育児家事手帳「パパノートブック」の作成・配布を行うとともに、パパ専用子育て相談窓口を設置し、男性の育児に関する不安や悩みに対応します。	子育て支援課
②仕事と生活が両立できる環境の整備				
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	1(3)③	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保、低金利、長期にわたって貸与するための融資制度を実施(R6年度新規貸付額:600千円、1件)		労働局労働政策課
保育所		・保育所の認可、指導監督を実施 【施設整備】 ・待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築などによる保育環境整備などの保育所施設整備に要する費用の一部を補助(7箇所に対して補助) ・質の高い幼児教育・保育を提供できるよう環境の充実を図るため、保育所整備による定員拡大や保育の担い手である保育士の処遇改善を実施		子育て支援課
保育所		【施設型給付】 ・子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を実施(特定教育・保育施設である保育所に市町村が支弁する費用のうち4分の1を負担(60市町村))		子育て支援課
認定こども園		・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を行い、幼保連携型以外(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)の認定こども園の認定を実施 ・質の高い幼児教育・保育の提供が行われるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行い、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図る 【施設型給付】 ・特定教育・保育施設である認定こども園に市町村が支弁する費用のうち4分の1を負担(56市町村)		子育て支援課
認定こども園		【施設整備】 認定こども園の創設や老朽改築などによる施設整備に要する費用の一部を補助。(11箇所に対して補助。292人の定員増)※国直接補助		子育て支援課
小規模保育事業等		・市町村が認可を行う小規模保育事業所等で、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を実施 【施設型給付】 ・地域型保育事業所である小規模保育事業所に市町村が支弁する費用のうち4分の1を負担(24市町) 【施設整備】 ・環境の充実を図るため、施設整備による定員拡大や創設を実施		子育て支援課
延長保育、病児保育		・働く女性の増加や通勤時間の長時間化に伴う保育需要や子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合など、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供するため、延長保育、病児病後児保育等の事業を実施する市町村に対し、必要な経費を補助(56市町村(延長保育)、36市町村(病児保育))に対し、必要な経費の一部を補助		子育て支援課
放課後児童クラブ		市町村が実施する放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する助成(59市町村に助成。R6年度支援の単位数:1,694)		子ども未来課
介護保険対策事業		・介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図った(介護支援専門員実務研修受講試験受験者:2,002人、主任介護支援専門員研修修了者:226人)		高齢者地域包括ケア推進課
介護保険対策事業		・介護サービス事業所に対する指導監督の実施により、介護サービスの充実を図った(指導監督件数:860件)		介護保険課
老人福祉施設等の整備促進		・特別養護老人ホームの整備(増床:10床、改築・改修:110床) ・養護老人ホームの整備(改修:100床)		介護保険課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
病児保育利用料無償化		・病児保育を利用する保護者が負担している利用料(上限2,000円/日)について、市町村または施設に対し助成(延べ利用人数 92,515人)		子育て支援課
(3)地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進				
①自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進				
トッリーダー啓発事業		県内市町村等の新任校長、教頭や県内の企業、学校法人、団体、県内自治会の男女共同参画推進員等を対象とした研修会を実施。 R6年度5回実施 423名参加		男女共同参画推進課
地域のリーダーを目指す女性応援事業		地域の政策決定の場への女性の参画を進めるため、リーダーとなる女性を育成する研修を実施(R6:研修生17名)		男女共同参画推進課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成	2(4)	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成に資する講義とワークを実施(R6参加者数:110名)		男女共同参画推進課
女性団体のネットワークとの連携		・「福岡県ジェンダー平等フォーラム2024」の共催 ・「あすばる大交流会」の開催(R6:参加者延べ人数:62名) ・「みらいネットフォーラム2025」への参加	「あすばる大交流会」は令和6年度で廃止	男女共同参画推進課
パパのための子育て相談ダイヤル			親専用の電話相談窓口「パパのための子育て相談ダイヤル」を開設し、男性の心理士等が、子育てに関する悩みや不安などの相談に応じます。	子育て支援課
自治会長への女性の登用を推進するためのアンケートの実施			自治会長等を対象に女性の登用に当たっての障壁についてのアンケートを実施	男女共同参画推進課
②地域づくり・社会活動への女性の活躍推進				
地域づくり団体への支援		「地域づくりネットワーク福岡県協議会」への加入促進を行い、情報提供及び会員団体の情報発信を実施。また、地域づくり活動を行っている団体の連携を深めるため地域づくりフォーラムを開催。(新規加入:16団体、フォーラム参加者:52名)		市町村振興局政策支援課
好事例の情報収集、提供		・男女共同参画表彰などの機会ごとに、あすばるや市町村と連携し、事例の掘り起こしを実施		男女共同参画推進課
農村女性リーダーの育成と活動支援	1(1)⑤	・女性農村アドバイザーを認定し、研修を実施 (R6年度認定累計数:847名)		経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	1(1)⑤	・女性部が行う後継者等の育成や地域活性化のための取組を支援 (R6年度実績:8,868千円) ・部員研修会4回 ・幹部研修会2回 他4件		中小企業振興課
③男性の暮らし方の変革				
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	1(2)②	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保、低金利、長期にわたって貸与するための融資制度を実施 (R6年度新規貸付額:600千円、1件)		労働局労働政策課
子育て応援宣言企業の推進	1(2)①	・企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県に登録する「子育て応援宣言企業」の登録を拡大 ・「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を実施。表彰5社、うち1社を男性の育児参加促進企業として表彰 ・九州・山口の経済界・自治体が一体となったワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施 ・登録企業数:8,773社(R6) ・宣言企業における女性従業員の育児休業取得率:95.9%(R5) ・男性の育児休業取得促進のための先進的な取組を情報番組等を通じて紹介		労働局労働政策課
介護応援宣言企業の推進	1(2)①	・企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県に登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録を拡大 ・登録企業数:2,794社(R6)		労働局労働政策課
女性の就業継続促進及び男女の働き方の見直し	1(2)①	・働き方改革に関する制度の導入促進を目的としてセミナーを開催し、働き方改革の実践までを支援。(R6参加者数:72人) ・「よかばい・かえるばい企業」への新規登録拡大とともに、取組内容に隘路がある企業については、適切な支援機関やメニューを紹介する等、働き方改革の実践へとつなげるフォローアップを実施。(登録企業数1,643社)		労働局労働政策課
(4)様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進				
県の審議会等における女性委員の登用推進		・県の審議会における女性委員の登用計画について、実績状況を調査(R6年度4月:42.4%)		全庁・教育庁
市町村審議会等における女性比率の調査・公表		・内閣府が実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、市町村の状況を調査(R6年度:34.8%)		男女共同参画推進課
農業委員会における女性委員の登用推進		・福岡県農業会議及び福岡県農業委員会女性農業委員会ネットワークが主催するシンポジウムに参加し、女性農業委員登用を推進 ・女性農業委員登用推進のため、市町村の巡回等を実施 (R6年度:女性農業委員数125人、15.5%)		水田農業振興課
農業協同組合における女性役員の登用推進		・指導機関(JA福岡中央会)と連携のもと、各農協へ女性理事の登用推進の支援 ・役員定数を減らす際、女性理事の維持の指導・助言を実施 (R6年度:女性役員の割合:11.0%、女性正組合員の割合:27.7%)		団体指導課
漁業協同組合における女性役員の登用推進		・漁協系統組織(県漁連、福岡有明海漁連等)と連携のもと、漁業協同組合における女性役員の登用について、漁協に対する指導・助言を実施 (R6年度:女性役員の割合:0.7%、女性正組合員の割合:14.0%)		水産局漁業管理課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現				
(1)人権を侵害する暴力の根絶				
①配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援				
DV根絶に向けた啓発		・街頭啓発を実施し、相談窓口等の情報を掲載したリーフレットを配布(R6年11月12日及び13日、県内4か所で行った) ・商業施設等におけるポスターの掲示、カードの配布等 ・県内の中学1年生及び高校1年生に対し、交際相手からの暴力防止及び性暴力防止啓発リーフレットを作成、配布(配布先:中学校353校、義務教育学校8校、高等学校162校、中等教育学校2校、配布部数:中学生向け52,225部、高校生向け45,161部) ・中学校、高等学校に、デートDVや性暴力に関する専門知識を持つ講師を派遣(派遣数:26件、参加者数:生徒6,393人、教職員308人、保護者4人、その他6人)		男女共同参画推進課
DV根絶に向けた啓発		・福岡県人権啓発情報センターにおいて、人権啓発指導者セミナー(全6回のうち1回、参加人数138人)を実施。 行政機関や地域・企業等の依頼に基づき、専門の講師をあっせんし、派遣(656件中126件)。		人権・同和対策局調整課
DV根絶に向けた啓発		・中学校においては、「男女共同参画教育～指導の手引～」(改訂版)を活用した生徒への啓発の促進 ・県立学校においては、規範意識育成学習において性暴力防止(DV含む)についての啓発促進 ・女性の権利及びデートDVに関するパンフレット等を配布		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
被害防止体制の構築		・被害者を発見しやすい立場にいる関係者へ、DVの早期発見、通報の必要性などについて理解を深めるため、民生委員児童委員研修会において、DVについて説明		男女共同参画推進課
被害防止体制の構築		・ストーカー・DV事案への対処等に関する担当者研修会(参加者25名)及び警察署に対する巡回業務指導を実施(36回) ・自治体等との連絡会議(8回)		警察本部 人権安全対策課
相談体制の充実		・中核的配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談支援センターにおいて専門的支援を実施 ・各地域の県配偶者暴力相談支援センターにDV相談専用電話を設置し、電話及び来所相談に対応 （各センター相談件数:2,090件）(うち女性相談支援センター:740件) （うち男性からの相談:126件） ・男性やLGBTなどの性的少数者のDV被害者の相談窓口を設置(男性:73件、性的少数者:2件) ・婦人相談員(現:女性相談支援員)等を対象に、経験年数に応じて新任者、中堅者研修、スーパービジョン研修、電話相談員等研修及び女性問題にかかわる相談員研修を実施 （研修実施回数:13回）		男女共同参画推進課
相談体制の充実		・若年女性を対象に、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチやメール等による相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施(相談件数:延べ573件) ・行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を実施(実施回数:1回)		男女共同参画推進課
相談体制の充実		・被害者支援担当者等を対象としたカウンセリング等研修会の開催(参加者約180名) ・警察学校における学校教養の実施(15回約550名) ・警察署等における職場教養の実施(12回約260名) ・県警臨床心理士が部外の専門的な研修に参加(日本遊戯療法学会第29回大会、日本心理臨床学会第43回大会、第23回日本トラウマティック・ストレス学会、日本犯罪心理学学会第62回大会、第26回被害者支援研修会)		警察本部 被害者支援・相談課
一時保護体制の充実		・女性相談所(現:女性相談支援センター)に保育士(非常勤)1人配置 ・プレイルーム、保育室の整備 ・心理判定員、精神科医により精神的ケアの実施 ・被害者及び同伴家族を、女性相談所(現:女性相談支援センター)が委託契約した施設に一時保護を実施 (一時保護数:64人)		男女共同参画推進課
被害者の安全確保		・裁判所が被害者へ保護命令を発した旨の通知を受けた場合、配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と相互に連携して被害者と速やかに連絡を取り、被害を防止するための留意事項の情報提供や緊急時の迅速な通報等についての教示を実施		男女共同参画推進課
被害者の安全確保		・配偶者暴力事案における検挙状況 R6:770件(+23件) ・配偶者暴力等に関する保護命令通知件数 R6:52件(+14件) ・ストーカー・DV被害者支援システムへの登録状況 R6:455件(-45件) ・自治体に対するDV被害者情報の提供 R6:644件(+68件)		警察本部 人権安全対策課
被害者の自立のための住宅確保の支援		県営住宅入居者の抽選方式募集を年4回(6, 9, 12, 3月)実施し、DV被害者には倍率優遇措置を行った。		県営住宅課
被害者の自立のための住宅確保の支援		・平成29年以降、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録、及び、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の入居に係る情報提供や家賃債務保証等のサービスを提供する居住支援法人の指定を実施。		住宅計画課
被害者の自立のための支援		・配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者に対して、住宅の確保や母子父子寡婦福祉資金貸付等の福祉施策について情報提供 ・同様に、母子家庭等就業・自立支援等の就労関係施策についても情報提供		男女共同参画推進課
ママと女性の就業支援センター事業	1(1)④ 2(2)①	・ママと女性の就業支援センターにおいて、子育て中の女性、非正規・求職中の女性に対するきめ細かな就職支援を実施。出張相談窓口(県内19か所)により、地域密着型の就職支援を実施 ・県内4地区において合同会社説明会を開催(参加者:202人、参加企業:89社) ・ママと女性の就業支援センターによる就職者数:827人(R6) ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施。 ・子育てなど時間的制約のある求職者が利用しやすいよう、「ママと女性の就業支援センター」にSNS相談窓口を開設 ・就職面接時の託児経費を助成し、就職活動を支援 ・子育て中のひとり親女性等に対し、オンラインによるIT研修と就労のあっせんが一体となったプログラムを実施	・出張相談はR7年度は県内18カ所で行った ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施はR6年度で終了	労働局就業支援課
被害者の自立のための支援		ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のため、18歳に達する日以後の年度未までの児童(又は20歳未満の障がいを持っている児童)を養育・監護している方に支給		こども未来課
被害者の自立のための支援		被害者から福祉事務所に相談があった場合、生活保護の要件を満たす方については、保護を適用することとしている。また、町村や民生委員・自立相談支援事務所に対し、生活に困窮する方の情報を福祉事務所につなぐよう依頼している。		保護・援護課
被害者の自立のための支援		・一時保護解除後のDV被害者等女性が、地域で自立し定着するための支援を実施(自立支援:4件、定着支援:166回)		男女共同参画推進課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
被害者の情報保護		・女性相談所(現:女性相談支援センター)主催の新任者研修において、被害者の個人情報保護に関し、市町村における閲覧制限などの適正な措置について周知を行った。		男女共同参画推進課
被害者の情報保護		副市町村長・人事担当課長会議において周知するとともに、その他個別の事案が生じた際には、都度、公文書による通知により周知の徹底を図っている。		市町村振興局行財政支援課
被害者の情報保護		・学校において被害者の児童生徒の安全確保、個人情報保護について、警察等関係機関と連携し、適切な対応を行うことの徹底		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
関係団体との連携強化		・「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」(代表者会議)及び「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」(地域ブロック会議)を実施 (代表者会議1回、地域ブロック会議9回開催)		男女共同参画推進課
被害者の自立のための支援		DV被害者等が地域で自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルター等の先進的な取組を促進する市町村に対し、交付金を交付(交付実績:2市町村)		男女共同参画推進課
困難な問題を抱える女性への支援事業	2(2)②	・女性相談支援センターに困難な問題を抱える女性専用の相談窓口を設置(相談件数:1,420件) ・若年女性を対象に、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチやSNSなどによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施(アウトリーチ支援件数:1,091件、その他支援件数:1,080件) ・困難な問題を抱える女性に対し、子ども食堂での声掛けなどのアウトリーチやSNSなどによる相談対応、公認心理師等による出張相談を実施(アウトリーチ支援件数:710件、その他支援件数:400件) ・民間の女性支援団体相互の情報共有や連携を行うことを目的としたネットワークを構築し、意見交換会や研修会を開催(意見交換会:2回、研修会:6回)		男女共同参画推進課
ストーカー・DV被害者転居支援事業	2(1)②		ストーカー・DV事案の重大事件化を防ぐため、被害者等の転居費用を支援	警察本部人身安全対策課
②性暴力等の根絶及び被害者支援				
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営		・性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運営(R6年度 電話相談件数:2,162件、直接支援332件)		生活安全課
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営(性暴力被害者支援の充実・強化)		・性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運営(R6年度 電話相談件数:2,162件、直接支援332件)		生活安全課
性暴力根絶のための広報啓発		・年齢層に応じた性暴力等啓発冊子を作成し、配布(小学校低学年向け:57,000部、小学校高学年向け:59,000部、大学生等向け:61,000部)		生活安全課
学校や事業所等への性暴力対策アドバイザー派遣		・児童・生徒に対し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う専門家(アドバイザー)を、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等に派遣(派遣校数:608校)		生活安全課
性暴力加害者の社会復帰支援		・性暴力加害者相談窓口を設置し、電話相談やカウンセリング等により加害者の再犯防止対策を実施(R6年度相談件数:108件)		生活安全課
性暴力対策に関する「協議・検討の場」の設置		・性暴力根絶条例に基づき、関係機関及び有識者による「福岡県性暴力対策会議」を設置し、性暴力根絶対策の推進について協議・検討。また、専門委員会において、性暴力対策アドバイザー派遣事業について協議・検討(性暴力対策会議:3回、専門委員会:3回)		生活安全課
性暴力対策アドバイザー養成講座の案内		・R6年度は性暴力対策アドバイザー養成講座の実施がなかった		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課 教育庁特別支援教育課
性暴力の根絶等に関する総合的な教育		・児童・生徒に対し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う専門家(アドバイザー)を、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に派遣 派遣校数(小中):318校 ※うち県立中:2校 (高):39校 (特):7校		教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課
性犯罪への適切な対応及び被害者への支援		・R6年度の検挙件数:378件(前年比+118件) ・性暴力被害者支援センターふくおか等との連携 ・医療費の適用(合計2,732,380円) ・R6年度性犯罪捜査官の新指定(男性10名、女性24名)	・R7年度性犯罪捜査官の新指定(男性11名、女性29名)	警察本部捜査第一課
女性警察官に対する研修の実施		・性犯罪に特化した学校教養の実施 ・R6.10.28～R6.11.1 県警察学校で実施(女性警察官24名受講)	・R7.10.27～R7.10.31 県警察学校で実施(女性警察官28名受講)	警察本部捜査第一課
ストーカー事案対策の推進		・ストーカー事案対策 ストーカー規制法に基づく警告(R6) 58件(前年比+42件) 禁止命令等(R6) 196件(前年比+67件) ・ストーカー事案の検挙(R6) 243件(前年比+26件) ・ストーカー被害防止等ウエットティッシュ作成(2,200部) ・ストーカー加害者等の更生対策協力医療機関 35施設(R6末) ・加害者へのカウンセリング(R6) 促し234件(前年比+1件) 実施 46件(前年比-5件)		警察本部 人身安全対策課
売春事犯等の取締りの強化		・売春事犯の取締り(R6) 検挙件数:13件(前年比+2件) 検挙人数:12人(前年比+3人) ・関連業種に対する行政処分(R6) 上申件数:0件(前年比-1件)		警察本部 生活保安課
児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りの強化		・児童買春・児童ポルノ検挙(R6) 検挙件数 122件(前年比-78件) 検挙人員 47人(前年比-67人) 保護人員 59人(前年比-64人)		警察本部 少年課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
アダルトビデオ出演被害問題への適切な対応		・アダルトビデオ出演被害防止に係る各種対策を推進 ・街頭キャンペーンの実施 ・学校・企業における被害防止講話 ・ラジオ番組を活用した広報啓発活動 ・事案認知時における対応要領等の部内教養 ※ R6年中、AV出演被害防止・救済法違反の検挙事例なし		警察本部 生活保安課
性犯罪被害相談電話「#8103」の周知		・性犯罪被害相談電話#8103(ハートさん)の運用(受理件数1,133件) ・性犯罪被害者用相談窓口広報用ポスターの作成・配布(410部)		警察本部 被害者支援・相談課
ストーカー・DV被害者転居支援事業	2(1)①		ストーカー・DV事案の重大事件化を防ぐため、被害者等の転居費用を支援	警察本部 人身安全対策課
③セクシュアルハラスメントの防止				
労働相談の実施	1(1)① 1(1)③	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談の実施(R6年度労働相談件数6,451件)		労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	1(1)① 1(1)③ 2(2)②	・心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる悩みに関する総合相談(電話・面接)、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施 総合相談(電話:6,399件、面接:12件、メール:101件) 専門相談(面接相談:300件) ・女性問題にかかわる相談員研修会の実施(女性相談支援センターと合同で実施)		男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	1(1)①	・セクシュアル・ハラスメント防止の研修を各種研修等で実施(5~11月) ・所属研修用資料の提供(5月) ・リーフレットの配布による周知徹底(11月)		内部統制室 人事課
職員に対するハラスメント防止対策	1(1)①	・セクシュアル・ハラスメントに関し、通知等による啓発・周知		教育庁総務企画課
職員に対するハラスメント防止対策	1(1)①	・セクシュアル・ハラスメントに関し、通知等による啓発・周知		教育庁教職員課
職員に対するハラスメント防止対策	1(1)①	・幹部会議等での指示により、職員の意識改革及びハラスメント防止に関する教養の実施 ・ハラスメント認知事案の全件報告及び相談システムの周知徹底 ・ハラスメント防止講演会を開催(開催日:R6.5.29、参加者:約300名、Web会議システムで同時配信) ・執務資料の発出		警察本部 警務課
在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業		暴力・ハラスメントに関する協議の場の設置、マニュアルの作成・周知、研修会の実施、相談窓口の設置、安全対策費用補助、複数名訪問費用補助、県民啓発の7つの取組を実施しました。(研修受講者数延べ2067名、相談件数延べ167件)		高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室
(2)生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援				
①ひとり親家庭等への支援				
母子父子寡婦福祉資金の貸付		・ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、無利子又は低利での資金の貸付を実施 ・母子福祉資金:87件、34,214千円 ・父子福祉資金:6件、1,746千円 ・寡婦福祉資金:0件、0千円		子ども未来課
母子・父子自立支援員による支援		・婦人相談員兼母子・父子自立支援員を県保健福祉(環境)事務所に配置し、ひとり親家庭等からの相談に対し情報提供や助言を実施(相談件数:9,001件) ・より適切な指導を行えるよう、母子・父子自立支援員を対象に研修を実施(6月・11月、オンライン研修) ・保健福祉(環境)事務所における相談対応のためのタブレット端末を配備		子ども未来課
ひとり親サポートセンター事業		・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、県内3か所にひとり親サポートセンターを設置し、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を実施 ・センターのホームページにAIチャットボットを導入し、ひとり親家庭からの相談に24時間365日対応した適切な支援に案内するとともに、事前に登録いただいた方に更新情報を提供(相談件数:3,231件、就職者数:102人、就業支援講習会受講者:196人) ・養育費の確保を促進するため、養育費相談、弁護士による無料法律相談、無料相談クーポンの配布、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施 (養育費相談:533件、法律相談:88件、クーポン配布:101件、養育費・ひとり親110番:33件)		子ども未来課
ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣		・ひとり親家庭の親及び寡婦が疾病等のため一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣 (派遣延べ件数:33件、20市町実施)		子ども未来課
就業支援のための給付金の助成		・ひとり親家庭の親の職業能力の開発や資格取得のための給付金を支給 (自立支援教育訓練給付金 給付件数:4件) (高等職業訓練促進給付金 給付件数:62件)		子ども未来課
ママと女性の就業支援センター事業	1(1)④ 2(1)①	・ママと女性の就業支援センターにおいて、子育て中の女性、非正規・求職中の女性に対するきめ細かな就職支援を実施。出張相談窓口(県内19カ所)により、地域密着型の就職支援を実施 ・県内4地区において合同会社説明会を開催(参加者:202人、参加企業:89社) ・ママと女性の就業支援センターによる就職者数:827人(R6) ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施。 ・子育てなど時間的制約のある求職者が利用しやすいよう、「ママと女性の就業支援センター」にSNS相談窓口を開設 ・就職面接時の託児経費を助成し、就職活動を支援 ・子育て中のひとり親女性等に対し、オンラインによるIT研修と就労のあっせんが一体となったプログラムを実施	・出張相談はR7年度は県内18カ所実施 ・オンライン・オンデマンドセミナーの実施はR6年度で終了	労働局就業支援課
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業		・ひとり親家庭に大学生等のボランティアを派遣し、子どもの学習支援を行う ・利用者、支援者と合同で意見交換会を開催 (支援実施児童数:439人、うち学習塾396人、家庭教師派遣43人)		子ども未来課
ひとり親サポートセンターSNS相談事業		・ひとり親が、自分の生活時間に合わせて気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、SNS(LINE)による個別相談を実施		子ども未来課
生活困窮者の自立支援	2(2)②	県内5カ所に福岡県自立相談支援事務所を設置し、相談支援等を実施 (R6新規相談件数:2,046件)		保護・援護課
養育費確保支援事業		・ひとり親の養育費に関する公正証書等作成に係る費用や、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を補助 (公正証書等作成費用:28件、保証契約締結費用:1件)		子ども未来課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
②高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備				
生涯現役社会づくりの推進		・県内4地域に設置する「福岡県70歳現役応援センター(令和4年4月1日より、「福岡県生涯現役チャレンジセンター」に名称変更)」において高齢者の就業や社会参加を支援。また県内9箇所のハローワークへ定期出張相談窓口を開設し、きめ細かな対応を行う。 ・合同説明会を県内4地域で実施。 (令和6年度の進路決定者数:2,051人)		労働局就業支援課
一人暮らし高齢者見守り活動		・ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう地域における見守り活動を推進 ・見守り活動優良団体の知事表彰の実施(4団体、2事業者を表彰)		高齢者地域包括ケア推進課
地域包括支援センターの機能強化		・地域包括支援センターにおいて実施する地域ケア会議を促進するためのアドバイザー派遣や研修会を開催 ①アドバイザーの派遣(240回) ②地域包括ケア推進セミナー(8月21日オンライン研修、受講者89名) ③地域ケア会議専門職研修(11月30日集合研修、受講者48名) ④地域ケア会議基礎研修(10月9日集合研修、受講者84名)		高齢者地域包括ケア推進課
高齢者の虐待防止・権利擁護		市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、家庭内で虐待が発生した場合の具体的な対応の仕方や虐待防止の取組について習得するための研修を実施しました。(受講者数186人)		高齢者地域包括ケア推進課
高齢者の虐待防止・権利擁護		・高齢者権利擁護等推進研修の実施(修了者数:権利擁護推進員養成研修116人、看護実務者研修40人) ・身体拘束ゼロ施設見学会の実施(年10回、参加者数:87人) ・身体拘束ゼロ宣言介護サービス事業所等の登録、公表(登録・公表数:13事業所 ※居宅系含む) ・住宅型有料老人ホーム等職員に対する研修の実施(年6回、参加者数:77人) ・市町村職員等に対する高齢者虐待対応力向上研修の実施(年1回、参加者数:68人)		介護保険課
障がい者雇用の促進		・県内13か所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、求職中及び在職中の障がいのある人に対して、就業及びそれに伴う生活に必要な一体的な支援を実施(令和6年度の就職者数:563人) ・障がい者雇用開拓事業において、障がいのある求職者及び障がいのある人を雇用しようとする企業の双方に対し、検討・準備の段階からマッチングによる職業紹介、採用後の定着までの一連の支援を実施(令和6年度の就職者数:319人) ・障がい者テレワークオフィス「こといろ」及び「BeyondOffice」を通じて、企業のテレワーク導入の支援を実施 ・外出困難な重度障がい者の雇用を促進するため、企業における分身ロボットを活用した就労実証事業を実施		労働局就業支援課
障がい者の職業訓練		・福岡障害者職業能力開発校における施設内訓練 実施科目数 7科目 入校者 52人 ・民間教育訓練機関等を活用した委託訓練 実施科目数 15科目 入校者 46人		労働局職業能力開発課
障がい者の虐待防止・権利擁護の推進		・福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を開催 ①行政・虐待防止センター職員等コース ・開催期日:R6年7月18日、R6年7月31日 ・参加者:56名 ②障がい福祉サービス事業所等管理者等コース ・開催期日:R6年7月10日、R6年8月22日、R6年9月11日 ・参加者:228名		障がい福祉課(障がい福祉サービス指導室)
障がい者を理由とする差別の解消の推進(県障がい者差別解消専門相談)		・福岡県障がい者差別解消専門相談窓口(専門相談員2名)を設置し、延べ620件の相談を受け付けた。		障がい福祉課
DV防止外国語リーフレットの配布		・外国人向けに9ヶ国語(英、中、韓、タガログ、インドネシア、タイ、越、露、ポルトガル)に対応したDVに関する相談窓口リーフレットを配布		男女共同参画推進課
外国語による各種情報提供		・在留外国人に役立つ相談窓口情報や国際交流イベントなどの情報を発信。		国際局国際政策課
地域日本語教室運営ボランティア支援		・福岡県国際交流センター内で開催される日本語教室(9団体)に会場、教材提供、広報支援を実施(開催回数:481回、学習者数:延べ5,405名、ボランティア数:延べ2,316名) ・インターネット上の情報交換の場の提供		国際局国際政策課
公正採用選考啓発		・公正採用選考人権啓発指導員による事業所訪問により、公正採用選考人権啓発推進員の設置を勧奨(設置事業所数8,576事業所)		労働局労働政策課
人権教育・啓発の推進		・福岡県人権啓発情報センターにおいて、人権啓発指導者セミナー(全6回のうち1回、参加人数138人)を実施。 行政機関や地域・企業等の依頼に基づき、専門の講師をあっせんし、派遣(656件中126件)。		人権・同和対策局調整課
生活困窮者の自立支援	2(2)①	県内5カ所に福岡県自立相談支援事務所を設置し、相談支援等を実施 (R6新規相談件数:2,046件)		保護・援護課
総合相談・専門相談の実施	1(1)① 1(1)③ 2(1)③	・心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる悩みに関する総合相談(電話・面接)、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施 総合相談(電話:6,399件、面接:12件、メール:101件) 専門相談(面接相談:300件) ・女性問題にかかわる相談員研修会の実施(女性相談支援センターと合同で実施)		男女共同参画推進課
困難な問題を抱える女性への支援事業	2(1)①	・女性相談支援センターに困難な問題を抱える女性専用の相談窓口を設置(相談件数:1,420件) ・若年女性を対象に、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチやSNSなどによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施(アウトリーチ支援件数:1,091件、その他支援件数:1,080件) ・困難な問題を抱える女性に対し、子ども食堂での声掛けなどのアウトリーチやSNSなどによる相談対応、公認心理師等による出張相談を実施(アウトリーチ支援件数:710件、その他支援件数:400件) ・民間の女性支援団体相互の情報共有や連携を行うことを目的としたネットワークを構築し、意見交換会や研修会を開催(意見交換会:2回、研修会:6回)		男女共同参画推進課
パートナーシップ宣誓制度推進事業		・パートナーシップ宣誓カップル数92組(累計)。 ・性の多様性に関する動画を放映。		人権・同和対策局調整課
性の多様性に関する理解促進		・行政機関や地域・企業等の依頼に基づき、性的少数者の人権に関する専門の講師を派遣(108件) ・人権啓発ラジオ番組で性的少数者の人権に関する内容を放送(4回) ・性の多様性に関する啓発動画を街頭ビジョン・シネアドで放映 ・11月の九州レインボープライド2024開催に合わせて、旧福岡県公会堂貴賓館をライトアップ ・当事者と意見交換会を実施(2回) ・LGBTQ専門の電話相談を実施(専門相談員による電話相談 27件) (弁護士による電話相談 20件)		人権・同和対策局調整課
外国語による相談の実施		県と国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPENセンター」を開設し、生活や就労、在留資格等に係る相談をワンストップで対応		国際局国際政策課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
(3)生涯を通じた男女の健康支援				
①生涯にわたる男女の健康支援				
性と健康の相談センター事業		・福岡県プレコンセプションケアセンター(県助産師会委託)を開設。プレコンセプションケアに関する相談対応、情報発信業務を実施。 (相談件数:297件) 出前講座:30箇所で開催し、1,138名が参加 養護教諭向け研修会:県内9保健所で実施、313名が参加 ・県内9か所の保健福祉(環境)事務所で助産師、保健師等が思春期から妊娠、出産等の各ライフステージに応じ相談に対応。 (電話相談:256件、面接相談:80件) ・HTLV-1母子感染を防ぐ体制整備、母子感染対策の推進を目的に年1回HTLV-1母子感染対策協議会を実施。 ・医療従事者、市町村職員を対象に年1回のHTLV-1母子感染予防対策研修会を実施。		子育て支援課
がん検診精度管理事業(集団検診協議会、乳がん検診実施体制整備)		※ 女性に関連するもの(男女に係るものを含む) ・集団検診協議会及び各種がん検診部会において、がん検診の受診率や精度管理に関する協議を実施 ・検診の質の向上(精度管理)のため、各種講習会等を実施 ・胃内視鏡検査医師の養成研修を実施 ・特に乳がんについては、マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修を実施するとともに、乳がん検診精度管理委員会を開催 ○がん検診受診率(令和4年) (男女) 胃がん:40.4%、肺がん:44.4%、大腸がん:42.1% (女性のみ) 子宮頸がん:42.6%、乳がん:44.7%		がん感染症疾病対策課
がん検診精度管理事業(集団検診協議)		※ 男性に関連するもの(男女に係るものを含む) ・集団検診協議会及び各種がん検診部会において、がん検診の受診率や精度管理に関する協議を実施 ・検診の質の向上(精度管理)のため、各種講習会等を実施 ・胃内視鏡検査医師の養成研修を実施 ○がん検診受診率(令和4年) (男女)胃がん:40.4%、肺がん:44.4%、大腸がん:42.1%		がん感染症疾病対策課
がん検診受診率向上対策事業		・「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」の登録(R7年3月末7,388事業所)。 ・健(検)診受診率向上のため、中小事業所に健康づくり実践アドバイザーを派遣。(派遣実績:100事業所 支援回数:100回)		がん感染症疾病対策課
ふくおか健康づくり県民運動推進事業		・健(検)診受診率の向上を取組みの柱の一つとする「ふくおか健康づくり県民運動」を推進 ・中小事業所に健康づくり実践アドバイザーを派遣(派遣実績:350事業所 支援回数:379回) ・市町村や関係団体に対して、健康測定機器の貸出を実施(貸出実績:40回、参加人数:延べ2,698人)		健康増進課
自殺防止総合相談窓口		・民間団体への委託により、24時間365日対応の自殺予防ホットライン及び通話料無料のフリーダイヤルを設置運営し、電話相談に対応した(ホットライン相談件数:1,153件、フリーダイヤル相談件数:4,768件) ・若年層の特性に応じた相談窓口として、SNSを活用した「きもち よりそうライン@ふくおかけん」を実施(相談件数:5,074件)	電話相談のうち、フリーダイヤルはR6年度で事業終了。	健康増進課(こころの健康づくり推進室)
心の健康づくり推進事業		・県内9か所の保健福祉(環境)事務所及び精神保健福祉センターで思春期に関する相談対応を実施 (電話相談:245件、面接相談:77件)		健康増進課(こころの健康づくり推進室)
②妊娠・出産の健康支援				
子育て支援電話相談事業		・日曜日、夏季休日(8月13日~15日)年末年始(12月29日~1月3日)を除き、毎日、妊娠・育児・思春期に関する悩みや不安の相談を受ける「SOS電話相談」を実施し、メール相談も受付。(メールは365日24時間受付) (電話相談:13,496件、メール相談:1,181件)		子育て支援課(健康増進課)
周産期医療対策事業		・福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、スマートフォンによる受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う母体搬送コーディネーターの設置 ・周産期母子医療センター運営費及び医療機器等設備導入の補助(運営費補助:福岡大学外9件、設備導入補助:久留米大病院、九州大病院)		医療指導課
不妊治療等支援事業		・保健福祉(環境)事務所では不妊や不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談対応を実施。 ・保健福祉環境事務所には不妊専門相談センターを設置し、専用電話による電話相談や、面接相談を実施。 ・保険適用外の不育症検査・治療費に対する助成事業を実施。 (不育症検査費・治療費助成件数:32件) ・保険診療による特定不妊治療と併用して実施した先進医療に要した助成事業を実施。 (不妊治療(先進医療)費助成件数:2,079件)		子育て支援課(健康増進課)
エイズ・性感染症対策の推進		・保健福祉(環境)事務所において、HIV・エイズを含む性感染症に関する相談・検査日を定例で設けているほか、6月のHIV検査普及週間や12月の世界エイズデーに合わせ、啓発キャンペーンを実施した。検査の結果、陽性と判明した者を医療に繋げることができた。 (検査相談件数) エイズ 他性感染症 相談件数 245件 138件 検査件数 1030件 2436件 ・HIV・エイズを含む性感染症の発生動向や疾病の知識、感染予防等を県ホームページに掲載し周知を図っている。		がん感染症疾病対策課
学校における性に関する指導の充実		・県指導主事等研修会、県立学校等保健主事研修会(139名)、若年教員研修(養護教諭)1年目(19名)、若年教員研修(養護教諭)3年目(37名)、中堅教諭等資質向上研修(養護教諭)(25名)において「性に関する指導の考え方・進め方」について説明 ・健康教育指導者研修会(161名)実施	変更・修正なし(人数については未確定)	教育庁体育スポーツ健康課
③女性のスポーツ活動の推進				
女性のニーズを理解したスポーツ指導者の育成・配置促進		・市町村代表者研修会:6/30(日)、89名 ・初任者スポーツ推進委員研修会:6/30(日)、172名 ・スポーツ推進委員スキルアップ研修会:9/1(日)、168名 ・福岡県スポーツ推進委員研修大会:12/22(日)、684名		スポーツ局 スポーツ振興課
スポーツ団体における女性役員等の登用促進		スポーツ推進審議会における女性委員の積極的登用(委員23名中10名の女性委員を登用(女性比率43.5%))		スポーツ局 スポーツ企画課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業等名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
女性アスリートの育成		・県外遠征・主要大会参加事業(7競技団体実施)	・県外遠征・主要大会参加事業(6競技団体実施)	教育庁体育スポーツ健康課
女性アスリート活躍支援事業		・女性アスリートのライフサイクルに応じた支援策について、委員会を発足して検討し、ホームページを作成した。	R6年度で事業廃止	スポーツ局 スポーツ振興課
女性指導者養成事業			女性のスポーツの活躍を推進するため、女性指導者の養成を行います。	体育スポーツ健康課
女性指導者養成事業			女性のスポーツの活躍を推進するため、ジェンダー平等セミナーを行います。	体育スポーツ健康課
女性アスリートの育成			オリンピックをはじめとした大規模大会に向けた女性アスリートの育成を行います。	体育スポーツ健康課
(4)防災・復興における男女共同参画の推進				
女性の視点をとり入れた防災・災害復興の企画立案		・女性の視点を踏まえた地域防災計画の改正を行うため、関係機関に女性委員の推薦を依頼した。引き続き女性委員の割合増加に努める R6年度女性委員数：17名(前年度比+1名)	・女性の視点を踏まえた地域防災計画の改正を行うため、関係機関に女性委員の推薦を依頼した。引き続き女性委員の割合増加に努める R7年度女性委員数：15名(11月28日現在)	防災危機管理局 防災企画課
被災時の男女ニーズの違いの啓発及び自主防災組織への女性の参画促進		・地域防災活動の中心となる自主防災組織等において、指導的役割を担う人材養成を目的とした研修を計5回実施し、計335名が参加した。((基本編)県内4地方にて計4回、(応用編)1回)		防災危機管理局 消防防災指導課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成	1(3)①	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材の育成に資する講義とワークを実施(R6参加者数:110名)		男女共同参画推進課
災害発生時の相談の実施		※「あすばる」相談支援事業 ・心と体、家庭、暮らし、就業等広範多岐にわたる悩みに関する総合相談(電話・メール・面接)、専門家の助言が必要な場合には専門相談(法律相談、就業援助相談など)を実施		男女共同参画推進課
ジェンダー平等の視点からの自主防災組織・女性防火クラブ等リーダー研修会実施訓練			自主防災組織リーダー研修会(消防防災指導課が主催)において、講義・訓練を実施	男女共同参画推進課
ジェンダー平等の視点からの防災活動に係る市町村支援事業			市町村単位で実施する防災訓練において、講義・演習を実施	男女共同参画推進課
柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進				
(1)男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革				
①性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消				
ジェンダー平等フォーラムの実施		※「あすばる」社会環境整備事業 「福岡県ジェンダー平等フォーラム2024」を会場及びオンラインで開催 ①メイン会場 R6.11.23(プレイベントR6.11.17) ②サテライト会場 北九州 R6.10.5,R6.10.19 筑後 R6.10.19 筑豊 R6.11.30 ③参加人数 延べ12,913人		男女共同参画推進課
男女共同参画表彰の実施		・「社会における女性の活躍推進」、「困難な状況にある女性の自立支援」、「女性の先駆的活動」の3つの活動部門で表彰を実施 (R6年度:計6件表彰)	「男女が共に活躍できる社会づくり」、「困難な問題を抱える女性への支援」、「女性の先駆的活動」に部門名称を変更。	男女共同参画推進課
県広報媒体における男女共同参画情報発信		男女共同参画の推進について、下記の媒体により県民に対し広報啓発を実施。 ・各戸配布広報紙「福岡県だより」49件 ・新聞紙面購入「福岡県からのお知らせ」16件 ・県政広報番組(テレビ13件・ラジオ41件) ・ふくおかインターネットテレビ8件		県民情報広報課
男女共同参画情報の発信		※「あすばる」情報・調査事業 ・情報誌「あすばる〜ん」やニュースレターなどの広報媒体に、ライブラリーの蔵書情報を掲載 ・男女共同参画や女性活躍に関する最新図書をライブラリーに収集 ・インターネットを活用して、男女共同参画に関する講座・セミナー案内、相談案内などの情報を提供 ・各分野で活躍する県内の女性ロールモデル等の情報を収集し、ホームページ等で発信 ・ライブラリー入館者数:24,415人 ・貸出利用者数:3,001人 ・企画展示による書籍等紹介:6回実施 ・季刊情報誌「あすばる〜ん」 ・年4回、累計30,000部発行 ・ニュースレター ・年7回、累計28,000部発行 ・ホームページアクセス数:123,031件	・季刊情報誌「あすばる〜ん」について、紙発行を廃止し、Web掲載に変更(年3回) ・ニュースレターの発行は令和6年度で廃止 ・新たに公式Instagramを開設し、SNSでの情報発信を強化	男女共同参画推進課
男女共同参画の視点に立った行政広報の推進		・福岡県男女共同参画行政推進会議幹事会において、「行政広報物における表現のガイドライン」を配付・説明		男女共同参画推進課
男性の家事・育児への参画促進		夫婦間のコミュニケーションをテーマとした動画「知事家事チャレンジ」を作成し、更なる男性の家事・育児の参画につながるよう、チラシ・ポスター、SNSインストリーム広告を通じて、意識啓発を行った。		男女共同参画推進課
男性の家事・育児への参画促進		・男性などを対象とする子育て支援セミナー等の市町村の取組みに対して助成(助成市町村:1町)		こども未来課(子育て支援課)
ジェンダー平等に関するフォトメッセージ・動画の募集			身の回りで感じるジェンダーギャップの実例や、家族やパートナー等と家事を分かち合う「とも家事」をテーマに、写真や動画等を募集。作品を活用した啓発を実施。	男女共同参画推進課
「とも家事」啓発動画の作成			みんなで家事をシェアする「とも家事」をテーマに、男性の家事参画を後押しする啓発動画を作成	男女共同参画推進課
(2)学校教育における男女共同参画の推進				
①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進				
男女共同参画教育の推進		・男女共同参画教育を教育課程に位置付け、学校の教育活動全体を通して実施していくよう市町村へ指導・助言 ・「男女共同参画教育～指導の手引～」(改訂版)を義務教育課ホームページ各種資料のページで公開 ・男女共同参画教育推進のための「福岡県のジェンダー平等」の周知		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課
男女共同参画教育の推進		文部科学省及びその他関係機関の周知依頼等によって随時情報を提供		私学振興・青少年育成局私学振興課

3 第5次福岡県男女共同参画計画の具体的施策実施状況（令和6年度）

施策・事業名	事業再掲	R6年度の事業等の概要・実績・成果等	R7年度からの新規事業・変更・廃止	所管課(室)名
家庭科等の学習内容・方法の充実		・福岡県指導主事研修家庭科部会において「家庭科・技術家庭科家庭分野の学習指導の工夫・改善のための方策」を周知(年3回実施)		教育庁義務教育課
家庭科等の学習内容・方法の充実		・高等学校家庭科の学習において、家庭の役割についての授業内容や指導方法の研究・実践の推進(家庭科研究会研修会、講座別研修、実践発表・講演等)		教育庁高校教育課
家庭科等の学習内容・方法の充実		文部科学省及びその他関係機関の周知依頼等によって随時情報を提供		私学振興・青少年育成局私学振興課
校長等管理職への男女共同参画の理解促進		・校長等管理職研修会において、男女共同参画の基本理念等についての講話を実施(新任校(園)長:130名、新任教頭:166名を対象に実施)		教育庁義務教育課
校長等管理職への男女共同参画の理解促進		・校長研修会において男女共同参画推進に向けての取組について伝達		教育庁高校教育課
校長等管理職への男女共同参画の理解促進		各種研修会(ジェンダー問題、人権問題等)に随時情報提供及び助言		私学振興・青少年育成局私学振興課
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し		・体育的行事等での配慮事項について調査を実施 ・男女混合名簿の使用状況等の調査を実施	左記の項目が含まれる「男女共同参画教育等に係る調査」については、隔年実施。令和7年度は実施しない。	教育庁義務教育課
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し		文部科学省及びその他関係機関の周知依頼等によって随時情報を提供		私学振興・青少年育成局私学振興課
人権教育・啓発の推進		・管理職研修等の主管研修、学校要請の教職員研修等における研修会資料集の活用 ・人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」の作成・配布(年3回発行、各11,100部作成、県内の市町村、公民館、学校等に配布) ・所管する以下の研修会で実施 福岡県教育庁職員同和問題啓発強調月間研修会 人権教育コーディネーター養成講座 5回 福岡県人権教育研修会 1回		教育庁人権・同和教員課
②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進				
未来の女性医師発掘事業		・県内の高等学校に女性医師を講師として派遣する出前講座を実施することで、主に女子高校生の医学部への進学意欲を高め、医師を将来の職業の選択肢としてもらい、医師の確保につなげ、医療施設における確保を図る(県立筑紫丘高等学校外5校(計198名))		医療指導課(医師・看護職員確保対策室)
キャリア教育・進路指導の充実		・キャリア教育担当指導主事連絡協議会への参加、職場体験実施状況調査		教育庁義務教育課
キャリア教育・進路指導の充実		・新任進路指導主事研修会及び進路指導主事研修会の実施		教育庁高校教育課
キャリア教育・進路指導の充実		文部科学省及びその他関係機関の周知依頼等によって随時情報を提供		私学振興・青少年育成局私学振興課
高校生キャリア教育推進事業		・生徒の勤労観・職業観の育成を目指したキャリア教育を推進(R6キャリア体験活動実施状況97.4%)		教育庁高校教育課
勤労教育、就労体験の促進		・各小・中学校における職場体験学習を促進 職場体験学習の実施率 小学校 R6年度15.7% 中学校 R6年度59.8% (教育課程実施状況調査より)		教育庁義務教育課
勤労教育、就労体験の促進		・県立高等学校及び中等教育学校(後期)の全校実施に向けて各校に周知を図り、インターシップの充実・推進		教育庁高校教育課
勤労教育、就労体験の促進		私立学校に対して勤労教育や就労体験について情報を提供します。 私立高校生インターシップを県庁で受け入れます。 ・日程:8月5日～9日 8月19日～23日 ・受入人数:11人 ・受入部署:11課		私学振興・青少年育成局私学振興課
県内国立大学との連携・協力		・九州大学と連携した「ふくおか高校生知の創造塾」において、女性の研究者をファシリテーターに採用		教育庁高校教育課
第1部 計画の進捗管理				
計画の進捗管理		・本計画の関連する事業の実施状況や目標の達成状況をとりとめた令和6年度福岡県男女共同参画白書を作成		男女共同参画推進課
第3部 推進体制				
福岡県男女共同参画審議会		・昨年度の取組内容及び今年度の実施事業について報告 ・福岡県男女共同参画表彰の受賞者を選定(審議会1回、表彰部会1回開催)		男女共同参画推進課
福岡県男女共同参画センター「あすばる」		【情報・調査事業】 ・図書等の収集・提供、情報紙誌の作成・発行、ホームページ等による情報提供、ロールモデルの発掘、紹介 【相談支援事業】 ・総合相談やメール相談、専門相談の実施、女性相談関係機関との連携推進 【人材育成事業】 ・行政職員のための男女共同参画セミナー(基礎編:男女共同参画、LGBT・SOGIE、応用編:地域協働(他)、地域のリーダーを目指す女性応援研修の実施 ・女性活躍推進に向けた企業内研修支援等の実施 【社会参画環境整備事業】 ・福岡県ジェンダー平等フォーラム開催、高校生×ジェンダー平等ワークショップ開催、福岡県男女共同参画推進連絡会議(愛称:ふくおかみらいねっと)の支援等	【情報・調査事業】 ・新たに公式Instagramを開設し、SNSでの情報発信を強化 ・自治会長等を対象にしたアンケート調査を実施 【人材育成事業】 ・女性活躍推進に向けた企業内研修支援は令和6年度で廃止 ・ジェンダー平等の視点からの防災活動に係る市町村支援を実施	男女共同参画推進課
市町村との連携		・県と市町村の緊密な連携を図り、県内における男女共同参画行政施策を一層推進するため、会議を開催(令和6年4月18日開催)		男女共同参画推進課

第3部

市町村における男女共同参画の推進状況

- 1 推進体制等
- 2 男女共同参画に関する計画の策定状況
- 3 女性の登用状況
- 4 政治分野の推進状況

1 推進体制等

令和7年4月1日現在

市町村名	担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例（可決済のもの）			現在の状況
						有			
						条例名称	公布日	施行日	
北九州市	政策局WomanWill推進室	1	1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日	
福岡市	市民局男女共同参画部	1	1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日	
大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1	2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日	
久留米市	男女平等政策課	1	1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日	
直方市	市民・人権同和对策課男女共同参画推進係	1	1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日	
飯塚市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年7月10日	2007年10月1日	
田川市	人権・同和对策課男女共同参画推進室	1	1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日	
柳川市	人権・同和对策室	1	2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日	
八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1	2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日	
筑後市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日	
大川市	企画課	1	2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日	
行橋市	総合政策課	1	2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日	
豊前市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日	
中間市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日	
小郡市	総務課ジェンダー平等・多文化共生推進室	1	2	1	1	小郡市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日	
筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1	2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日	
春日市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日	
大野城市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日	
宗像市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日	
太宰府市	人権政策課	1	2	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日	
古賀市	人権センター	1	1	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日	
福津市	福津市 男女共同参画推進室	1	1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日	
うきは市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日	
宮若市	宮若市役所 保護人権課	1	2	1	2				2
嘉麻市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例	2010年6月29日	2010年12月28日	
朝倉市	男女共同参画推進室	1	2	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	2007年12月28日	2008年4月1日	
みやま市	人権・同和对策室	1	2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例	2015年3月27日	2015年4月1日	
糸島市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	糸島市男女共同参画社会推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日	
那珂川市	人権政策課 人権同和政策・男女共同参画担当	1	2	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例	2005年3月7日	2005年4月1日	
宇美町	地域コミュニティ課	1	2	2	1	宇美町男女共同参画推進条例	2017年12月8日	2017年12月8日	
篠栗町	まちづくり課	1	2	2	1	篠栗町男女共同参画推進条例	2023年3月13日	2023年3月13日	
志免町	まちの魅力推進課	1	2	1	1	志免町男女共同参画推進条例	2014年3月25日	2014年4月1日	
須恵町	まちづくり課	1	2	2	2				2
新宮町	総務課 人権推進室	1	2	2	1	新宮町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日	
久山町	総務課	1	2	2	2				4
粕屋町	地域共創課	1	2	2	1	粕屋町男女共同参画推進条例	2015年12月25日	2015年12月25日	
芦屋町	生涯学習課	2	2	2	1				2
水巻町	地域づくり課 地域協働係	1	2	1	1				4
岡垣町	福祉課	1	2	1	1	岡垣町男女共同参画—ともに支えあい、ともに輝く—まちづくり条例	2004年3月25日	2004年3月25日	

市町村名	担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例（可決済のもの）			
						有			無
						条例名称	公布日	施行日	現在の状況
遠賀町	住民課	1	2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日	
小竹町	総務課	1	2	2	2				4
鞍手町	福祉人権課	1	2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例	2008年12月18日	2009年4月1日	
桂川町	健康福祉課	1	2	2	1	桂川町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年3月24日	
筑前町	企画課	1	2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日	
東峰村	住民福祉課	1	1	1	1	東峰村男女共同参画のむらづくり条例	2010年1月6日	2010年4月1日	
大刀洗町	地域振興課	1	2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例	2009年12月28日	2010年4月1日	
大木町	地域づくり課	1	2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例	2018年12月10日	2019年4月1日	
広川町	生涯学習課 人権・同和対策係	1	2	1	2	広川町男女共同参画推進条例	2014年12月9日	2015年4月1日	
香春町	総務課	1	2	2	1	香春町男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2008年10月1日	
添田町	総務課	1	1	1	1	添田町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日	
糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日	
川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日	
大任町	総務企画財政課	1	2	2	2	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日	
赤村	総務課	1	1	2	1	赤村男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日	
福智町	人権推進課	1	2	2	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日	
苅田町	総務課人権男女共同参画室	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日	
みやこ町	人権男女共同参画室	1	2	2	2	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日	
吉富町	住民課	1	2	1	1				2
上毛町	住民課	1	2	2	1	上毛町男女共同参画推進条例	2024年4月1日	2024年4月1日	
築上町	人権課	1	1	2	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日	
合計				44	53	53			

※1（春日市） 条例の施行日について、第3章及び第4章は、H19.4.1

※2（筑前町） 条例の施行日について、一部は、H18.10.1

「所属」欄

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

「事務所掌」欄

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課（室）
- 2 1ではない

「庁内連絡会議の有無」欄

男女共同参画に関し庁内の連絡会議が

- 1 有
- 2 無

「諮問機関」欄

男女共同参画に関する諮問機関が

- 1 有
- 2 無

「男女共同参画に関する条例（可決済のもの）」欄

「無」の、「現在の状況」欄

- 1 令和7年度中（令和8年3月末）までの制定を目的に検討中
- 2 令和8年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、福岡県調べ

1 推進体制等（続き）

令和7年4月1日現在

市町村名	男女共同参画に関する宣言			市町村名	男女共同参画に関する宣言		
	宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態
北九州市				篠栗町			
福岡市				志免町			
大牟田市				須恵町			
久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	新宮町			
直方市				久山町			
飯塚市				粕屋町			
田川市				芦屋町			
柳川市				水巻町			
八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	岡垣町			
筑後市				遠賀町			
大川市				小竹町			
行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市 ゆくはし宣言	1	鞍手町			
豊前市				桂川町			
中間市				筑前町			
小郡市				東峰村			
筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	大刀洗町			
春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	大木町			
大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	広川町			
宗像市				香春町			
太宰府市				添田町			
古賀市				糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍 推進福岡県会議)	1
福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	川崎町			
うきは市				大任町			
宮若市				赤村			
嘉麻市				福智町			
朝倉市				苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1
みやま市				みやこ町			
糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	吉富町			
那珂川市	2006年11月23日	那珂川市男女共同参画都市宣言	2	上毛町			
宇美町				築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2
				12			

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

2 男女共同参画に関する計画の策定状況

「配偶者からの暴力防止に関する計画と一体」、「困難女性支援法に基づく基本計画と一体」：令和8年1月1日時点
「女性活躍推進法に基づく推進計画と一体」：令和7年4月1日現在

市町村名	計画名称	計画期間	配偶者からの暴力防止 に基づく基本計画と一体	女性活躍推進法の推進 計画と一体	困難女性支援法に基づ く基本計画と一体
北九州市	第5次北九州市男女共同参画基本計画	2024年8月 ~ 2029年3月	1	1	1
福岡市	福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
大牟田市	第4次おおむた男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	0
久留米市	第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
直方市	第3次のおがた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	0
飯塚市	第2次飯塚市男女共同参画後期プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
田川市	第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
柳川市	第4次柳川市男女共同参画計画	2023年3月 ~ 2028年3月	1	1	0
八女市	第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
筑後市	第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
大川市	第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	0
行橋市	第4次行橋市男女共同参画プラン前期計画	2025年4月 ~ 2030年3月	1	2	0
豊前市	第2次豊前市男女共同参画行動計画 (後期計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
中間市	中間市男女共同参画プラン	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	0
小郡市	第3次小郡市男女共同参画計画	2024年 ~ 2033年	1	1	0
筑紫野市	第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	0
春日市	第4次男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	0
大野城市	第5次大野城市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	0
宗像市	第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
太宰府市	第3次太宰府市男女共同参画プラン	2023年3月 ~ 2028年3月	1	1	0
古賀市	第3次古賀市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	0
福津市	第2次男女共同参画プラン・ふくつ	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
うきは市	第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
宮若市	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
嘉麻市	第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
朝倉市	第4次朝倉市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
みやま市	第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	2	0
糸島市	第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	0
那珂川市	那珂川市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	0
宇美町	第4次男女共同参画うみプラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	0
篠栗町	第2次篠栗町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
志免町	第3次志免町男女共同参画行動計画	2025年4月 ~ 2034年3月	1	1	0
須恵町	須恵町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	0
新宮町	第3次新宮町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2028年3月	1	1	0
久山町	第2次久山町男女共同参画基本計画	2022 ~ 2027	1	2	0
粕屋町	第2次粕屋町男女共同参画計画	2025年4月1日 ~ 2035年3月31日	1	1	1
芦屋町	第3次芦屋町男女共同参画推進プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	0
水巻町	第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	0
岡垣町	岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	0
遠賀町	第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	0
小竹町	小竹町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	1
鞍手町	第4次鞍手町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2028年3月	1	1	1
桂川町	桂川町第2期男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	0
筑前町	第4次筑前町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	0
東峰村	第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2020 ~ 2024	1	1	0
大刀洗町	第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	0
大木町	第3次大木町男女共同参画推進計画	2023年4月 ~ 2027年3月	1	1	0
広川町	第2期広川町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	0
香春町	第3次香春町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1	0

市町村名	計画名称	計画期間	配偶者からの暴力防止に基づく基本計画と一体	女性活躍推進法の推進計画と一体	困難女性支援法に基づく基本計画と一体
添田町	第3次添田町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
糸田町	第4次糸田町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	0
川崎町	第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	0
大任町	第3次大任町男女共同参画基本計画	2022年10月 ~ 2027年10月	1	1	0
赤村	第3次赤村男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	2	0
福智町	第3次福智町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	0
苅田町	第3次苅田町男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	0
みやこ町	第2次みやこ町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2028年3月	1	1	0
吉富町	第3次吉富町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2034年3月	1	1	1
上毛町	第2次上毛町男女共同参画基本計画	2024年4月 ~ 2034年3月	1	1	1
築上町	第3次築上町男女共同参画推進基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	0
			60	60	6

「配偶者からの暴力防止に基づく基本計画と一体」欄

- 1 男女共同参画に関する計画と、配偶者からの暴力防止に基づく基本計画を一体として策定
- 2 男女共同参画に関する計画とは別に、配偶者からの暴力防止に基づく基本計画を策定
- 3 配偶者からの暴力防止に基づく基本計画を策定していない

「女性活躍推進法の推進計画と一体」欄

- 1 男女共同参画推進基本計画と、女性活躍推進法の推進計画を一体として策定
- 2 男女共同参画基本計画とは別に、女性活躍推進法の推進計画を策定
- 3 女性活躍推進法に基づく推進計画を策定していない

「困難女性支援法に基づく基本計画と一体」欄

- 1 男女共同参画推進基本計画と、困難女性支援法に基づく推進計画を一体として策定
- 2 男女共同参画基本計画とは別に、困難女性支援法に基づく基本計画を策定
- 0 困難女性支援法に基づく基本計画を策定していない

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、福岡県調べ

3 女性の登用状況

令和7年4月1日現在

市町村名	審議会等委員の目標 (目標を設定している市町村のみ記入)							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況				
	目標値 (%)	目標 年月	審議会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)	審議会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)	委員会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)
北九州市	50	2028年6月	90	90	1,416	703	49.6	65	65	1,324	641	48.4	6	4	104	20	19.2
福岡市	40	2025年8月	51	51	859	352	41.0	72	72	1,525	571	37.4	6	6	97	19	19.6
大牟田市	40	2028年3月	49	44	502	180	35.9	49	44	502	180	35.9	6	3	31	6	19.4
久留米市	50	2025年4月	109	109	1,584	704	44.4	77	77	1,084	495	45.7	6	6	49	15	30.6
直方市	40	2028年3月	48	42	628	223	35.5	35	31	414	137	33.1	6	5	37	8	21.6
飯塚市		2027年3月	81	80	1,425	546	38.3	75	75	851	329	38.7	6	5	42	13	31.0
田川市	35	2027年3月	36	34	337	101	30.0	36	34	353	108	30.6	6	6	38	10	26.3
柳川市	30	2028年3月	57	49	889	208	23.4	55	48	798	210	26.3	6	2	35	3	8.6
八女市	40	2026年3月	42	41	539	157	29.1	10	10	161	56	34.8	6	6	40	8	20.0
筑後市	35	2027年3月	26	25	276	108	39.1	26	25	276	108	39.1	6	5	32	9	28.1
大川市	40	2026年3月	17	14	190	55	28.9	10	8	136	37	27.2	6	5	30	7	23.3
行橋市	40	2035年3月	63	51	975	346	35.5	12	9	112	35	31.3	6	5	29	9	31.0
豊前市								24	20	236	73	30.9	6	5	28	8	28.6
中間市								28	25	368	130	35.3	6	5	21	7	33.3
小郡市	40	2034年3月	31	30	345	129	37.4	31	30	345	129	37.4	6	5	44	13	29.5
筑紫野市	40	2028年3月	33	33	334	122	36.5	33	33	334	122	36.5	5	5	34	8	23.5
春日市								26	24	271	75	27.7	5	4	23	7	30.4
大野城市	50	2028年3月	33	33	332	145	43.7	33	33	332	145	43.7	5	5	26	8	30.8
宗像市	40	2026年3月	42	42	429	163	38.0	42	42	429	163	38.0	6	5	28	10	35.7
太宰府市	40	2027年4月	35	31	307	96	31.3	32	31	307	96	31.3	5	4	28	5	17.9
古賀市	50	2032年3月	60	56	658	298	45.3	25	25	232	104	44.8	5	3	28	7	25.0
福津市								58	57	653	261	40.0	6	4	28	6	21.4
うきは市	40	2026年3月	33	33	397	150	37.8	33	33	397	150	37.8	6	5	33	10	30.3
宮若市								19	14	175	42	24.0	6	3	45	5	11.1
嘉麻市	50	2027年3月	50	49	559	234	41.9	50	49	559	234	41.9	6	5	32	10	31.3
朝倉市	40	2027年3月	65	56	1,020	372	36.5	31	28	342	124	36.3	6	3	38	5	13.2
みやま市	30	2030年3月	26	24	237	80	33.8	20	19	202	70	34.7	6	5	35	10	28.6
糸島市	40	2026年3月	41	40	496	163	32.9	41	40	497	163	32.8	6	4	35	7	20.0
那珂川市	40	2028年3月	39	38	432	149	34.5	38	37	422	144	34.1	5	3	21	6	28.6
市計								1,086	1,038	13,637	5,132	37.6	168	131	1,091	259	23.7
宇美町	40	2028年3月	22	17	203	56	27.6	22	17	203	56	27.6	5	2	27	5	18.5
篠栗町	40	2027年3月	24	19	208	63	30.3	20	17	195	56	28.7	6	3	27	9	33.3
志免町		2035年3月	25	24	305	116	38.0	25	24	305	116	38.0	5	4	27	9	33.3
須恵町	30	2029年3月	17	11	161	24	14.9	12	9	106	22	20.8	5	3	23	4	17.4

市町村名	審議会等委員の目標 (目標を設定している市町村のみ記入)							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況				
	目標値 (%)	目標 年月	審議会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)	審議会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)	委員会 等数	うち女 性委員 を含む 数	総委員 数	うち女 性委員 等数	女性 比率 (%)
新宮町		2028年3月	17	10	218	58	26.6	16	10	218	58	26.6	5	3	26	6	23.1
久山町	40	2028年3月	10	5	113	37	32.7	6	5	99	35	35.4	5	2	25	3	12.0
粕屋町	50	2025年3月末	31	26	310	118	38.1	27	22	255	94	36.9	5	5	27	10	37.0
芦屋町	30	2028年3月	36	33	327	92	28.1	36	33	327	92	28.1	5	4	21	5	23.8
水巻町	35	2029年3月	44	35	533	164	30.8	33	27	422	144	34.1	5	3	25	6	24.0
岡垣町	40	2031年3月	29	29	295	107	36.3	29	29	295	107	36.3	5	4	25	6	24.0
遠賀町	40	2024年3月	37	36	322	117	36.3	37	36	322	117	36.3	5	3	29	5	17.2
小竹町	40	2029年3月	29	28	244	83	34.0	24	24	223	77	34.5	5	4	21	6	28.6
鞍手町	40	2028年3月	32	25	311	78	25.1	32	25	311	78	25.1	5	2	31	7	22.6
桂川町	30	2026年3月	17	14	181	46	25.4	17	15	181	46	25.4	6	4	29	7	24.1
筑前町	42	2026年3月	32	29	425	171	40.2	32	29	425	171	40.2	5	4	32	7	21.9
東峰村	30	2022年4月															
大刀洗町	50	2031年3月	27	21	255	63	24.7	13	11	136	38	27.9	5	3	34	4	11.8
大木町			14	14	146	54	37.0	14	14	146	54	37.0	6	5	34	11	32.4
広川町	30	2028年3月	34	29	237	74	31.2	13	9	108	34	31.5	6	4	30	6	20.0
香春町			28	19	239	54	22.6	23	16	213	49	23.0	5	3	26	5	19.2
添田町	26	2027年3月	31	22	234	54	23.1	31	24	234	54	23.1	6	5	33	8	30.8
糸田町	30	2029年3月	19	18	171	64	37.4	24	23	231	95	41.1	5	4	25	8	32.0
川崎町								12	10	95	24	25.3	5	3	26	6	23.1
大任町								7	3	65	9	13.8	5	3	23	6	26.1
赤村													5	4	25	9	36.0
福智町	30	2027年3月	25	17	184	37	20.1	21	19	207	67	32.4	4	3	24	6	25.0
苅田町	40	2028年3月	30	27	349	106	30.4	30	27	349	106	30.4	5	4	20	6	30.0
みやこ町	40	2026年3月	28	24	259	75	29.0	28	24	259	75	29.0	5	3	25	7	28.0
吉富町	40	2034年3月						23	21	239	75	31.4	6	4	28	9	32.1
上毛町	40	2034年3月	14	10	124	24	19.4	14	10	124	24	19.4	6	3	30	5	16.7
築上町	40	2028年3月	45	42	436	162	37.2	45	42	436	162	37.2	6	5	30	6	20.0
町村小計								666	575	6,729	2,135	31.7	157	106	808	197	24.4
合計								1,752	1,613	20,366	7,267	35.7	325	237	1,899	456	24.0

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、福岡県調べ

首長・自治会長：令和7年7月1日現在
課長相当職以上の在職状況：令和7年4月1日現在

3 女性の登用状況（続き）

市町村名	市町村長・副市町村長の状況						自治会長			課長相当職以上の在職状況					
	市町村長	うち女性	女性比率(%)	副市町村長数	うち女性	女性比率(%)	自治会長数	うち女性	女性比率(%)	課長相当職以上総数	うち一般行政職				
					副市町村長数			うち女性			女性比率(%)	うち女性	女性比率(%)	課長相当職以上総数	うち女性
北九州市	1	0	0.0	3	1	33.3	2,718	572	21.0	671	117	17.4	603	110	18.2
福岡市	1	0	0.0	3	1	33.3	152	13	8.6	742	148	19.9	598	124	20.7
大牟田市	1	0	0.0	2	1	50.0	340	68	20.0	101	17	16.8	88	16	18.2
久留米市	1	0	0.0	2	0	0.0	661	73	11.0	248	48	19.4	235	42	17.9
直方市	1	0	0.0	1	1	100.0	100	5	5.0	42	5	11.9	37	5	13.5
飯塚市	1	0	0.0	2	1	50.0	267	18	6.7	79	12	15.2	74	10	13.5
田川市	1	0	0.0	1	0	0.0	99	6	6.1	48	5	10.4	39	5	12.8
柳川市	1	0	0.0	1	0	0.0	324	12	3.7	52	5	9.6	43	5	11.6
八女市	1	0	0.0	1	0	0.0	184	0	0.0	45	11	24.4	43	11	25.6
筑後市	1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3	40	10	25.0	34	10	29.4
大川市	1	0	0.0	0	0		51	1	2.0	24	4	16.7	20	3	15.0
行橋市	1	0	0.0	1	0	0.0	183	4	2.2	60	6	10.0	41	5	12.2
豊前市	1	0	0.0	0	0		125	5	4.0	22	4	18.2	19	4	21.1
中間市	1	0	0.0	1	0	0.0	61	9	14.8	55	4	7.3	44	4	9.1
小郡市	1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6	46	13	28.3	46	13	28.3
筑紫野市	1	0	0.0	1	0	0.0	82	6	7.3	51	14	27.5	42	9	21.4
春日市	1	0	0.0	1	0	0.0	35	4	11.4	50	14	28.0	50	14	28.0
大野城市	1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1	64	11	17.2	64	11	17.2
宗像市	1	1	100.0	1	0	0.0	141	11	7.8	71	14	19.7	65	14	21.5
太宰府市	1	0	0.0	1	0	0.0	44	5	11.4	50	8	16.0	41	7	17.1
古賀市	1	0	0.0	1	0	0.0	46	4	8.7	39	10	25.6	38	10	26.3
福津市	1	0	0.0	1	0	0.0	103	10	9.7	48	8	16.7	48	8	16.7
うきは市	1	0	0.0	1	0	0.0	11	1	9.1	21	6	28.6	15	5	33.3
宮若市	1	0	0.0	1	0	0.0	85	4	4.7	24	3	12.5	21	2	9.5
嘉麻市	1	0	0.0	1	0	0.0	110	16	14.5	40	11	27.5	38	10	26.3
朝倉市	1	0	0.0	1	0	0.0	223	5	2.2	50	10	20.0	43	9	20.9
みやま市	1	0	0.0	1	0	0.0	150	2	1.3	40	11	27.5	31	9	29.0
糸島市	1	0	0.0	1	0	0.0	164	5	3.0	67	8	11.9	59	8	13.6
那珂川市	1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4	37	5	13.5	32	3	9.4
市 小計	29	1	3.4	34	5	14.7	6,661	865	13.0	2,927	542	18.5	2,551	486	19.1
宇美町	1	0	0.0	2	0	0.0	48	5	10.4	18	2	11.1	16	2	12.5
篠栗町	1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	19	5	26.3	15	4	26.7
志免町	1	0	0.0	1	0	0.0	29	6	20.7	17	4	23.5	13	2	15.4

市町村名	市町村長・副市町村長の状況						自治会長			課長相当職以上の在職状況					
	市町村長	うち女性	女性比率(%)	副市町村長数	うち女性副市町村長		自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	課長相当職以上総数	うち一般行政職				
					副市町村長数	女性比率(%)					うち女性	女性比率(%)	課長相当職以上総数	うち女性	女性比率(%)
須恵町	1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	18	2	11.1	18	2	11.1
新宮町	1	0	0.0	1	0	0.0	24	4	16.7	16	4	25.0	14	3	21.4
久山町	1	0	0.0	1	1	100.0	8	0	0.0	13	5	38.5	9	3	33.3
粕屋町	1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	22	6	27.3	18	4	22.2
芦屋町	1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3	19	3	15.8	15	3	20.0
水巻町	1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5	18	3	16.7	16	3	18.8
岡垣町	1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4	19	4	21.1	19	4	21.1
遠賀町	1	0	0.0	1	0	0.0	23	2	8.7	16	2	12.5	15	2	13.3
小竹町	1	1	100.0	0	0		18	1	5.6	13	3	23.1	11	3	27.3
鞍手町	1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0	14	2	14.3	14	2	14.3
桂川町	1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9	16	2	12.5	12	1	8.3
筑前町	1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0	21	5	23.8	18	5	27.8
東峰村															
大刀洗町	1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0	16	7	43.8	13	5	38.5
大木町	1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0	13	3	23.1	12	3	25.0
広川町	1	0	0.0	1	0	0.0				11	2	18.2	11	2	18.2
香春町	1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7	12	1	8.3	12	1	8.3
添田町	1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9	17	4	23.5	17	4	23.5
糸田町	1	0	0.0	1	0	0.0	21	2	9.5	24	9	37.5	11	1	9.1
川崎町	1	0	0.0	1	0	0.0	42	4	9.5	20	3	15.0	20	3	15.0
大任町	1	0	0.0	0	0		1	0	0.0	18	2	11.1	17	2	11.8
赤村	1	0	0.0	0	0		7	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0
福智町	1	0	0.0	1	0	0.0	81	4	4.9	18	4	22.2	18	4	22.2
苅田町	1	0	0.0	1	0	0.0	48	1	2.1	32	7	21.9	27	7	25.9
みやこ町	1	0	0.0	1	0	0.0	113	4	3.5	18	2	11.1	14	2	14.3
吉富町	1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0	15	6	40.0	15	6	40.0
上毛町	1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4	12	0	0.0	11	0	0.0
築上町	1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1	33	17	51.5	20	5	25.0
町村 小計	30	1	3.3	28	1	3.6	1,046	53	5.1	523	119	22.8	446	88	19.7
合計	59	2	3.4	62	6	9.7	7,707	918	11.9	3,450	661	19.2	2,997	574	19.2

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、福岡県調べ

3 女性の登用状況（続き）

令和7年4月1日現在

市町村名	市町村防災会議(委員のみ)			市町村防災会議(会長を含む)			本庁の防災・危機管理部局への配置状況					
	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		
										うち女性数	女性比率(%)	
北九州市	59	19	32.2	60	19	31.7	33	4	12.1	5	1	20.0
福岡市	48	7	14.6	49	7	14.3	36	7	19.4	7	1	14.3
大牟田市	34	10	29.4	35	10	28.6	7	2	28.6	2	0	0.0
久留米市	38	8	21.1	39	8	20.5	10	2	20.0	2	0	0.0
直方市	31	4	12.9	32	4	12.5	4	1	25.0	1	0	0.0
飯塚市	36	10	27.8	37	10	27.0	8	2	25.0	2	1	50.0
田川市	28	2	7.1	29	2	6.9	5	0	0.0	1	0	0.0
柳川市	27	2	7.4	28	2	7.1	3	0	0.0	0	0	0.0
八女市	26	8	30.8	27	8	29.6	7	1	14.3	1	0	0.0
筑後市							4	1	25.0	1	0	0.0
大川市							4	0	0.0	2	0	0.0
行橋市	26	5	19.2	27	5	18.5	4	1	25.0	2	1	50.0
豊前市	16	2	12.5	17	2	11.8	3	0	0.0	0	0	0.0
中間市	31	4	12.9	32	4	12.5	7	2	28.6	2	0	0.0
小郡市	21	5	23.8	22	5	22.7	6	2	33.3	1	0	0.0
筑紫野市	24	4	16.7	25	4	16.0	6	1	16.7	1	0	0.0
春日市	19	3	15.8	20	3	15.0	10	1	10.0	2	0	0.0
大野城市	29	11	37.9	30	11	36.7	12	1	8.3	2	0	0.0
宗像市	35	5	14.3	36	6	16.7	10	1	10.0	2	0	0.0
太宰府市							8	1	12.5	2	0	0.0
古賀市	24	7	29.2	25	7	28.0	6	1	16.7	2	1	50.0
福津市	26	4	15.4	27	4	14.8	5	0	0.0	1	0	0.0
うきは市	33	8	24.2	34	8	23.5	4	0	0.0	1	0	0.0
宮若市							3	1	33.3	0	0	0.0
嘉麻市	25	8	32.0	26	8	30.8	6	1	16.7	1	0	0.0
朝倉市							4	0	0.0	1	0	0.0
みやま市	19	8	42.1	20	8	40.0	4	0	0.0	1	0	0.0
糸島市	45	11	24.4	46	11	23.9	8	1	12.5	3	0	0.0
那珂川市	24	8	33.3	25	8	32.0	6	0	0.0	1	0	0.0
市 小計	724	163	22.5	748	164	21.9	233	34	14.6	49	5	10.2
宇美町	17	3	17.6	18	3	16.7	7	0	0.0	2	0	0.0
篠栗町	27	4	14.8	28	4	14.3	2	0	0.0	0	0	0.0
志免町	27	7	25.9	28	7	25.0	6	0	0.0	1	0	0.0
須恵町	14	1	7.1	15	1	6.7	4	0	0.0	2	0	0.0
新宮町							7	4	57.1	3	1	33.3
久山町							10	4	40.0	3	1	33.3
粕屋町	19	6	31.6	20	6	30.0	5	2	40.0	1	0	0.0
芦屋町							5	1	20.0	1	0	0.0
水巻町	22	1	4.5	23	1	4.3	6	0	0.0	1	0	0.0
岡垣町	17	3	17.6	18	3	16.7	8	1	12.5	1	0	0.0
遠賀町	24	6	25.0	25	6	24.0	3	0	0.0	1	0	0.0
小竹町	24	3	12.5	25	4	16.0	4	0	0.0	1	0	0.0
鞍手町							3	1	33.3	1	1	100.0
桂川町	22	3	13.6	23	3	13.0	4	1	25.0	1	1	100.0
筑前町	14	1	7.1	15	1	6.7	5	2	40.0	1	0	0.0
東峰村												
大刀洗町	19	3	15.8	20	3	15.0	2	0	0.0	0	0	0.0
大木町	29	7	24.1	30	7	23.3	2	0	0.0	0	0	0.0
広川町	23	3	13.0	24	3	12.5	3	0	0.0	1	0	0.0
香春町	7	0	0.0	8	0	0.0	13	4	30.8	1	0	0.0
添田町	8	1	12.5	9	1	11.1	4	0	0.0	1	0	0.0
糸田町	8	0	0.0	9	0	0.0	6	1	16.7	1	0	0.0
川崎町	9	1	11.1	10	1	10.0	10	1	10.0	1	0	0.0
大任町	14	0	0.0	15	0	0.0	7	2	28.6	3	0	0.0
赤村							6	1	16.7	2	0	0.0
福智町	15	1	6.7	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0
苅田町	24	6	25.0	25	6	24.0	6	2	33.3	2	1	50.0
みやこ町	12	2	16.7	13	2	15.4	5	0	0.0	2	0	0.0
吉富町	16	1	6.3	17	1	5.9	2	0	0.0	0	0	0.0
上毛町	12	0	0.0	13	0	0.0	5	0	0.0	1	0	0.0
築上町	17	4	23.5	18	4	22.2	3	0	0.0	1	0	0.0
町村 小計	440	67	15.2	465	68	14.6	153	27	17.6	36	5	13.9
合 計	1,164	230	19.8	1,213	232	19.1	386	61	15.8	85	10	11.8

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、福岡県調べ

4 政治分野の推進状況

市町村名	市町村議会選挙における候補者数等の状況							選挙年月日
	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合	
		男性	女性		男性	女性		
北九州市	57							R7. 1. 26
福岡市	62	71	26	26.8%	48	14	22.6%	R5. 4. 9
大牟田市	23	24	6	20.0%	17	6	26.1%	R5. 4. 23
久留米市	36	42	6	12.5%	30	6	16.7%	R5. 4. 23
直方市	19	20	4	16.7%	17	2	10.5%	R5. 4. 23
飯塚市	28	32	2	5.9%	27	1	3.6%	R5. 4. 23
田川市	18	19	2	9.5%	17	2	10.5%	R5. 4. 23
柳川市	19	20	1	4.8%	18	1	5.3%	R4. 10. 2
八女市	22	21	2	8.7%	20	2	9.1%	R5. 4. 23
筑後市	17	16	4	20.0%	14	3	17.6%	R5. 4. 23
大川市	14	13	3	18.8%	11	3	21.4%	R5. 4. 23
行橋市	20	19	4	17.4%	17	3	15.0%	R6. 4. 14
豊前市	13	11	3	21.4%	10	3	23.1%	R6. 3. 24
中間市	16							R7. 6. 15
小郡市	18	16	4	20.0%	14	4	22.2%	R4. 4. 24
筑紫野市	22							R5. 4. 23
春日市	20	19	6	24.0%	14	6	30.0%	R5. 4. 23
大野城市	20	20	6	23.1%	14	6	30.0%	R5. 4. 23
宗像市	20							R6. 10. 27
太宰府市	18	20	5	20.0%	14	4	22.2%	R3. 12. 12
古賀市	19	19	6	24.0%	15	4	21.1%	R5. 4. 23
福津市	18	17	5	22.7%	14	4	22.2%	R4. 12. 25
うきは市	14	13	2	13.3%	13	1	7.1%	R4. 4. 24
宮若市	16	16	4	20.0%	15	1	6.3%	R4. 3. 13
嘉麻市	16	18	2	10.0%	15	1	6.3%	R5. 4. 23
朝倉市	18	17	3	15.0%	15	3	16.7%	R5. 4. 23
みやま市	16	14	3	17.6%	13	3	18.8%	R5. 7. 23
糸島市	20	26	3	10.3%	17	3	15.0%	R4. 1. 30
那珂川市	17							R7. 3. 23
市 小計		523	112	17.6%	419	86	17.0%	
宇美町	12	15	1	6.3%	11	1	8.3%	R4. 2. 20
篠栗町	12	9	5	35.7%	8	4	33.3%	R5. 4. 23

市町村名	市町村議会選挙における候補者数等の状況							選挙年月日
	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合	
		男性	女性		男性	女性		
志免町	14	11	4	26.7%	10	4	28.6%	R5. 4. 23
須恵町	13	14	2	12.5%	11	2	15.4%	R5. 4. 23
新宮町	12	11	3	21.4%	10	2	16.7%	R5. 4. 23
久山町	10	10	1	9.1%	9	1	10.0%	R7. 9. 21
粕屋町	16							R7. 4. 13
芦屋町	12	11	2	15.4%	11	1	8.3%	R5. 4. 23
水巻町	14	13	4	23.5%	10	4	28.6%	R5. 4. 23
岡垣町	13	11	3	21.4%	10	3	23.1%	R5. 4. 23
遠賀町	13	13	1	7.1%	12	1	7.7%	R5. 4. 23
小竹町	12	11	3	21.4%	9	3	25.0%	R4. 12. 11
鞍手町	13							R5. 4. 23
桂川町	10	9	2	18.2%	8	2	20.0%	R4. 10. 23
筑前町	14	14	2	12.5%	12	2	14.3%	R5. 1. 22
東峰村	10	11	2	15.4%	9	1	10.0%	R4. 4. 24
大刀洗町	12	13	1	7.1%	11	1	8.3%	R5. 9. 24
大木町	12							R5. 4. 23
広川町	13	12	1	7.7%	12	1	7.7%	R5. 12. 10
香春町	13							R7. 3. 23
添田町	11	9	2	18.2%	9	2	18.2%	R4. 7. 17
糸田町	12	14	1	6.7%	11	1	8.3%	R5. 4. 23
川崎町	16							R5. 4. 23
大任町	11	12	0	0.0%	11	0	0.0%	R5. 4. 23
赤村	10	10	1	9.1%	9	1	10.0%	R7. 6. 29
福智町	18	17	3	15.0%	16	2	11.1%	R5. 4. 30
苅田町	16	18	2	10.0%	14	2	12.5%	R5. 9. 24
みやこ町	14	15	2	11.8%	12	2	14.3%	R5. 4. 23
吉富町	10	9	1	10.0%	9	1	10.0%	R5. 4. 23
上毛町	12	13	0	0.0%	12	0	0.0%	R5. 2. 5
築上町	14	15	0	0.0%	14	0	0.0%	R5. 7. 23
町村 小計		320	49	13.3%	280	44	13.6%	
合計		843	161	16.0%	699	130	15.7%	

※候補者の性別を公開している市町村のみ記載

(福岡県選挙管理委員会調べ)

4 政治分野の推進状況（つづき）

令和7年7月1日現在

市町村名	規定に明記された欠席事由									研修等の実施状況		議会内設備		通称使用
	議員本人の出産			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	男女共同参画※1	ハラスメント※2	保育施設	授乳室	
	休業期間	減額規定												
北九州市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	2	1
福岡市	1	4	2	4	1	4	1	1	2	3	3	4	4	1
大牟田市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	1
久留米市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	1
直方市	1	4	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	1
飯塚市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1
田川市	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	4
柳川市	1	3	2	1	1	1	1	1		3	2	4	4	1
八女市	1	3	1	1	1	1	1	1	1	3	2	4	4	1
筑後市	1	3	2	1	1	1	1	1	1	2	1	4	4	1
大川市	1	3	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	1
行橋市	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	1
豊前市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	4
中間市	1	2	2	1	1	1	1	1		3	1	4	4	1
小都市	1	2	1	1	1	1	1	1		3	1	4	4	1
筑紫野市	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4	4	1
春日市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	4	3	1
大野城市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	4	4	1
宗像市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	4	4	2
太宰府市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	1
古賀市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	2	2
福津市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	1
うきは市	1	3	2	1	1	1	1	1		2	1	4	2	1
宮若市	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	2
嘉麻市	4			4	4	4	4	4		2	1	4	4	1
朝倉市	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	4	4	2
みやま市	1	3	2	1	1	1	1	1		3	1	4	2	4
糸島市	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4	4	1
那珂川市	1	2	2	1	1	1	1	1		3	1	4	4	1
宇美町	1	2	2	1	1	1	1	1		2	1	4	2	3
篠栗町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	4	4	1
志免町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	4	4	1
須恵町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	1	4	4	2
新宮町	1	2	2	2	2	2	2	2		3	3	4	4	1
久山町	1	2	2	1	4	1	1	1	1	2	2	4	4	2
粕屋町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	1
芦屋町	1	2	2	1	1	1	1	1	2	3	3	4	2	3
水巻町	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	2	4	2	2
岡垣町	1	2	2	1	1	1	1	2	4	3	3	4	4	1
遠賀町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	2

市町村名	規定に明記された欠席事由									研修等の実施状況		議会内設備		通称使用
	議員本人の出産			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	男女共 同参画 ※1	ハラスメ ント※2	保育施設	授乳室	
	休業期間	減額規定												
小竹町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	2
鞍手町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	4	4	4
桂川町	1	2	2	1	1	1	1	4	1	3	3	4	4	1
筑前町	1	3	2	1	1	1	1	1		3	1	4	2	1
東峰村														
大刀洗町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	4
大木町	1	2	2	1	1	1	1	1		1	1	2	4	1
広川町	1	2	2	1	1	1	1	1		1	1	4	4	1
香春町	1	2	2	1	1	1	1	1		2	2	4	4	1
添田町	1	2	2	1	1	1	1	4		3	3	4	4	1
糸田町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	1	4	4	1
川崎町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	4	4
大任町	2			4	4	4	4	2		3	1	4	4	2
赤村	1	2	2	1	1	1	1	1		2	3	4	4	4
福智町	1	2	2	1	1	1	1	1		3	3	4	4	1
苅田町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	3	4	2	1
みやこ町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	2	4	4	4
吉富町	1	2	1	1	1	1	1	1		3	3	4	4	4
上毛町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	3	4	4	4
築上町	1	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	4	4	4

「規定に明記された欠席事由」欄

「議員本人の出産」欄

- 1 明記した規定がある
- 2 明記した規定はないが、運用上認めている
- 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない
- 4 明記した規定がなく、過去に事例がない

「議員本人の出産」以外の欄

- 1 個別の各事由を明記した規定がある
- 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている
- 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない
- 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない
(2及び3の場合を除く。)

「規定に明記された欠席事由」欄

「休業期間」欄

- 取得することが可能な休業期間は、
- 1 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い
 - 2 労働基準法65条の産前産後期間と同等
 - 3 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い
 - 4 期間の定めはない

「減額規定」欄

- 1 あり
- 2 なし
- 3 その他

「研修等の実施状況」欄 ※1 男女共同参画に係る研修（ハラスメント防止に関するもの以外） ※2 ハラスメント防止に関する議員向け研修

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 行っている。 2 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行っている。 2 行っていないが、今後、行う予定である。 3 行っておらず、今後、行う予定もない。 |
|---|---|

「議会内設備」欄

「保育施設」欄

- 1 人員及び場所の設置又は提供がされている（臨時のものも含む）
- 2 保育に必要な場所の設置又は提供がされている（臨時のものも含む）
- 3 設置または提供する予定である
- 4 なし

「授乳室」欄

- 1 専用の場所が設置されている（常設）
- 2 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている（臨時のものも含む）
- 3 設置又は提供する予定である
- 4 なし

「通称使用」欄

- 1 明記した規定があり、認めている
- 2 明記した規定はないが、運用上認めている
- 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない
- 4 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない

第4部

資料編

- ◆国際婦人年以降の国内外の主な動き
- ◆福岡県男女共同参画推進条例
- ◆福岡県男女共同参画審議会規則
- ◆福岡県男女共同参画審議会委員名簿
- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	日本	福岡県
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (世界行動計画採択)	9月 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 7月 「国立婦人教育会館」設置 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置
1980年 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催 〔コペンハーゲン〕 (女子差別撤廃条約署名式)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出
1983年 (昭58)	2月 「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(S60.11施行)	
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催〔ナイロビ〕 (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正、第2次行動計画策定
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1988年 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元)		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		5月 「新国内行動計画」(第1次改定策定「育児休業法」公布)	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更
1992年 (平4)		4月 「育児休業法」施行	
1993年 (平5)	6月 世界人権会議(ウィーン) 12月 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	
1995年 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」
1996年 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『（愛称）あすばる』」開館
1997年 (平9)		1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平10)			4月 初の女性副知事誕生
1999年 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	9月 「女性副知事サミット」開催
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001年 (平13)		1月 内閣府に 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 1月 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が「国立女性教育会館『ヌエック』」へ名称変更 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行
2002年 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月 「福岡県男女共同参画計画」策定

年	世 界	日 本	福 岡 県
2003年 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	4月 「福岡県女性総合センター『あすばる』が「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更
2004年 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」第1次改正（定義の拡大など） 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充）	
2005年 (平17)	2月 北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
2006年 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平19)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者暴力防止法」第2次改正（保護命令の拡充、市町村についての規定強化など）	
2008年 (平20)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月 「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度導入の義務付けなど） 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)	3月 北京+15（第54回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	
2011年 (平23)			1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年 (平24)		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行（100人以下事業主適用）	
2013年 (平25)		6月 「配偶者暴力防止法」第3次改正（準用による適用対象範囲の拡大など） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（婦人相談所等による支援を明記） 10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	
2014年 (平26)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行 4月 「次世代育成支援対策推進法」改正・一部施行	
2015年 (平27)	3月 北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	4月 「改正次世代育成支援対策推進法」施行 9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 12月 「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定	
2016年 (平28)		4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 12月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（職務関係者による配慮等）	1月 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 3月 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 4月 「女性活躍推進室」設置 6月 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立
2017年 (平29)		6月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 10月 「改正育児・介護休業法」施行	
2018年 (平30)		5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
2019年 (令元)		5月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の改正（ハラスメント対策の強化） 6月 「配偶者暴力防止法」改正（DV対応と児童虐待対応との連携強化など）	3月 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布・一部施行
2020年 (令2)	3月 北京+25（第64回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	4月 「改正配偶者暴力防止法」施行 6月 改正「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の施行 12月 「男女共同参画基本計画（第5次）」閣議決定	
2021年 (令3)		5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大等） 6月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 「育児・介護休業法」の改正（男性育休の取得促進） 8月 「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	1月 「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 3月 「第5次福岡県男女共同参画計画」策定
2022年 (令4)		4月 改正「育児・介護休業法」施行 5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	4月 「男女共同参画行政推進会議」が「ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 7月 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」公布
2023年 (令5)		5月 「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充など）	3月 「福岡県困難な問題を抱える女性に対する支援計画」策定

<p>2024年 (令6)</p>		<p>4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 5月 「育児・介護休業法」及び「次世代育成対策推進法」改正・一部施行</p>	<p>4月 「女性活躍推進室」が「女性活躍推進課」へ組織改正 「女性相談所」が「女性相談支援センター」へ組織改正</p>
<p>2025年 (令7)</p>		<p>4月 改正「育児・介護休業法」及び「次世代育成対策推進法」一部施行 6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（10年間延長等）一部施行 「男女雇用機会均等法」、「労働施策総合推進法」の改正（ハラスメント対策の強化）一部施行 「独立行政法人男女共同参画機構法」成立、一部施行 「男女共同参画社会基本法」改正、一部施行 10月 改正「育児・介護休業法」全面施行 12月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正・施行（接近禁止命令等の禁止行為の追加） 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正・一部施行（規制対象行為の拡大等）</p>	

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

平成十三年十月十九日公布、施行

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第八条—第二十一条）
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」と

いう。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会規則

(平成十三年福岡県規則第六十九号)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二十二条第五項の規定に基づき、福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、条例第二十二条第三項の規定により知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、四人以内とする。

- 一 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会委員 名簿

令和8年1月現在

氏名	所属団体等	備考
飯塚 一朗	日本放送協会福岡放送局 コンテンツセンター 専任部長	
石川 一仁	福岡県立小倉高等学校 校長	
一宮 仁	公益社団法人福岡県医師会 副会長	
大久保 千穂	タカハ機工(株) 代表取締役社長	
加藤 聖子	九州大学医学研究院 教授	会長 計画第一部会長
清田 徳明	TOTO(株) 代表取締役会長	
合力 知工	福岡大学商学部 教授	
櫻 たかこ	【公募委員】	
佐藤 有里子	一般社団法人 umau. 会長	
志柿 敏隆	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長	
谷口 洋子	【公募委員】	
中村 珠美	大牟田市副市長	
花岡 志乃	篠栗町消防団女性消防隊 隊長	
原田 泰伸	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
榊尾 美栄子	北九州市立男女共同参画センター 所長	
光安 正哉	福岡県弁護士会	
宮崎 聖子	福岡女子大学 教授	
森島 孝	NPO 法人ファザーリング・ジャパン九州 代表理事	
山本 美穂	【公募委員】	
横山 美栄子	NPO 法人福岡ジェンダー研究所 理事	計画第二部会長

(50音順、敬称略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文	
第一章 総則 (第一条—第十二条)	
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)	
第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)	
附則	

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮され

なければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同

- 「参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たったの配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項にお

いて「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

- 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

- 第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大

臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性

労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づ

く取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該

相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」とい

う。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に

資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
 - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業

主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条

第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるに

ふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）
第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施

策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配

偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかにしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。))を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （期日の呼出し）
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したと

- きは、この限りでない。
- （公示送達の方法）
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- （電子情報処理組織による申立て等）
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
 - 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
 - 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
 - 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
 - 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告に

ついでに裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を

呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百零一条、第一編第七章、第一百三十二条の二第五項及び第六項、第一百三十二条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十二条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百三十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規	調査

	定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための

指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで	配偶者	特定関係者

並びに第二項第一号及 び第二号並びに 第十八条第一項		
第十条第一項、 第十条の二並び に第十二条第一 項第一号及び第 二項第一号	離婚をし、又はそ の婚姻が取り消 された場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
第三章	女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
第四章	雑則(第十六条—第二十二条)
第五章	罰則(第二十三条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に關し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(女性相談支援員)
- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
(女性自立支援施設)
- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
(民間の団体との協働による支援)
- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
(民生委員等の協力)
- 第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁

護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する

費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 （略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄) (昭和六十年七月一日条約第七号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初

に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

る機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしていないかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の

経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択す

る権利を含む。）

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに關する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2～9 (略)

第十八条～第二十条 (略)

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

表紙

福岡県男女共同参画シンボルマーク
福岡県が平成15年度に作品を募集し
最優秀賞として選ばれた作品です。

令和7年度 福岡県男女共同参画白書

令和8年3月発行

編集・発行 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7
TEL(092)643-3391



福岡県

福岡県行政資料	
分類記号 JD	所属コード 5200408
登録年度 07	登録番号 0006

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。